文化芸術立国の実現を目指して

文化庁監修

はじめに

文化庁は、平成20年6月、創設40周年を迎えました。この間、幅広い関係者の努力により、文化行政は大きく進展しました。

特に、この十年を振り返ってみると、平成13年12月に、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示す、文化芸術振興基本法が施行され、文化行政は新たな局面を迎えました。

この基本法に基づき、平成14年12月に、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るための「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を閣議決定し、19年2月にはその見直しを行い、19年からおおむね5年間の政策課題の方向性を示した第二次基本方針を策定しました。

国全体の財政事情が厳しい中,文化庁予算は着実に増加し,平成20年度には10年度に比べると約200億円増の1,018億円となりました。

近年,世界各国において,文化芸術が有する創造性を社会の活性化に生かし,また,文化芸術を発信することによって,国の魅力を高めようとする戦略が見られます。文化庁においても,「クール・ジャパン」とも称される現代の日本文化のみならず,古くからの優れた伝統文化と併せて魅力ある日本の姿を発信することにより,世界における日本文化への理解を深めるための施策を推進しているところです。

本書は、これら10年間の文化行政の主要な歩みを振り返り、文化庁が取り 組んでいる様々な施策の状況を理解していただくことをねらいとして編集し ました。

本書が文化行政や文化活動に携わる人々のみならず, できるだけ多くの 人々にお読みいただき 活用されることを願っております。

平成21年3月

文化庁長官 青木 保

目 次

第 I 部 この10年を振り返って

第1章	文化芸術振興基本法の制定と文化芸術の振
	興に関する基本的な方針の策定
第1節	文化芸術振興基本法
第2節	文化芸術の振興に関する基本的な方針 4
第2章	行政改革・規制改革と国立文化施設等の組
	織改編
第1節	中央省庁等再編10
第2節	国立文化施設等の組織改編11
第3章	新たな国立文化施設の整備
第1節	国立劇場おきなわ20
第2節	九州国立博物館30
第3節	国立新美術館41
第4章	文化芸術創造プラン(新世紀アーツプラン)
appeal County College State County State Cou	の創設
第1節	創設の経緯50
第2節	最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等・53
第3節	「日本映画・映像」振興プランの推進56
第4節	世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成60
第5節	こどもの文化芸術体験活動の推進63
第6節	今後の方向65

第5章	文化力プロジェクトの実施	
第1節	「文化力」で日本の社会を元気にする―「文化力プロ	
	ジェクト」	66
第6章	文化財保護制度の新たな展開	
第1節	この10年の文化財保護法の改正	
第2節	重要文化的景観	
第3節	民俗技術	87
第4節	文化財登録制度の拡充	92
第5節	地方分権に関する文化財保護法の改正(平成11年)	94
第6節	文化財保護制度の今後の展開	94
第7章	古墳壁画の保存対策〜文化財保存の難しさ〜	
第1節	古墳壁画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
第2節	高松塚古墳	97
第3節	キトラ古墳	106
第8章	世界遺産登録に向けた国内の気運の高まり	
第1節	世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に	
	関する条約)	112
第2節	我が国の世界遺産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
第3節	今後の取組	118
第9章	無形文化遺産の保護に関する条約の締結	**
第1節	人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言	120
第2節	条約の内容	122
第3節	条約に係る審議経過及び今後の予定	123
第4節	条約に対する我が国の対応	
第5節	条約に関する我が国の国際貢献	

第10章	国際文化フォーラム事業と文化交流使事業	
	の創設	
第1節	国際文化フォーラムについて	127
第2節	文化庁文化交流使について	132
第川草	海外の文化遺産の保護に関する国際的な協	
	力の推進に関する法律の制定と文化遺産国	
	際協力コンソーシアムの発足	
第1節	沿 革	140
第2節	文化財国際協力等推進会議と文化外交推進懇談会	140
第3節	海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関	
	する法律の制定	142
第4節	文化遺産国際協力コンソーシアムの発足	142
第5節	文化遺産国際協力コンソーシアムを通じた協力	144
第6節	海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関	
	する基本的な方針の策定	145
第12章	新しい時代に対応した著作権制度	
第1節	知的財産基本法の制定と知的財産戦略本部の設置	147
第2節	知的財産推進計画に基づく著作権施策の展開	148
第3節	今後の課題	150
第13章	国語審議会から文化審議会国語分科会へ	
第1節	新しい時代に応じた国語施策	152
第2節	「国語力」答申と「敬語の指針」	155

第Ⅲ部 10年間の文化行政のあらまし

第1章	文化振興施策の総合的な推進	
第1節	文化庁の組織	164
第2節	文化芸術振興基本法と文化芸術の振興に関する基本的	
	な方針	168
第3節	文化芸術に関する法律の整備	169
第4節	文化芸術振興のための予算措置	17
第5節	文化芸術活動に関する税制措置	179
第2章	芸術創造活動の推進	
第1節	芸術創造活動への様々な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182
第2節	メディア芸術の振興	188
第3節	芸術祭	193
第4節	企業等による文化活動への支援	194
第5節	日本芸術文化振興会	19
第6節	日本芸術院	204
第3章	地域における文化芸術の振興	
第1節	地域における文化活動への支援	20:
第2節	こどもの文化芸術体験活動の推進	21
第4章	文化財の保存と活用	
第1節	文化財保護の体制	22
第2節	文化財保護法の改正と関連法の制定	22
第3節	有形文化財の保存と活用	22.
第4節	無形文化財の継承と発展	23
第5節	民俗文化財の保存と継承	23
第6節	記念物の保存と活用	23

第7節	文化的景観の保存と活用	231
第8節	歴史的集落・町並みの保存と活用	238
第9節	文化財保存技術の保護	24
第10節	埋蔵文化財の保護	24
第11節	世界遺産	242
第12節	無形文化遺産の保護	24
第5章	美術館・歴史博物館の振興	
第1節	我が国の美術館・歴史博物館の概要	24
第2節	公私立の美術館・歴史博物館への支援	24.
第3節	登録美術品制度の実施	24
第4節	国立美術館	25
第5節	国立文化財機構	25
第6章	国際文化交流を通じた日本文化の発信と国	
	際協力への取組	
第1節	日本文化の発信と国際文化交流の推進	
第2節	文化財分野における国際協力の推進	28
第7章	著作権施策の展開	
第1節	法制度の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	円滑な流通の促進	
第3節	著作権教育の充実	
第4節	国際的課題への対応	
第5節	当面の課題	31
第8章	国語施策の推進	
第1節	国語施策の必要性	
第2節	国語施策と審議会	
第3節	国語施策の普及	
第4節	日本語教育の推進	· 32

	舞	章	我が国の宗教の現状と宗務行政の推進	
	第	1節	我が国の宗教の現状	325
	第	2節	宗務行政の推進	333
		0庫	アイヌ文化の振興	
	第	1節	アイヌ文化の振興等のための法律の制定	337
	第	2節	アイヌ文化の振興等のための施策	339
45	第Ⅲ	部	資料編	
45	ŧШ	部	資料編	
65	育皿 1		資 料 編 議会・諮問機関等の提言・報告・答申等	344
65		文化審	議会・諮問機関等の提言・報告・答申等	344 356
5	1	文化審 文化庁 文化庁	議会・諮問機関等の提言・報告・答申等······ 年表······························	
65	1 2	文化審 文化庁 文化庁	議会・諮問機関等の提言・報告・答申等 年表	356
65)	1 2 3 4	文化審 文化庁 文化庁 文化庁 文化行	議会・諮問機関等の提言・報告・答申等年表 職員 政組織の変遷	356 366
5	1 2 3 4	文化缩 文化方文化方文化方文化方文化方	議会・諮問機関等の提言・報告・答申等年表 年表	356 366 368
9	1 2 3 4 5 6	文化籍 文化方 文化方 文化方 文化方 文化方 文化方 文化方 文化方	議会・諮問機関等の提言・報告・答申等 年表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	356 366 368 370

第 5 節 国立国語研究所 324

※本書の記述内容は、平成20年3月31日時点の情報に基づいています。ただし、一部出版時までに大きな変化があった事項について、4月以降の情報に基づき記載している部分があります。

 9 文化庁主催の講習会実施状況……
 387

 10 文化芸術関係の顕彰制度……
 390

第I部

~この10年を振り返って~

第1章 文化芸術振興基本法の制定と文化芸術の振興に関する基本的な方針の策定

図1-1 文化芸術振興基本法の概要

第一章 総則(第1条~第6条)

目的(第1条)-

心豊かな国民生活と活力ある社会の実現

文化芸術振興の基本理念(第2条)

- 芸術家等の自主性の尊重
- 芸術家等の創造性の尊重
- ・国民の鑑賞・参加・創造の環境の整備
- ・我が国及び世界の文化芸術の発展
- ・多様な文化芸術の保護・発展
- ・地域の特色ある文化芸術の発展
- ・国際的な交流及び貢献の推進
- 国民の意見の反映

国・地方公共団体の責務(第3・4条) 国民の関心・理解(第5条) 法制トの措置等(第6条)

第二章 基本方針(第7条)

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が基本方針を策定(文部科学大臣が案を作成)

第三章 基本的施策(第8条~第35条)

- ・文化芸術の各分野の振興
- ・地域の文化芸術の振興
- 国際文化交流の推進
- 人材の養成・確保
- ・国語・日本語教育の充実
- ・著作権等の保護・利用
- ・国民の鑑賞等の機会の充実
- ・ 学校教育における文化芸術活動の充実
- ・文化施設の充実
- 情報通信技術の活用の推進
- 民間の支援活動の活性化。
- ・政策形成の民意の反映 等

第1章

文化芸術振興基本法の制定と文 化芸術の振興に関する基本的な 方針の策定

第1節 文化芸術振興基本法

文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、表現力を高めるとともに、人々の 心のつながりや相互に理解し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることが できる心豊かな社会を形成するものである。また、文化芸術は、それ自体が 固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国や時代における国民共通 のよりどころとなるものである。

このような文化芸術の役割は、心豊かで質の高い生活や活力ある社会の形成にとって、重要な意義を持ち続けると考えられる。しかし、20世紀の後半から21世紀に掛けて、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備や環境の形成は十分な状態にあるとは言えない。このため、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することが緊要な課題となっていた。

超党派から成る音楽議員連盟においては、昭和52年の結成の際に、「21世紀を前に文化立国を国是とする『芸術文化基本法』(仮称)の創設を目指して本格的研究と検討を行う」との宣言を行い、それ以来、検討が行われていた。特に、平成12年2月には、同連盟の中に基本法を検討するための特別委員会が設置された。その後、各党における幅広い角度からの研究と検討を経て、「文化芸術振興基本法案」が、議員立法として第153回臨時国会に提出され、衆参両議院の審議を経て13年11月30日に成立し、同年12月7日に公布・

施行された。

この法律は、①文化の中核を成す芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、レコード、文化財などの文化芸術の振興に関する基本理念を定め、②国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、③文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動を促進し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ろうとするものである。

第2節 文化芸術の振興に関する基本的な方針

文化芸術振興基本法の第7条では、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府が基本方針を策定することが明記されている。策定に当たっては、文部科学大臣が文化審議会の意見を聴いて基本方針の案を作成すること、また、基本方針が定められたときは、遅滞なく文部科学大臣が公表しなければならないことも規定されている。

文化芸術振興基本法の成立後,遠山文部科学大臣(当時)は、平成14年6月5日、文化審議会に「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」の諮問を行った。これを受け、文化審議会では、26の文化芸術関係団体と6名の有識者からのヒアリングや国民からの意見募集も含め、精力的に議論を重ね、同年12月5日に、「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」の答申を行った。この答申に基づき基本方針の原案が作成され、同年12月10日に閣議決定された。また、この答申は、文化芸術の振興に関する各委員の「熱い思い」を端的に表すため、「大地からの手紙」という散文詩を冒頭に掲げている。

図1-2 大地からの手紙

大地からの手紙

日本は疲れています。日本は自信をなくしています。 日本人は彷徨い続けています。

戦後、ものを作り、ものを売って高度経済成長を果たした日本は、この半世紀を 爆走しながら、富の代わりに何を手放し、何を見失ってきたのでしょう。

無国籍風の若者たちが集う街では、崩れた日本語が氾濫し、乱れた性が行き交い、刹那主義的なにぎやかさが日常の風景と化しています。

だが、楽しげに遊ぶ若者たちほど、ふと寂しげな表情を見せるのは荷故でしょう。

若者たちを横目で見ながら、「昔は良かった」と嘆く大人たちのin差しの奥に、 疼くような情熱が消えずに残っているのは何故なのでしょう。

若者たちも大人たちも、日本人すべてが、人生の土台となる「熱い何か」を探して、時代と闘っているのかもしれません。

その昔、小さなパン1個で、満たされ癒されたことはありませんか?

飽食の昨今、ご馳走を食べながら、心の空腹を感じたことはありませんか?

富を得て、日本も、日本人も、お金で買えるものを買いすぎました。 衣食足りたあとの富は、時として人間を豹変させ、礼筋を忘れさせ、国の生命力 さえも萎えさせます。

おなかをすかせた心に尋ねてみましょう。

「欲しいものは何ですか?」「それは、この目に見えるものですか?」

狂想曲は鳴り終わりました。

立ち止まって、青空を見上げてみませんか。

久しぶりに大地と話してみませんか。

日本は今日本を蘇らせる「日本人の勢いちから」を待っています。

この第1次基本方針は 第一に 文化芸術の振興の基本的方向として 文 化芸術の振興における国の役割を明らかにするとともに、重視すべき方向と して5事項 留意すべき事項として4事項を定め 第二に 第一の基本的方 向を踏まえて講ずべき基本的施策を定めている。

図1-3 第1次基本方針の概要

第1 文化芸術の振興の基本的方向

- 1 文化芸術の振興の必要性
- 2 文化芸術の振興における国の役割等
- (1) 国の役割
- (2) 重視すべき方向
- i) 文化芸術に関する教育
- ii)国語
- iii) 文化遺産
- iv) 文化発信
- v) 文化芸術に関する財政措置及び税制措置
- (3) 地方公共団体及び民間の役割
- 3. 文化芸術の振興に当たっての基本理念
- 4. 文化芸術の振興に当たって留意すべき事項
 - (1) 芸術家等の地位向上のための条件整備
 - (2) 国民の意見等の把握、反映のための体制の整備
 - (3) 支援及び評価の充実
- (4) 関係機関の連携協力

第2 (略)

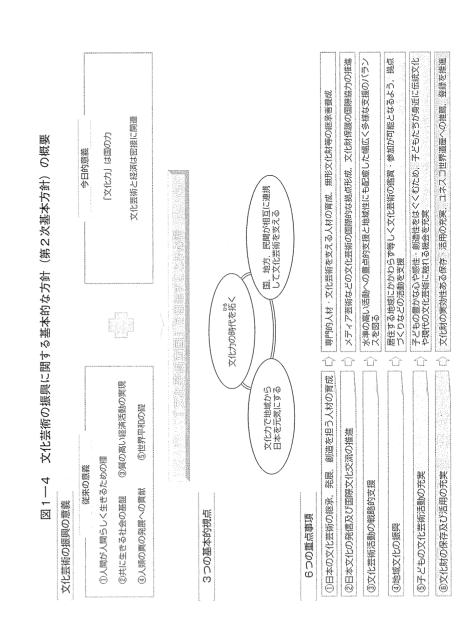
基本方針の制定により 国及び地方公共団体の文化芸術施策が積極的に展 開され 我が国の文化芸術の振興が図られる中、文化審議会文化政策部会 は 平成17年4月から 第1次基本方針策定後の国の施策を概観するととも に 社会経済状況の変化を踏まえて、策定後3年を経た段階における基本方 針の評価と今後の課題の検討を行い 18年2月に文化審議会総会に「「文化 芸術の振興に関する基本的な方針」の評価と今後の課題について(審議のま とめ) | を報告した。この審議のまとめは、各事項についておおむね共通理 解を得たものをまとめているが 個々の委員の意見も明らかにするため、委 員からの課題提起として囲った部分を設けて別途記載し、部会における様々 た章見を国民に示している。

その後、平成18年2月に、小坂文部科学大臣(当時)から文化審議会に対 して基本方針の見直しについて諮問がなされた。これを受けて、文化審議会 文化政策部会では 外部の有識者14名から5回にわたるヒアリングを含め、 14回の議論を精力的に行った。その間、第1次基本方針策定時にヒアリング を実施した文化芸術団体を中心に26団体から書面にて見直しに対する意見聴 取を実施した。また、長崎県、神奈川県及び奈良県において開催された文化 芸術懇談会において基本方針の見直しについての公聴会を実施し、文化政策 部会の委員が参加者から直接意見を聴取する機会を設けた。

さらに、8月の中間まとめの公表に合わせて、広く国民からの意見募集を 行い、個人・団体合わせて102件の意見が寄せられた。

これらを踏まえて検討を重ねた結果,文化審議会として平成19年2月2日 に「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」の答申を行い,この答申に基づき作成された第2次基本方針の原案が,2月9日に閣議決定された。

この第2次基本方針も、おおむね5年間(平成19年度~23年度)を見通して策定され、諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととされている。



行政改革・規制改革と国立文化施設等の組織改編

第1節 中央省庁等再編

・ 国の行政機関の再編成、事務及び事業の減量・効率化等を図ることを目的 として、平成10年6月9日に中央省庁等改革基本法が成立した。

同法においては、文化等を通じた「国際社会への価値の発信」が21世紀の日本における最重要課題の一つであるという認識から、国際文化交流について、文化庁が、外務省との連携を緊密化しつつ、より重要な役割を果たすことが明記された(第26条第8号)。

同法を踏まえ、新たに制定された文部科学省設置法(平成11年7月16日公布、13年1月6日施行)では、文化庁の任務について、従前の文部省設置法において「文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用を図るとともに、宗教に関する国の行政事務を行なうことを任務とする。」と規定されていたところを、「文化庁は、文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。」と規定し、新たに「国際文化交流の振興」が明記されることとなった。

同法の施行により、平成13年1月6日に文部科学省が新たに設置され、引き続き外局として文化庁が置かれるとともに、併せて庁内に国際文化交流・協力の振興に関することや著作権等に関する条約に関する事務を取り扱う国際課が設置された。

さらに、同年12月には、文化芸術の振興に関し基本理念を定め、施策の総合的な推進を図ることを目的とする文化芸術振興基本法(平成13年12月7日公布・施行)が制定され、同法において文化芸術に係る国際交流等の推進が

規定された(第15条)。

第2節 国立文化施設等の組織改編

この10年の間, 平成16年1月には国立劇場おきなわが開場, 17年10月には 九州国立博物館, 19年1月には国立新美術館が開館し, 国立の文化施設は大幅な充実を見た(参照:第I部第3章)。

一方で,これら文化施設は,政府全体で進められている行政改革の対象ともなり,設置主体が変更され,統合,事業の見直し,運営の合理化などに取り組んだ。

平成13年4月に、国立の美術館4館を統合した国立美術館、国立の博物館4館を統合した国立博物館、二つの国立文化財研究所を統合した文化財研究所、そして国立国語研究所が、独立行政法人となった。15年10月には、特殊法人であった日本芸術文化振興会が独立行政法人となった。そして、19年4月には、独立行政法人国立博物館と独立行政法人文化財研究所が統合されて、独立行政法人国立文化財機構となった。さらに、19年12月には、独立行政法人国立国語研究所について、大学共同利用機関に移管することが決定された。

管理運営面においても、これら文化施設にいわゆる「市場化テスト(官民競争入札)」を導入する提案が行われた。平成18年7月には「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行され、20年度から一部の施設の管理については市場化テストを導入することとなった。

独立行政法人になって以降,各文化施設においては,組織のスリム化,業務の外部委託など運営の合理化に努めるとともに,経営努力を重ねてきた。 その結果,国立美術館・博物館においては,入場者数,自己収入ともに格段に増加した。

この10年間は、このように国立の文化施設にとって大きな改革の10年であった。

1. 独立行政法人制度の導入

独立行政法人制度とは、中央省庁等改革の柱の一つとして、創設された制度であり、平成13年1月施行の独立行政法人通則法において規定されている。研究機関、美術館・博物館、病院など、国が直接実施していた業務のうち一定のものについて、行政サービスの向上を図ることを目的として、これを担当する機関に対し国とは別の法人格を与えるものである。そのため、国の事前関与や統制を極力排除して、事後チェックに移行し、自律的な運営、透明性の向上を図るという制度設計がなされている。13年4月に政府全体で、57法人が発足したが、その中に文化庁関係では、国立美術館、国立博物館、文化財研究所及び国立国語研究所が含まれていた。

このうち国立美術館は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立 西洋美術館、国立国際美術館の4館を、国立博物館は、東京国立博物館、京 都国立博物館、奈良国立博物館の3館を、文化財研究所は、東京国立文化財 研究所、奈良国立文化財研究所の2所をそれぞれ統合したものである。これ は、機能が類似する法人は統合することや、法人として適切な規模を確保す ることなどの中央省庁等改革の考え方を踏まえたものである。

特殊法人についても、特殊法人等改革基本法(平成13年6月21日公布)に 基づき、事業の見直し及び整理合理化が行われ、特殊法人日本芸術文化振興 会は、15年10月、独立行政法人となった。

2. 独立行政法人化後の改革と実績

独立行政法人への移行後、各法人においては、自律的かつ柔軟な組織運営、事業展開ができる利点や統合による規模効果を生かすとともに、事業を不断に見直すことにより、効率化に努めた。その結果、各法人において、次のような成果をあげることができた。

国立美術館においては、質の高い展覧会の開催、開館時間の延長、施設の 有効活用などにより、自己収入、入館者数ともに大幅に増加した。独立行政 法人化の前後6年間ずつで比較すると、自己収入は3億1,900万円から5億5,600万円に、入館者数は119万人から293万人となった。また、収入増を求められる中にあっても、高校生まで無料にするなどの入館者サービスを実現した。

国立博物館においても、独立行政法人化後、大胆な改革を推進してきた。 平成16年の台風18号による被害を受けた厳島神社の復興支援のため「厳島神 社国宝展」を急遽開催したり、「留学生の日」を創設して留学生を無料で招 待したりするなどの取組を行った。また、演劇、コンサート、落語会など 様々な文化との融合の試みなど、入館者の視点に立ったサービスを展開して きた。その結果、独立行政法人化の前後4年間で比較すると、自己収入は6 億5,800万円から8億8,700万円に、入館者数は178万人から208万人に増加し た(※17年10月に九州国立博物館が開館し4館となり独立行政法人化前の3 館とは単純比較できないことから、独立行政法人化前後4年の3館の平均と した。)。

文化財研究所においても、文化財保護施策上緊急性,重要性の高い高松塚 古墳やキトラ古墳の保存に係る調査研究,アフガニスタンやイラクの文化財 保存修復に関する協力等に重点を置きながら、毎年1%の支出の効率化を達 成してきた。

日本芸術文化振興会においては、伝統芸能を一般の人々になじみやすいものとするため、「社会人のための歌舞伎入門・文楽入門」を企画し、新たな観客層を開拓した。また、国立文楽劇場への字幕設置、国立能楽堂における座席字幕表示装置の設置を実現するなど、観客へのサービス向上に努めてきた。また、組織のスリム化、業務の再編総合化、営業体制の強化を図り、事業運営の効率化を行った。その結果、独立行政法人化の前後3年間ずつの平均で比較すると、自己収入は43億2,900万円から43億9,000万円に、入場者数は69万人から72万人に増加した。

3. 平成17年度の改革―独立行政法人の統合と市場化テスト適用の議論

独立行政法人は、その中期目標期間終了時に当該法人の業務の必要性、組織・事業全般にわたる見直しを行うこととされている。平成13年度に独立行政法人に移行した国立国語研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所の4法人はともに、17年度に中期目標期間の終了を迎え、見直しが行われた。見直しの議論の過程では、各法人のそれぞれの業務に対する評価とともに、国立美術館、国立博物館及び文化財研究所3法人の統合と国立美術館、国立博物館への市場化テスト導入が検討された。検討の結果、国立美術館は独立して存続させ、国立博物館と文化財研究所を統合することが決定され、市場化テストの導入は見送られた。この検討の経過を振り返ることとする。

(1)独立行政法人の統合についての議論

見直しに際しては、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が勧告の 方向性等を示すこととなっている。平成17年9月に開催された同委員会にお いては、主として次のような意見が出され、これら3法人の統合についての 検討が求められた。

- ○国立美術館と国立博物館における展示業務や収集業務は類似している。
- ○国立博物館と文化財研究所は、文化財保護という同一の目的を有してい る。
- ○文化財研究所の黒田記念館については、公開機会をより拡大する必要が ある。

その後, 平成17年10月に開催された独立行政法人に関する有識者会議においても, 同様の指摘がなされた。すなわち, 3法人を統合すると, 職員の知見の相互交流, 業務成果の共有, 業務の相互補完・相乗効果の発揮によって, 効率的かつ効果的な組織運営が期待できるので, 再編・統合について更に検討するよう求められた。

これに対して、文化庁は、次のような反論を展開した。まず、国立美術館と国立博物館については、文化政策上の目的が異なり、法人の運営手法に大きな相違がある。具体的には、国立美術館が、優れた美術品を通じて芸術の創造に寄与するという目的を有しているのに対し、国立博物館は、国民的財産である文化財を良好な状態で保存・継承するという文化財保護の目的を有しているということ。次に、国立美術館においては、4館の専門分野が異なるため、それぞれの館が個性を生かした独自の取組を行っているのに対し、国立博物館は、4館が一つとなって体系的な文化財の収集・保存を行っているということ。また、国立博物館と文化財研究所については、有形文化財の保管・展示・教育普及活動を行う博物館業務と、文化財保護行政の基盤を支えるための研究所の業務とでは、その基本的使命・役割、重点事業、対象文化財の範囲が異なり、業務の効率化が図れない。

(2) 国立博物館と文化財研究所の統合

これらの議論の結果、国立博物館と文化財研究所については、国民の共通 財産である文化財の保存活用を一層効率的かつ効果的に推進する観点から、 事業を再構築して、統合することとされた。すなわち、両法人が実施してき た事業の中には、有形文化財の保存修復、文化財に関する国際協力・貢献、 文化財保護に関する人材育成など、補完的な関係の業務がある。これらの業 務を一層効率的かつ効果的に実施するためには、統一的な経営管理の下で実 施していくことが適切というものであった。国立美術館については、「芸術 文化の創造と発展」、「国民の美的感性の育成」のため、多様で秀逸な美術作 品の鑑賞機会をより多くの国民に提供することを目的とする機関として、事 業の重点化を図り、独立して存続することとされた。

平成19年4月,国立博物館及び文化財研究所は統合し,国立文化財機構が設立された。統合に当たっては、両法人が有する人的・物的資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的に目的を達成するため、事業の再構築を行った。

具体的には、文化財研究所の文化財保存科学の研究と国立博物館が行う文化 財修復事業を体系的に実施するとともに、文化財研究所の一般展示施設の管 理運営について、国立博物館のノウハウを活用することとした。

業務の効率化については 民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託を 一層推准することとした。

(3) 市場化テスト導入についての議論

一方、平成16年4月に設置された「規制改革・民間開放推進会議」におい ては 「民でできるものは民で」という方針の下 官と民とを対等な立場で 競争させる仕組みであるいわゆる「市場化テスト | をすべての官業に導入す ることが検討されていた。導入に向けて. 民間や地方公共団体からの提案を 受けて市場化テスト対象事業を決定することや、法的枠組みを構築すること などが提言されていた。17年6月の民間等からの提案の中に、国立美術館・ 国立博物館の業務が含まれていたことから 国立美術館・国立博物館に対す る市場化テスト導入の検討が求められることとなった。

前述の独立行政法人に関する有識者会議(平成17年10月)においては、国 立美術館。国立博物館。文化財研究所について、効率的な法人運営を図るた め、市場化テストの議論も踏まえつつ、外部委託等を進めることが必要で、 施設の管理運営業務だけでなく本業分野(企画分野等)も含めた幅広い外部 委託を検討することが必要との意見が出された。

3法人の統合と市場化テストの導入については、平山郁夫氏、高階秀爾氏 らをはじめとする38人の文化人から、「効率性追求による文化芸術の衰退を 危惧する | との意見書が提出された(図2-1)。

その後、市場化テストは、平成18年5月に「競争の導入による公共サービ スの改革に関する法律しにより、法制化された。同法の国会審議において は、附帯決議があり、文化芸術や科学技術については、長期的かつ継続的な 観点に立った対応の重要性などを踏まえ. それぞれの業務の特性に配慮し.

効率生直求による文化芸術の検閲を告具する

貧しいときも、平和な時代だけでなく、戦いや災いで悲嘆にくれたときも。わが固においても、数千百年にも及ぶ時生を撃かにしてくれる。太古の昔から、人類は、絵を描き、器に文様を施し、歌を飲い、縛ってきた。富めるときも文化は、人が人として生きていくことのあかしである。文化は、人々に染しさや感動、精神的な安らぎを与え、人 の街本重ねの中で、今日の女化が形でくくられてきなる。現在のわが国の「女化力」は、「第一女に残ったものではなるとしょうと、「第一女になった」という。

ある。また、長い目で見れば、豊かな文化を持つ社会こそ経済的発展をも遂げることができるのである。長い取組みにより、優々文文化を創造し、かつ様がしていくことが、世界に誇れる品をある国づくりじつながるのでほい取組みに置があり、一律に効率性を追求することは、極めて危険である。目光の利益にとらわれることなく、息のを重視した結認理営などを求める戸がある。しかし、文化芸術の振興には、そもそも市場原理や効率性・採算性とは昨今、国や地方で、財政難や行政改革を背景に、文化芸術の掛興においても、市場原理の導入や、効率性・採算性しい。

このような目で見らいき、守こ、その目のと云光を思っての周立を祈得、国立史を演、女化は研究所を完合すべしょる。 青八 見い目で見かい 豊式オラブイオギン 名名 ラス・乗い目で見かい 見えオブイオギン 名美 プログル 音の はいしょう **を掛の念を覚えざるを得ない。** という視案や、いわゆる「市場化テスト」を適用しようとする動きには、わが国の文化芸術の装退につながるものという。**・ソー・・オー・ラブソー。**・オー・ティー・オト スウ目白し合物をあいする目立刻発質 更立関独図 文化的研究所を結合すべし

めの様々な弦本をしつづ、公田組織が長期的ビジョンのもとに通常し、各機関の処立性を保障していませたというにおいても様々な行財政党事が進められているが、その中にあっても、これら機関に、どこの国においても、文化の象徴、いわば「国の額」である。日本と同様、フランス・ドイツな作りの表表を表えることである。

をのような中、日本のなが交易に、殊難性や経済効率値求を指導命道とする效理を行えば、国際的にもわが国の文 化芸術に対する姿勢に発明を持たれることとなって、国立実際語や国立庫物館の異形が、流行道状型のものとなり、 **輸外がらの展示品の借り入れにも支撑をきたしかねない。また、わが国の優れた文化を海外に発情する機能の弱体化** や国民の宝である街面な文化財を守るための調査研究など長期的な取組みの整視につながるであろう。

入れず、体急に含らなる熱合を行うことは、これまでの努力を無にし、文化施設の多様性の喪失につながるものであによる施設の不効は用が問題時間の理長など、サービス向上や経営改変の努力が占れる。このような経験を多数ななった。 こうしょうけい はんな文化氏能しの関係 る。むしろ、各独立行政法人の特色を生かしつつ、学芸員をはじめとする人員や開金研究活動の光実が図られるべき 15 45 VB.

文化はその国のあり方を示すものである。「文化立国・日本」の実現に向け、長期的かつ国際的な視野に立ち、文 化芸術展別のための議論が展開されることを切に望み、私たちのメッセージとする。

世報十15年十1 milm

¥

```
\rightarrow
×
            平山部夫(呼びかけ人)
                                            (日本画家、東京芸館大学長)
                    √55€ 30 €
                     阿伊田部
                                             (小照家)
                                              (甘田法人日本科学技術振乳甘田会長、元東京大学路長)(7-2000)
                     有馬明人
                     京業世組
                                              (連築家、東京大学名誉教授)
                                              (東京外国語大学段)
                      百件成器
                                             (東京大学名誉教授)
Ń
                                              (原財デザイナー)
                                              (人間文化研究機構度)
                     石際良昭
                                              (上部大学成)
                                              (東京大学名誉教授、東京経済大学名誉教授)
                     版画維三
                                              (京都大学名誉教授)
                     事业化增
                     井上ひさし (小説家、劇作家)
                                             (財団法人先端医療振興財団理事長、元京都大学総長)
                     非计符光
                     建原通
                     appen manager manager
                                              (東京大学名誉教授、亜細亜大学名誉教授)
                                               (大学評価·学位授与機構長、元東京工業大学長)
                     木村尚三郎 (静岡文化芸術大学長、東京大学名誉教授)
                                              (財団法人平成基礎科学財団理事長、東京大学特別栄誉教授)
                     小柴昌俊
                     商井忠张
                                              (世田谷类術館長)
                     桜井武
                                              (米海岸海水)
                     佐和隆光
                                              (京都大学雑活研究所或)
                                              (国立情報学研究所顧問、元東京工業大学長)
                     未松安哨
                     田中野彦
                                              (東京大学東洋文化研究所長)
                     表行智
                     造山牧子
                                              (財団法人新国立劉明通営財団理事長)
                     永井多恵子 (文教ジャーナリスト)
                                              (附团法人日本博物館協会長)
                     中三形形
                     中村職治郎 (耿葉伎俳優)
                                              (評論家、元東京大学総長)
                     建實重彦
                     单生 田田
                                              (松緒評稿於闽點公內)
                                              (朱式会生育生性各省等会员)
                     雷旗後後
                     川信米町
                                              (作款、口本款海院或)
                     旅まもみ
                                              (****)
                                             (张教补和)
                     山下智雄
                     山路正和
                                              (壓仁米)
                                              (创立行政法人能察技術総合研究所理事長、元東京大学総長)
                     音=はと
                                              (記法が、父で起や一ラ状を循節)
```

恒重かつ適切に対応することとされている。

4. 平成19年度の改革一国立国語研究所を大学共同利用機関法人へ移 管

平成19年度当初、安倍内閣総理大臣(当時)の指示により、101ある独立行政法人すべてについて、民営化・廃止を含む業務の全面的な見直しを行い、「独立行政法人整理合理化計画」(以下、「整理合理化計画」という)を策定することとなった。8月に閣議決定された「整理合理化計画」策定のための基本方針においては、①事務・事業及び組織の見直し、②運営の徹底した効率化、③自主性・自律性の確保という三つの横断的視点が示された。各主務大臣がこれらの視点に立って、整理合理化案を提出し、それにつき、行政減量・効率化有識者会議等の議論を経て「整理合理化計画」が決定されるという手順であった。

「整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)においては、国立国語研究所について、事務・事業の見直しとともに、大学共同利用機関法人に移管することが決定された。国立美術館と国立文化財機構に関しては、一部の館について、展示事業の企画等を除く管理・運営業務に民間競争入札(市場化テスト)を実施することや、企画機能強化のため各館の連絡調整を行うこと、自己収入の増大に向けた定量的な目標を策定することなどが決定された。

国立国語研究所の在り方については、「整理合理化計画」を踏まえ、科学技術・学術審議会学術分科会の下に設置された「国語に関する学術研究の推進に関する委員会」(主査:飯野正子津田塾大学長)において審議が行われており、平成20年3月21日、大学共同利用機関法人人間文化研究機構における検討を踏まえ、同機構の下へ設置することが望ましいとする旨の取りまとめがなされた。

これにより、今後は、大学との連携を図りながら、学術資料の収集・提供

をはじめ、共同利用・共同研究を推進することにより、我が国の国語に関する学術研究全体の向上を図ることが期待される。なお、前記取りまとめが科学技術・学術審議会学術分科会の報告として提出された後は、国会において所要の法律改正が行われる予定となっている。

国立の文化施設は、今後も引き続き、事務・事業の見直し、業務運営の効率化などが求められることが予想される。しかしながら、これら施設は、国の文化政策の一翼を担っていることから、厳しい状況の中においても、我が国文化の継承、発展、発信に努め、国民に対するサービスの向上を図っていく必要がある。

新たな国立文化施設の整備

この10年の間,国立文化施設は、政府全体で進められている行政改革の対象となり、設置主体の変更や統合、事業の見直し、運営の合理化に取り組んできた(参照:第I部第2章)。

一方で, 我が国の文化発信のための文化芸術拠点を着実に整備するため, 新たに三つの国立文化施設が設立された。

具体的には、平成16年1月に、国の重要無形文化財「組籬」をはじめとする沖縄伝統芸能の保存振興と、伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流の拠点となる「国立劇場おきなわ」が開館し、17年10月には、「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という新しい視点を持ち、アジア諸国との相互理解を深めることを目的とした「九州国立博物館」が開館した。さらに、19年1月には、国内最大級の展示スペース(14,000㎡)を生かし、全国的な規模の公募展覧会への施設提供や、多彩な企画展覧会の開催、美術に関する情報の収集・提供を目的とした「国立新美術館」が開館した。

第1節 国立劇場おきなわ

1. 設立の経緯

沖縄は古くから海上交通を発達させ、近隣諸国との交易を背景にして15世紀前半に琉球王国を形成し、独自の文化をはぐくんできた。沖縄の伝統芸能は、古琉球の文化の伝統を保持しつつ、近隣諸国の芸能の要素を巧みに取り込み、流アジア的な様相を示しながら多種多様独自の発展をしており、「歌と踊りの島」、「芸能の宝庫」と呼ばれている。

沖縄の伝統芸能である「組踊」は、本土復帰の年、昭和47年に国の重要無

形文化財に指定されたが、組踊をはじめとする沖縄伝統芸能の公開や技芸の 正統な継承、伝承者養成、組織的な記録保存や調査研究を一元的に行う施設 がなかった。このため、沖縄県及び地元関係者から沖縄伝統芸能の保存振興 を図る拠点施設を設置することが強く要望され、「国立組踊劇場(仮称)」が 設置されることとなった。

劇場の設置については、文化庁、沖縄開発庁(当時)が共同して当たり、「国立組踊劇場(仮称)設立準備調査会」における検討、公募型プロポーザル(企画)方式による設計者の選定等を経て、平成12年12月に着工し、15年7月に竣工した。

表3-1 国立劇場おきなわ沿革

DTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTTT	
昭和62年4月 沖縄	
^	「国立組踊劇場(仮称)の設置について」を要請
平成8年9月「沖	縄問題についての内閣総理大臣談話」(平成8年9月10日閣議決定)
[[]	基づき、「沖縄政策協議会」が発足
平成8年11月「沖	縄政策協議会」に対し、文部省及び沖縄開発庁が、「国立組踊劇場
(1	反称)の設立」を提案
平成9年4月「国	立組踊劇場(仮称)の設立」が沖縄振興策のプロジェクトの一つと
to	て位置づけられる
平成9年5月 文化	ヒ庁が「国立組踊劇場(仮称)の在り方に関する調査研究協力者会
議」	を設置
平成9年12月 建調	段用地を浦添市小湾地区に決定
平成10年4月 国立	江組踊劇場(仮称)の在り方に関する調査研究協力者会議が「国立組
踊	別場(仮称)の在り方」を取りまとめ
平成10年7月 沖綿	電開発庁沖縄総合事務局が国立組踊劇場(仮称)の基本設計業務に着
手	
平成10年10月 文化	と庁が「国立組踊劇場(仮称)設立準備調査会」を設置
平成11年3月 沖紅	電開発庁沖縄総合事務局が国立組踊劇場(仮称)の基本設計を取りま
ا ك	b and the second
	I務局が国立組踊劇場(仮称)の実施設計を取りまとめ
	江組踊劇場(仮称)の建設工事に着手
	立組踊劇場(仮称)の正式名称を「国立劇場おきなわ」に決定
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	立劇場おきなわ」の建設工事が完了
平成16年1月「国	立劇場おきなわ」開場

劇場の名称については、公募し、平成14年3月に「国立劇場おきなわ」と 決定された。

図3-1 国立劇場おきなわ平面図



「国立劇場おきなわ」は、他の国立劇場と同様に独立行政法人日本芸術文化振興会の施設であり、劇場の管理運営については、沖縄の伝統芸能、文化の独自性を活かすため、地元関係者により設立された(財)国立劇場おきなわ運営財団に委託されている。

2. 国立劇場おきなわの施設

主舞台、上手補舞台、下手袖舞台を持ち、回り舞台、前舞台迫り、花道迫り等の床機構を設備した大劇場のほか、小規模の公演、研修等に使われる小劇場を有している。また、多数の稽古室、研修室等を配置し、伝統芸能のあらゆる可能性に対応できるよう設計され、沖縄伝統芸能の殿堂にふさわしいものとなっている。

(1) 大劇場

国の重要無形文化財「組踊」を中心とする沖縄伝統芸能の公開をはじめ.

日本の伝統芸能及びアジア・太平洋地域の芸能を上演している。通常のプロセニアム形式(舞台前面に額縁状の枠が設置された形式),主に組踊に使用されるオープンステージ形式(舞台の周囲を客席が取り囲む形式)をとることができるほか,花道を備えているため,歌舞伎等の公演にも対応できる。一般の演劇・現代舞踊等の公演にも利用が可能である。客席数はプロセニアム形式で632席,オープンステージ形式で578席,また,花道設置時は579席である。

(2) 小劇場

小劇場は、小規模な発表会、独演会、研修等多目的に利用されている。客席と舞台との一体感を創出しやすい規模で、組踊の上演も行うことができる。また、映写設備を備えており、シンポジウムの開催等にも対応している。客席数は255席である。

(3) 劇場付属施設

3. 事業内容

組備等の沖縄伝統芸能の保存振興と伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流に寄与することを目的に、平成13年4月25日に(財)国立組踊劇場支援財団が設立された。同財団は、劇場の正式名称が「国立劇場おきなわ」に決定したことに伴い、14年4月に名称を「国立劇場おきなわ運営財団」と改称し、主として独立行政法人日本芸術文化振興会からの委託を受け、組踊等の沖縄伝統芸能の公開等を行っている。また、財団では、平成19年度から賛助会員制度を設け、会員の募集を行うなど、公演事業について民間からの財政的援助を得る努力を積極的に行っている。

(1) 公演事業

組飾, 琉球舞踊, 三線音楽, 沖縄芝居, 民俗芸能など沖縄伝統芸能の多様な魅力を公開する定期公演, 復活・創作などによって組踊等の活性化を図る研究公演, 本土の伝統芸能及びアジア・太平洋地域の関連芸能を通して沖縄の伝統芸能の源流とその広がりを探る企画公演など年間30公演程度, 自ら制作し公演を行っている。

(2) 組 踊 伝承者養成事業

国の重要無形文化財「組踊」の立方 (舞台でセリフの唱えや演技を行う役), 地方 (三線・箏・笛・胡弓・太鼓による音楽を受け持つ役) について, 平成17年度から養成研修事業を実施している。組踊は演者が不足し, 後継者の育成が急務となっており, 国立劇場おきなわでは研修生を3年ごとに公募し, 充実した講師陣を編成し, 体系的なカリキュラムの下に3年間の養成事業を実施している。

(3) 調査研究・資料収集・利用事業

組飾に関する新旧の台本や衣裳、小道具などを中心に沖縄伝統芸能に関する資料の収集、保存を行う。さらに、沖縄の伝統芸能に影響を与えた本土及びアジア・太平洋地域の資料も併せて収集している。収集した資料等については、レファレンスルームにおいて一般の利用に供するとともに資料展示室において展示を行っている。

(4) 伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流事業

沖縄の地理的・歴史的特性を活かし、企画公演でアジア・太平洋地域の芸能を取り上げ、伝統芸能を通したアジア・太平洋地域との交流事業を行っている。

(5) 劇場施設の使用に関する事業

大劇場、小劇場及び稽古室等の劇場施設の貸出しを行っている。

4. 開場記念事業

「国立劇場おきなわ」の開場記念式典は、平成16年1月18日に国、沖縄県、沖縄県内の市町村、経済団体、芸能界等から530人余りが出席して行われ、開場祝賀公演では、琉球舞踊「老人老女」、「四つ竹」、組踊「執心鐘入」が真新しい檜舞台で披露された。

(1) 開場記念公演

開場記念公演は、初日の1月23日に天皇・皇后両陛下の行幸啓を賜り、盛大に行われた。天皇陛下は、その後、組踊への思いを「国立劇場 沖縄に開き 執心鐘入 見ちやるうれしや」として琉歌にお詠みになり、翌年9月に沖縄県に対して御製のお示しがあった。国立劇場おきなわでは、平成18年3月17日に御製碑の建立を行っている。

開場記念公演は、3月21日まで8週・8テーマの下、国及び県指定無形文

表3-2 開場記念公演

	テーマ	期間
第1週	ま かせんまどり 組踊 御冠船踊を想定した王朝絵巻	1月23日~25日
第2週	沖縄伝統舞踊·創作舞踊	1月30日~2月1日
第3週	沖縄民謡と沖縄芝居	2月6日~8日
第4週	シマ(村落)の賑わい	2月14日~15日
第5週	沖縄の伝統芸能に影響を与えた本土の芸能【能 楽】	2月28日~29日
第6週	アジア・太平洋地域の芸能【アジア・本土の三 絃類と沖縄の三線】	3月6日~7日
第7週	三線音楽の伝統と創造	3月12日~14日
第8週	組踊の昔・今・未来	3月19日~21日

化財の保持者を中心とする出演者を迎え、21日間にわたって26回実施され、入場者数は14,146人を数えた。各公演のテーマは、表3-2のとおりである。

この公演では、組踊、沖縄伝統舞踊、沖縄民謡、沖縄芝居などの沖縄伝統 芸能のほか、沖縄の伝統芸能に影響を与えた「能楽」、アジア・太平洋地域 に見られる関連芸能を通して沖縄伝統芸能の源流とその広がりを探る公演、 沖縄の三線を一堂に会する公演が行われたほか、最終週には大城立裕氏作の新作組踊「真珠道」の上演があり、国立劇場おきなわにおける上演活動を俯瞰できる番組構成とした。

5. ふるさと切手「琉球舞踊と「国立劇場おきなわ」」

開場から約一周年を迎えた平成17年1月21日,日本郵政公社沖縄支社(当時)から,ふるさと切手「琉球舞踊と「国立劇場おきなわ」」が発行された。デザインは、「国立劇場おきなわ」を背景にして、祝いの席で踊られる琉球舞踊「四つ竹」と沖縄本島に分布する「つつじ」を配したものとなっている。

国立劇場おきなわは、沖縄の伝統芸能を内外に示す拠点として重要な責務 を担っている。

平成20年度からは新たに「親子のための組 踊 鑑賞教室」「生徒のための組 踊鑑賞教室」を実施し、若い観客層の拡充を図っており、また、20年3月に研修を修了した第1期組踊研修生が修了後も活躍できる機会を得られるよう 支援している。

今後も、国立劇場おきなわは、沖縄伝統芸能の保存振興を図るとともに、

沖縄の地理的,歴史的特性を活かし,伝統文化を通じたアジア・太平洋地域の交流を促進するため,公演,伝承者養成,調査研究等の事業の拡充に務める。

第2節 九州国立博物館

1. 設立の経緯

九州国立博物館は、平成17年10月、「日本文化の形成をアジア史的観点から捉える」という基本概念の下、東京・京都・奈良の国立博物館に次いで、約110年ぶりに福岡県太宰府市に開館した日本で一番新しい国立博物館である。

平成6年6月に文化庁が「新構想博物館の整備に関する調査研究委員会」を設置し、新構想博物館の検討が進められ、8年3月に中間報告が取りまとめられた。文化庁では、この中間報告の提言を踏まえ、新構想の博物館(九州国立博物館(仮称))の設置候補地を福岡県太宰府市とすることを決定し、翌年6月に基本構想を取りまとめた。

「新構想博物館の整備に関する調査研究委員会」の基本構想(抜粋)

- 1) 我が国の文化の形成において影響のあったアジア諸地域との文化交流の歴史を全国的な視野から扱う博物館
- 2) 考古資料,歴史資料を中心とした文化財の収集・保存,展示,調査・研究及び学習活動が総合的に機能する博物館
- 3) 博物館の諸活動全般が国際化、情報化、学際化され、とくに展示活動及び学習活動にその成果が常に反映される、いわゆる「生きている」博物館
- 4) 国と博物館が設置される地域とが連携し、相互に協力しながら博物館の諸活動及び管理運営をおこなう博物館

平成11年3月に同委員会が「九州国立博物館(仮称)基本計画」を取りまとめ、建築基本設計・実施設計、展示基本設計の策定等を経て、14年3月に文化庁、福岡県及び(財)九州国立博物館設置促進財団と共同で建設工事に着手した。16年3月に建物が完成し、約1年半の開館準備期間を経て、17年10月15日に開館記念式典を挙行した。翌16日から一般公開を開始し、19年11月には入館者が400万人を超えた。

表3-3 九州国立博物館沿革

平成6年6月	文化庁が「新構想博物館の整備に関する調査研究委員会」を設
	置
平成8年3月	文化庁が新構想博物館を九州国立博物館とし、その設置候補地
	を福岡県太宰府市に決定
平成9年6月	同委員会が「九州国立博物館基本構想」を取りまとめ
平成11年3月	同委員会が「九州国立博物館基本計画」を策定

平成12年3月 文化庁,福岡県及び(財)九州国立博物館設置促進財団(以下、「財団」という。)が共同で「建築基本設計」を完了

平成12年5月 福岡県と共同で設置した「九州国立博物館設立準備専門家会 議」が「常設展示計画」を策定

平成13年3月 文化庁,福岡県及び財団と共同で「展示基本設計」を完了

平成13年4月 独立行政法人国立博物館が九州国立博物館設立準備室を設置

平成14年3月 文化庁、福岡県及び財団が共同で「建設工事(3年計画の第一年次) に着手

平成15年4月 独立行政法人国立博物館及び福岡県で「展示工事(2年計画の 第一年次)」に着手

平成16年3月 文化庁,福岡県及び財団で「建設工事」を完了

平成17年3月 独立行政法人国立博物館及び福岡県で「展示工事(2年計画の 第二年次)」を完了

平成17年4月 独立行政法人国立博物館が九州国立博物館を設置

10月 一般公開開始

平成19年4月 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館となる。

2 九州国立博物館の概要

(1)位置

九州国立博物館は福岡県南東の大宰府市にあり、福岡市中心部から電車で約40分の距離である。毎年、多くの観光客が訪問している太宰府天満宮とは「虹のトンネル」で結ばれており、近隣には大宰府政庁跡、観世音寺、光朝が禅寺、戒壇院及び水城跡など、数多くの歴史的文化的遺産があり、歴史と緑に恵まれた場所に位置している。

(2) 建物

① 規模・デザイン

建物は、「東西160m×南北80m」、高さ「最高36m」、「地下2階、地上5階」の構造で、建物面積約15,000㎡、延床面積約30,000㎡、敷地面積約160,000㎡である。

建物のデザインの特徴は、「大きな屋根」と「壁面のガラス」である。「大きな屋根」は周囲の山並みに溶け込めるよう緩やかな曲線を描いた形状となっている。「壁面のガラス」は自然光を取り込むとともに、山並みを映し出し自然と溶け込んでいる。また、季節を問わず快適な内部環境を確保できるようダブルスキン構造(屋外側ガラスと室内側ガラスで空気層を挟んでいる構造)を採用している。

② 構 浩

九州国立博物館は、展示室、収蔵庫等がある2階以上は地震時の揺れによる文化財の破損や転倒等を防ぐために「免震建築物」となっている。免震装置は、地震の揺れがじかに伝わるのを防ぎ、ゆっくり揺れるようにするもので、博物館の一つの使命である「文化財の保存・管理」に配慮している。平成17年3月、福岡県西方沖で発生した地震(M7.0)においても特段の影響がなく、この装置が本来の機能を果たしたことが証明されたと言える。

(3)館内の各階の紹介

① 1 階

1階は無料ゾーンとなっており、入ってすぐの広大なエントランスホール内に、来館者のためのサービス施設としてのオープンカフェ (34席)、ミュージアムショップが、また、教育普及施設としての、ミュージアムホール (300席)、研修室及び体験型展示室「あじっぱ」などがある。エントランスホールやミュージアムホールでは、シンポジウム、コンサート、伝統芸能の実演やアジア諸国のフェアなど様々な催しを実施している。また、レストラン (60席) は、火気を使用するため、館外に設置している。

② 2 階

2階は「事務室」、「研究室」、「収蔵庫」及び「保存修復施設」等がある。 「収蔵庫」は、貴重な文化財を保管するため、直接外部と接しないように空 気層を設けた二重構造内に設置するとともに、建物の中心部に配置してい る。収蔵庫内の空調設備は恒温恒湿仕様の空調機を採用し、庫内温湿度を適

切に維持している。

この階は、原則として来館者の立ち入りは禁止になっているが、文化財が どのように保管・修復されているかを理解してもらうため、ボランティアに よる案内(バックヤードツアー)を行っている。このツアーでは、のぞき窓 を設けた収蔵庫の一室内や、保存修復施設を見学することができる。

③ 3 階

3階は特別展示室である。床面積は約1,500㎡, 天井高7m, 大・中・小の3室で構成されている。

④ 4 階

4階は文化交流展示室(平常展)である。床面積は約4,000㎡,高さ7mで、展示の中心となる基本展示室と、それを取り巻く12の関連展示室から構成されている。

また、精巧に再現された文化財に触れることができる「遣唐使船積荷の部屋」や、超高精細映像(スーパーハイビジョン)を体験できる「シアター 4000」も設けている。

さらに、3か国語(英語、中国語、韓国語)の音声ガイドを備えている。

3. 事業内容

国立博物館が担う業務は、文化財の収集・保管、展示、調査研究、教育普及、国際交流等であり、九州国立博物館では、これらの方針に基づき、以下の事業を行っている。

(1) 文化財の収集

我が国の文化の形成において影響のあったアジア諸地域との文化交流の歴 史をより分かりやすく示すための資料(考古・美術・歴史及び民俗資料等) に重点を置いた収集を行っている。

(2) 博物館科学(保存修復)

博物館科学とは、博物館資料の収集・保管・公開・活用に伴う多様なリスクを軽減するための総合科学であり、九州国立博物館では「保存科学・修復」、「伝統技術」及び「環境活動」などをシステム化することにより、文化財を守る環境を作り、科学的に調査し、修理修復している。

保存修復施設では、伝統的技術と科学的な保存修復技術とを連携させた文 化財の保存修理を実施している。すなわち、文化庁から選定を受けている外 部委託業者の技術者と、当館の保存修理担当である博物館科学課とが連携し て、四つの文化財保存修復施設(補修紙制作、書籍・古文書、絵画及び彫刻・大型工芸品)において修理を行っている。これらには、精密計測技術 (X線CT装置)やデジタル化技術等、最先端技術を用いている。

(3)展示

3階の特別展示室において、国内外から選りすぐりの作品を幅広く集めた

展覧会を年間4回開催している。開館後の特別展の状況は図3-3のとおりである。

また、4階の文化交流展示室(平常展)では、旧石器時代から近世末期 (開国)までを五つのテーマに分け、国宝・重要文化財を含む約1,200件の 多種多様な文化財を展示している。展示替えは年間100回を超え、来館者に 来館のたびに新鮮な展示を見てもらえるようにしている。

(4)調査研究

「日本とアジア諸国との文化交流」に関する 調査研究や文化財の保存・修復のための科学的 調査研究を実施することにより、その研究成果 を文化財の収集・保管、展示、修理に反映させ ている。また、これらの研究には科学研究費補 助金や文化活動への助成金といった外部資金も 活用している。

- ① 日本とアジア諸国との文化交流に基づく調査研究
- ・VR画像(3次元空間中に分布している表面の定義できないデータを表現する手法)を活用した日本装飾古墳デジタルアーカイブの構築
- ・古代東南アジアにおける三尊像図像の研究―タイ・ミャンマーの図像を 中心に―
- ・日本近世宗門改制度に関する基礎的研究
- ・古代工芸の美術史・産業史・地域史の基礎資料としての内国勧業博覧会 出品作品の研究
- ・室町時代の中国文物の受容に関する調査研究
- ② 文化財の保存・修復のための科学的調査研究

- ・彩色水浸文物の保存科学研究 ―中国江蘇省泗水王陵出土文物の保存―
- ・博物館危機管理としての市民共同型 I PM (様々な手法を統合して有害生物の侵入,発生,生息を許容範囲内にコントロールすること)システム構築に向けての基礎研究
- ・博物館におけるX線CTスキャンデータの活用
- ・弥生時代後期~古墳時代の墳墓大量出土ベンガラについての基礎的研究
- ・ 高麗経の形態及び材料・制作技法に関する研究

(5) 教育普及

① 体験型展示室「あじっぱ」での 活動

「あじっぱ」とは「アジアの原っぱ」の略で、日本と歴史的に交流のあった諸地域(中国、韓国、インドネシア、タイ、オランダ、ポルトガル)と日本の生活文化を比較体験することができる教育普及展示室である。ここでは、教育キットの開発や教育機関と連携したプログラム、一

般来館者が博物館の諸活動を体験できるプログラムの開発に取り組み、実践 している。

② 「きゅーはくの絵本」を通じた教育普及活動

独自の絵本を制作することにより、子どもたちに日本の歴史・文化を分かりやすく、かつ、親しみやすく理解してもらうための教育普及活動を行っている。

(6) 交流活動

- ① アジアを中心とした博物館交流の推進
 - (ア) 韓国の扶余国立博物館,公州国立博物館及び中国の南京博物院と学術文化協定を締結し、相互交流を推進しており、平成19年11月,九州国立博物館において「日・中・韓学術文化交流協定締結館会議」を開催した。
 - (イ) 平成18年度から3年計画で、JICA草の根技術協力事業「文化財の保存と地域の活性化」を実施しており、19年度はタイ国内においてシンポジウムを開催するとともに、タイから研究者を受け入れ、相互交流を図った。

② 国際シンポジウムの開催

各国の関係者を招へいし、様々な国際シンポジウムを実施している。平成 19年度の国際シンポジウムは以下のとおりである。

【平成19年度】

- (ア) 東アジア紙文化財修理シンポジウム(9月7日~8日)
- (イ)日・中・韓学術文化交流協定締結記念国際シンポジウム 「古済と古代東アジアの国際交流」(11月18日)
- (ウ) 朝鮮通信使400年記念国際シンポジウム 「アジアのなかの日朝関係史」(12月15日~16日)

③ボランティアによる交流活動

約300名のボランティアが各分野ごとに活動しており、来館者との交流窓口として、また、館の運営補助団体として重要な役割を担っている。それぞれの分野、活動内容及び人数は表3-4のとおりである。

表3-4	ボランティ	アの組織図	(開館当初の人数)
------	-------	-------	-----------

分	野	内容	人数
展示解説		文化交流展示室の展示物の解説・来館者対応	56
教育普及		あじっぱ(体験型展示室)における展示物の解 説・活動支援・来館者対応	72
館内案内	(日本語)	日本語による館内案内・来館者対応	34
	(英語)	英語による館内案内・来館者対応	20
The same state of the same sta	(中国語)	中国語による館内案内・来館者対応	15
	(韓国語)	韓国語による館内案内・来館者対応	14
環境		文化財環境保全のための I PM (総合的有害生物管理) 活動	28
イベント		イベントの企画、立案、実施	12
学生		自主活動	44
		合計数	295

4. 組 織

九州国立博物館は福岡県と連携協力して博物館の事業運営を行っている。 この組織形態は、文化庁が設置した「新構想博物館の整備に関する調査研究 委員会」において取りまとめられた基本構想の一つである「国と博物館が設 置される地域とが連携し、相互に協力しながら博物館の諸活動及び管理運営 をおこなう博物館」に基づいている。

独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館は主に文化財管理・展示・博物館科学事業を、福岡県立アジア文化交流センターが広報・教育普及・情報事業を担当している。

5. 九州国立博物館の今後の方向性

九州国立博物館は、九州の地に則した視点で、旧石器時代から江戸時代開国までの日本とアジアとの文化交流の歴史を多角的に捉えることにより、21世紀にふさわしい国立博物館として、広く地域社会に開かれた「生きている博物館」を目指している。

今後も年齢、性別、国籍などにとらわれず、幅広い客層から受け入れられるよう、様々なアイディアを駆使しながら、「生きている博物館」を実践していくこととしている。

第3節 国立新美術館

1. 設立の経緯

平成19年1月,東京都港区六本木に独立行政法人国立美術館の5番目の館として「国立新美術館」が開館した。新しい国立美術館の開館は、大阪の国立国際美術館(昭和52年)に次いでおよそ30年ぶり、首都圏では台東区上野の国立西洋美術館(34年)以来約半世紀ぶりのことである。国立新美術館は、50年代初めに、「首都東京に公募展に必要な機能を備えた新しい美術館建設」の要望が美術団体などから国に出されたこと、以降多くの関係者から

表3-5 国立新美術館沿革

昭和53年4月	「東京国立現代美術館建設に関する要望書」が国に提出される
平成元年10月	文化庁が「新しい美術展示施設等総合文化施設の在り方に関す
	る調査研究協力者会議」を設置
平成7年10月	文化庁が「新しい美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)に
100	関する調査研究会」を設置
平成8年3月	同調査会が「新しい美術展示施設設立の基本構想」を策定
平成8年12月	文化庁が「新しい美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)に
10000	関する基本計画検討協議会」を設置
平成11年3月	同会議が「新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)
1 (10)	(仮称)基本計画」を策定
平成11年9月	文化庁が「新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)
	(仮称)設立準備委員会」を設置
平成12年3月	文化庁が「新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)
	(仮称)」の設計者として、黒川紀章・日本設計共同体を選定
平成13年12月	「新国立美術展示施設 (ナショナル・ギャラリー) (仮称)」の
	基本設計・実施設計が完了
平成14年9月	[新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)(仮称)]の
	建設工事に着手
平成15年6月	「新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)(仮称)」の
	正式名称を「国立新美術館」に決定
平成18年6月	「国立新美術館」の建設工事が完了
平成19年1月	国立新美術館開館

同様の声が寄せられたことを受け,文化庁が平成元年度に調査研究を開始 し、設立に至った美術館である。

「国立新美術館」の名称は、平成15年に全国公募によって決定された。既存の国立美術館にはない「新たな機能を持つ」という意味から「新」が名称に盛り込まれた。英語名称は「The National Art Center、Tokyo」である。これは、特定のコレクションは持たないが、国内最大級の展示スペースを生かした多彩な展覧会を開催するとともに、美術に関する情報の収集・提供や教育普及事業を展開して、アートセンターとしての役割を果たすことが期待された名称である。

2. 国立新美術館の施設

(1) 概 要

東京大学生産技術研究所跡地に建設された国立新美術館は、外観正面が波のようにうねるガラスカーテンウォールの曲面によって構成されており、存在感を示す一方で、周囲の青山公園などの緑地とあいまって、延床面積約5万㎡、高さが最高で約33mという施設にもかかわらず、柔らかな印象を来館者に与えている。これは、設計者である黒川紀章氏が「共生」という思想に基づき外観正面をガラスによって構成することにより、前庭の自然をアトリウム空間で享受できるようにするとともに、ガラスの透明感によって建物の威圧感を軽減している効果による。

また、旧生産技術研究所(一部を物性研究所が使用)の建物は、昭和3年に竣工し、旧陸軍の兵舎として使用されていた建物を転用したものであったが、この建物は、上から見ると「日」の字を模しており、当時としては最新の鉄筋コンクリート造の建物であるなど、アールデコ調のデザインを取り入れたモダンな建物として、我が国の戦前の近代建築の中でも注目すべきものであった。国立新美術館建設に伴い、解体・撤去される予定であったが、建物の建築上の歴史的価値にかんがみ、その一部が別館として保存され、資料の特別閲覧、兵舎時代の建物に関する展示、子供のためのワークショップ(参加体験型講習)等に活用されている。

館には展示室のほか、アートライブラリー、講堂、研修室があり、さらに

レストラン,カフェ、ミュージアムショップなどの付属施設の充実・活用を 図るなど、展覧会のみならず広く国民に親しまれる美術館を目指している。 このほか、免震装置による地震・安全対策、雨水の再利用等の省エネ・省資 源対策、バリアフリー(障壁なし)への対応等を考慮するとともに、バック ヤードでの作品の搬出入等の運用に当たっての機能性を追求した施設とも なっている。

(2)展示室

2,000㎡の企画展示室 2 室と、主に美術団体等の使用に提供する1,000㎡の展示室10室の合計 1 万4,000㎡の展示スペースを有している。これらの展示室には固定の展示壁面や柱がなく、可動式の展示パネルを用いることにより、展示構成に応じて自由に空間を作ることができるようになっている。また、同様に空間構成の自由度を高めるため、床吹き出し方式の空調を採用している。

(3) アトリウム

館のエントランスロビーは、アトリウムと呼ばれる高さ21.6m、両翼幅 160mの空間で構成されており、大小二つの逆円錐形の構築物(コーン)が 設置されている。これらの上部にはレストラン、カフェが配され、1階フロ

アでの占有面積を小さく抑える工夫により、広く活用できるようになっている。 昭明は光壁と呼ばれる側壁からのものとなっている。

(4) バックヤード

地下1階部分は、作品搬出入のためのバックヤードとなっている。大型の 運搬車両に対応可能なトラックバースや、美術団体等が開催する展覧会のた めの作品整理室・審査室等が複数室設けられている。

3. 事業内容

国立新美術館の事業は、「展覧会事業」、「情報収集・提供事業」、「教育普及事業」の三つを柱として、美術を介して人々が様々な価値観に触れる機会を提供し、相互理解と共生の視点に立った新しい文化の創造に寄与するよう 努めている。

(1) 展覧会事業

コレクションを持たない美術館として、特定の基本概念に縛られない多様な展覧会の実施を掲げている。「様々な美術表現を介し、新たな視点を提起する美術館」を目指し、次の3点を行っている。

- ① 全国的な活動を行っている美術団体等への展覧会場の提供
- ② 国内外の新しい美術の動向に焦点を当てた自主企画展の開催
- ③ 新聞社や他の美術館との共催による展覧会の開催

国立新美術館では、これらの活動を通じて、美術に関する新たな創造活動の展開やアーティストの育成等を支援し、我が国の美術創造活動の活性化に資するとともに、新しい芸術表現の国内外に向けた拠点的な役割を果たすことを目指している。平成19年1月の開館記念展「20世紀美術探検―アーティストたちの三つの冒険物語―」をはじめとした各企画展、及び同年4月から

開始された美術団体等の行う公募展への入館者数は、12月には延べ300万人を数えるなど国民の美術への関心の高まり、国立新美術館への期待の高さをうかがわせるものとなっている。

国立新美術館は、当初から特定の コレクションを持たない美術館とし て構想されていた。そのため、特に他の国立美術館と協力しながら、より自 由な発想で展覧会事業を実施することが期待されている。

(2)情報収集・提供事業

「人と情報をつなぎ、文化遺産としての資料を収集・公開する美術館」を 目指し、次の3点を行っている。

- ① 国内の展覧会に関する情報を収集し、提供する
- ② 戦後の国内の展覧会力タログを網羅的に収集し、公開する
- ③ 日本の近代以降の美術に関する様々な資料を収集し、公開する

収集した資料はアートライブラリーにおいて公開されており、特に近現代 美術・デザイン・建築に関する図書や、国内外で開催された展覧会のカタロ グを中心に、図書約2万冊、展覧会カタログ約4万7,000冊、雑誌約410タイ トルを公開している。なお、アートライブラリーについては公共空間として 位置付けられ、だれもが自由に利用できるものとなっている。

その他、館のホームページにおいては、展覧会情報検索システム「アートコモンズ」が公開されており、全国541の美術館、34の美術団体、39の画廊の展覧会情報をインターネットを介して提供している。また、海外の日本美術研究の拠点に我が国の展覧会カタログを寄贈するJAC(Japan Art Catalog)プロジェクトを(財)国際文化交流推進協会から引き継ぎ、実施している。

(3) 教育普及事業

展覧会にちなんだ講演会やアーティストトークの実施の他,作品鑑賞の充実を図るための鑑賞ガイドブック『アートのとびら』,『国立新美術館ニュース』などを制作,配布している。また,展覧会観覧とは異なる視点からアートに触れ,アートを楽しむ機会を提供するため,子どもから大人まで幅広い層を対象に,作家を招いてのワークショップ(参加体験型講習)を行っている。さらにインターンシップ(就業体験)やサポートスタッフ(学生ボランティア)の受入れなど,美術館における実践的な活動の場の提供を行っている。

また、内外の文化機関と協力して講演会を行ったり、シンポジウム、学会 等を開催したりすることにも積極的に取り組んでいるところである。 国立新美術館では、このような活動以外にも、周辺地域への貢献にも力を 入れている。近隣の森美術館及びサントリー美術館と「六本木アートトライ アングル」と称して連携協力を図り、共通マップの作成・配布や展覧会にお ける相互割引などを行っており、その他自治体等の行事への協力を通じて地 域全体の活性化にも寄与している。

また、法人内の他の国立美術館と共に、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進などに、より積極的に取り組むことが期待されている。

①「文化芸術による 創造のまち」支援事業

3学校の文化活動の推進

②伝統文化こども数室

⑤地域人材の活用による 文化活動支援事業

(新世紀 文化芸術創造プラン アーツプラン)の創設

創設の経緯 第1節

文化芸術は、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、人間相 互の連帯感を生み出し、共に生きる社会の基盤を形成するものである。ま た、より質の高い経済活動を実現するとともに、科学技術や情報化の進展が 人類の真の発展に貢献するよう支えるものである。さらに文化の多様性を維 持し世界平和の礎となるものである。

「アーツプラン21(芸術創造特別支援事業、国際芸術交流推進事業. 創造基盤整備事業)」は、従来の芸術創造活動に対する支援事業を、一体的 に機能するよう再編した総合的な支援事業として、平成8年に創設され、13 年度までに創設当初の約3倍まで予算を拡充した。この間, 我が国の芸術団 体が中期的な視野に立ち、創造性の高い自主公演に着手できるようになるな ど、21世紀へ向けた我が国の文化基盤の整備を図ることができた。

その後、平成13年12月7日「文化芸術振興基本法」が議員立法で成立、公 布されるなど、国による文化芸術への支援が重要視される動きを背景に、文 化庁は「アーツプラン21」や、芸術家の養成事業、「こどもの文化活動の推 進」等を整理・統合し、14年度に「文化芸術創造プラン」を創設した。

この「文化芸術創造プラン」は、我が国の舞台芸術水準向上の直接的な牽 引力となる質の高い優れた自主公演を支援する「最高水準の舞台芸術公演・ 伝統芸能等への重点支援等」、日本映画やアニメ・マンガ・ゲームなどのメ ディア芸術の振興を図る「「日本映画・映像」振興プラン」、「世界に羽ばた く新進芸術家等人材の育成」、次代を担う子どもたちに文化芸術に触れる感 文化芸術創造プランの推進

平成20年度 18,448百万円

感性豊かな文化の担い手 育成プランの推進

6,282百万円

①本物の舞台芸術に 触れる機会の確保

ジ歳み、 発表への支援 2,197百万円 ②芸術団体等が行う 養成・発表機会の充実 (新規) アートマネジメント人材の育成 人材等の育成 新進芸術家や アートマネジメント ①新進芸術家の養成 「日本映画・映像」振興 プランの推進 2,050百万円

①魅力ある日本映画・ 映像の創造 ②日本映画・映像の 流通の促進 ③映画・映像人材の 育成と普及等 (ロメディア芸術振興 総合プログラム (新規)

メイル学術の国際的な拠点形成のための調査研究 (も数の調査研究 (も我が国の映画・映像 フィルムの保存・継承

②優れた芸術の国際交流

<u>×</u>

xxv.ヨシメにエ言いまになどのに、である。大きの本語の舞台芸術,世界に誇れる日本映画・映像,世界に刻ばたく新進芸術家,感性豊かな文化の担い手」の充実・育成を総合的に行うことを目的とした「文化芸術創造ブラン」による文化芸術創造活動の活性化をさらに推進 我が国の文化芸術の振興を図るために、「最高水準の舞台芸術、 ID 術創造 排 女合

最高水準の舞台芸術 公演・伝統芸能等 への重点支援等 7,919百万円

①芸術創造活動戦略的

支援事業等の推進 ·芸術創造活動戦略的支援事業 ·芸術拠点形成事業 芸術振興の先導モデル推進

③芸術祭の開催

表 4-1 文化芸術創造プランの予算推移

【单位: 千四】

	創設年	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
最高水準の舞台芸術公 演・伝統芸能等への重 点支援等	平成18年度						9,020,425	7,960,110
(オペラ、バレエ、映画 等の重点支援によるトッ プレベルの芸術創造)	平成14年度		12,000,450	11,844,737	9,875,004	9,925,783		
「日本映画・映像」振興 プラン	平成16年度				2,104,868	2.073,814	1,939,608	1,985,470
世界に羽ばたく新進芸 術家等の養成	平成14年度		3,334,487	2,777,153	2,658,262	2,660,771	2,426,338	2,231,479
感性豊かな文化の担い 手育成プランの推進	平成18年度						5,245,722	5,813,220
(こどもの文化芸術体験 活動の推進)	平成14年度		3,914,037	4,440,031	5,173,933	4,924,743		
5t			19,248,974	19,061,921	19,812,067	19,585,111	18,632,093	17,990,279

動や楽しさを伝え、将来芸術を愛好する国民をはぐくむ有意な機会を提供す る「感性豊かな文化の担い手育成プラン」の四つから成り、これらを総合的 に実施するものである。

平成14年12月10日閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方 針」では、国の役割は「文化芸術の頂点の伸長」と「文化芸術の裾野の拡 大 | を基本とし、「文化芸術の国際交流 | 及びそれらを支える「文化基盤の 整備 | に集約されるとされた。このことから、文化芸術創造プランにおいて は、「最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等」により文化芸 術の頂点の伸長を図り、「感性豊かな文化の担い手育成プラン」により文化 芸術の裾野を拡大、さらに「新進芸術家等や文化芸術活動を支えるアートマ ネジメント人材の育成 | により文化基盤の整備を図ることにより、新たな文 化芸術が創造できる環境作りを進めてきた。

さらに、平成19年2月9日閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本 的な方針」(第2次基本方針)において、我が国は、今後一層文化芸術を振 興することにより、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を 構築して国の魅力を高め、経済力のみならず文化力により世界から評価され る国へと発展していくこと 換言すれば 文化芸術で国作りを進める「文化 芸術立国」を目指すことが必要であるとされている。これを受けて、文化庁 では 「文化芸術創造プラン」を更に充実させつつ その推進を図っている ところである。

第2節 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等

芸術家や芸術団体等が行う舞台芸術創造活動等は 我が国の社会に活力を 与えるとともに、国民の諸活動の活性化を促すなど様々な効果が期待できる ためこれを振興していくことは極めて重要である。

1 芸術創造活動重点支援事業

竜欲的な芸術創造活動への取組により 我が国の芸術水進向上の直接的な ※引力となることが期待される芸術性の高い優れた自主公演を支援するもの として 平成8年度に始まった。13年度までは「芸術創造特別支援事業」と して、音楽、舞踊及び演劇の各分野の団体に対して支援を行い、14年度の文 化芸術創造プランの創設時には、伝統芸能及び大衆芸能の各分野に支援の範 囲を拡大し、事業の名称を「芸術団体重点支援事業」と改めた。また、17年 度からは 芸術団体の自主事業の総体的な団体支援から、公演ごとに支援す る形態に移行し、「芸術創造活動重点支援事業」として実施している。

2. 芸術拠点形成事業(公演事業等支援)

自ら企画・制作する能力を有する文化会館や劇場等が行う、自主企画・制 作の舞台公演や地域住民等が参加するワークショップ(参加体験型講習)等 に対して、地域の文化芸術拠点の形成を図る観点から、平成14年度から支援 を行っている。

平成19年度においては、40施設を採択し、支援を行い、地域や我が国全体

表4-2 支援事業数の推移

1. 芸術創造活動重点支援事業

	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
分野 事業		芸術	創造特別	別支援事	■業	芸術団体重点支援事業			芸術創造活動重点支援 事業		
団体支援 音楽	357458	10	12	12	24	26	28	29	20	15	
舞踊		6	6	7	10	14	15	15	6	3	
演劇	3277	9	10	11	14	19	22	22	11	5	
伝統	芸能					28	8	22	21	2	
大衆	芸能				******	8	13	13	5	0	
事業支援 音楽	3253								59	61	141
舞踊				- 1					40	45	61
演劇	3655					_			59	102	160
伝統	芸能		-	- 1				****	1	19	31
大衆	芸能								24	19	19
舞台芸術共同制	作公演								_		2

2. 芸術拠点形成事業

区分 年度 10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
公演事業等支援				19	18	20	20	27	40

3. 国際芸術交流支援事業

年度 区分	10	11	12	13	14	15	.16	17	18	19
海外公演	26	33	37	38	62	35	41	22	65	54
二国間交流(海外公演)					16	47	27	79	25	40
二国間交流(招へい 公演)					8	10	3	29	8	16
国際フェスティバル	1	2	3	1	4	4	6	8	5	4
国際共同制作			4	4	14	17	7	9	11	7

の文化芸術拠点として形成, 醸成させ, 我が国の芸術文化水準の一層の向上 に貢献している。

3. 国際芸術交流支援事業

国際芸術文化交流を推進するため、我が国の芸術団体の海外フェスティバルへの参加や、周年事業等に係る二国間交流、海外の優れた芸術団体との共同制作公演を支援している(参照:第Ⅱ部第6章第1節2(4)、3(1)、(2)、(3))。

第3節 「日本映画・映像」振興プランの推進

多くの人々に支持され親しまれている総合芸術であり、かつ海外への日本 文化発信の有効な媒体である映画、アニメ・マンガ・ゲームなどのメディア 芸術について、文化庁では平成16年度から「「日本映画・映像」振興プラン」 を立ち上げ①魅力ある日本映画・映像の創造、②日本映画・映像の流通の促 進、③映画・映像人材の育成と普及等支援、④日本映画フィルムの保存・継 承、⑤メディア芸術振興総合プログラム、の五つの柱に基づき振興を進めて いる。

1. 映画芸術の振興

映画は、文学や演劇、音楽、美術、建築等の芸術を包含する総合芸術であり、ある時代の国や地域の文化的状況の表現であるとともに、感情や思想を含み込んだ文化的な所産である。また、映画は保存記録が可能であり、広範な層の人々の視聴を可能とし、文化を発信する手段としても有効であり、我が国の伝統と今を海外に発信し、相互理解を促進する上でも極めて有効な媒体となっている。

映画は戦後,国民の生活の中に定着した総合芸術として,長らく重要な位置を占めてきたが、昭和30年代半ばをピークに日本映画の製作本数等が激減し始め、憂慮すべき状況に陥った。

平成15年4月「映画振興に関する懇談会」において「これからの日本映画の振興について〜日本映画の再生のために〜」が取りまとめられ、芸術性の高い映画の製作活動と上映活動に対する、国としての支援方策等に関する基本的な考えが示された。

このような取組の結果,近年では日本映画の鑑賞人口,製作本数ともに増加傾向をたどっており、また、国際的な映画祭での日本映画の受賞も相次ぐなど、海外に日本文化を発信するための効果的な道具にもなってきている。

また映画を通じた国際交流事業として、日中国交正常化35周年記念行事の

一環で中国国家広播電影電視総局電影管理局との共催により、平成19年3月に北京において「2007年日本映画祭」を開催し、同年8月に東京・新宿において「2007年中国映画祭」を開催した。

2. メディア芸術の振興

デジタルアート, ゲーム, アニメ, マンガなどのメディア芸術は, 広く国民に親しまれ, 新たな芸術の創造や我が国の芸術全体の活性化を促すとともに, 諸外国より「ジャパン・クール」として注目を集め, 我が国への理解や関心を高める上で重要な役割を果たしている。文化庁としては, メディア芸術振興総合プログラムとして, ①メディア芸術の総合的発信, ②創造的人材の育成, ③推進拠点とネットワークの形成, の三つの柱に基づき振興を進めている。

その核となる文化庁メディア芸術祭は、平成9年度から開催しており、我が国のメディア芸術の中心的な施策として、多くのクリエイターを顕彰、育成し、優れたメディア芸術作品を国内外へ発信することにより我が国メディア芸術の創造と発展に寄与している。18年度には10周年を記念した企画展

「日本の表現力」を開催し、メディア芸術祭のこれまでの成果を踏まえ、我が国のメディア芸術を現在・過去・未来のそれぞれの視点からとらえ、その全貌を紹介した。第11回を迎えた19年度には、世界の43の国と地域から2000作品を超える応募があり、我が国を代表するメディア芸術のフェスティバルとして定着を見ている。また、19年8月には日中国交正常化35周年を記念し、中国上海にて「文化庁メディア芸術祭 上海展2007」を開催し、我が国の最新メディア芸術を積極的に海外に発信したところである。

第4節 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成

次代の芸術界を担う創造性豊かな人材を育成するため、新進芸術家の海外 研修や、芸術団体等が行う人材育成・普及事業等を支援し、新進芸術家等の 養成を図っている。

1. 新進芸術家の養成・発表への支援

「芸術家在外研修」(昭和42年度~)は、平成14年度から「新進芸術家海外留学制度」という事業名称に変更され、大幅に派遣人員を拡充した。その際、早期教育が有効と考えられる音楽分野及び舞踊分野については、新たに

高校生を対象に含めるなど制度の充実を図った。また、これらの研修成果を発表するための事業を8年度から行っているが、17年度から事業内容を拡充し「新進芸術家の育成公演事業」として実施している(参照:第Ⅱ部第6章 第1節2 (2))。

2. 芸術団体等が行う人材育成への支援

芸術団体等が行う養成・発表機会を充実することを目的に、平成8年度から「芸術創造基盤整備事業」により、統括的な芸術団体が行う若手芸術家の公演事業やコンクール、研修講座などを支援してきた。14年度からは「芸術団体人材育成支援事業」として事業を継続している。さらに19年度には「新進芸術家国内研修制度」(3年度~)として実施してきた新進芸術家の国内研修事業を改め、「芸術団体人材育成支援事業」に個別の芸術団体の事業を含めることとして拡充した。

第5節 こどもの文化芸術体験活動の推進

次代を担う子どもたちが、優れた芸術・伝統文化に触れたり、それらに関する各種の文化活動に参加したりする機会を充実させることは、伝統や文化に対する理解を深め、尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情をはぐくむととともに、社会性を伸長するという観点から、大きな意味を持つものである。「文化芸術振興基本法」においても、青少年の文化芸術活動及び学校教育における文化芸術活動の充実がうたわれているところである。このため、「感性豊かな文化の担い手育成プラン —こどもの文化芸術体験活動の推進—」として、以下の事業を展開している(参照:第Ⅱ部第3章第2節)。

1 子どもたちが学校において、優れた舞台芸術や伝統芸能に直に触れる 機会を提供し、感受性豊かな人間としての育成を図る「本物の舞台芸術 体験事業 |

2 子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能などを計画的・継続的に体験・習得できる機会を提供する事業を行う「伝統文化こども教室」

3 芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校等に派遣し、講話や実演を行う「学校への芸術家等派遣事業」及び文化部活動の成果発表の舞台を提供する「全国高等学校総合文化祭」、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」(「学校の文化活動の推進」)

4 子どもたちが参加する文化活動の活性化を図るため、地域の指導者、芸術団体の育成、発信・交流、大学と地域との交流・連携の促進事業に対して支援する「『文化芸術による創造のまち』支援事業」

5 地域の文化芸術人材を活用し、学校での文化芸術に係る指導や、放課 後や休日等における文化芸術活動を地域で支援する体制整備を図る「地 域人材の活用による文化活動支援事業 |

第6節 今後の方向

「文化芸術創造プラン」は、平成14年度創設以降、様々な状況の変化に対応するため、事業計画を変更しながら実施してきたところである。今日、「ジャパン・クール」と呼ばれ、世界の人々を魅了し、我が国の存在感を高め、日本の新しい強みとなっているメディア芸術については、メディア芸術祭の会場を19年度より国立新美術館(19年1月開館)に移し、展示面積を拡充し、一層の充実を図った。さらに、今後は海外展の継続的な実施など、更なる振興に努めることとしている。

文化芸術活動を支えるアートマネジメントを担う人材の育成については、アートマネジメント人材の社会的需要や必要とされる資質・能力などの需要に関する調査研究等を進めているところである。また、次代を担う子どもたちに対しては、文化芸術に触れる感動や楽しさを伝え、子どもたちの感性を刺激し、また創造性をはぐくみ、一人一人の可能性を引き出すことにより、将来芸術を愛好する国民をはぐくむ有意な機会を提供するため、関連事業の更なる充実にも取り組んでいる。

このように、「文化芸術創造プラン」については、様々な状況の変化の中でも効果的にその機能を果たしていくような運用に努めるとともに、より一層の拡充を図っていくこととしている。

第15 章 文化カプロジェクトの実施

第1節 「文化力」で日本の社会を元気にする―「文化力プロジェクト」

文化には、人を元気にする力がある。身近に文化に触れたり、自ら創造活動を行ったりすることにより、各人が元気になるだけでなく、さらにその活動にかかわった人も元気になる。また、そのような人が大勢いる地域も生き生きとしてくるので、文化は、地域や社会を元気にする力も持っている。文化庁では、政治、経済だけでなく文化まで東京に一極集中しがちな現状を改善し、それぞれの地域の持つ文化力を更に高め、発信していくための取組を提案している。

その一環として、次の五つの文化広報プロジェクトを構想し、関係者との 協働により実現してきた。これらの取組は地域の人と人、人と文化をつな ぎ、さらには観光や経済活動にも大きな刺激を与え、社会を活性化させるも のとして高い注目を集めている。

1. 関西元気文化圏

(1) 関西元気文化圏構想と関西元気文化圏発起人の会

平成15年3月,河合隼雄文化庁長官(当時)が,「日本の社会を文化で元気にしよう」「そのために、まず関西から始めましょう」という趣旨の「関西元気文化圏構想」を発表した。この呼び掛けにこたえ、関西の2府4県(京都府,大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県)や経済団体、関係事業者、報道機関などの代表者約50人が賛同して15年5月に「関西元気文化圏発起人の会」が開催された。

(2) 「関西元気文化圏推進協議会」設立総会

平成15年8月には、三重県、福井県、徳島県の3県を加えた2府7県に圏域を広げて、関西の各団体が自ら主体となって関西元気文化圏を推進するための推進組織である「関西元気文化圏推進協議会」の設立総会が、小泉純一郎内閣総理大臣(当時)を迎えて開催され、「関西元気文化圏」の取組が正式に始まった。

(3) 事業の概要

「関西元気文化圏」では、関西元気文化圏推進協議会を中心に、文化団体や企業、自治体、文化庁など多様な主体が、文化活動の展開を通じた文化圏の一体化、活性化の推進に取り組んでいる。

具体的には、関西地域における文化活動の充実や文化圏の一体感を醸成することをねらいとして、文化に関連する様々な活動や事業を主催する方々に対し、共通ロゴマークの使用や協働による広報活動への参加を呼び掛けてい

る。趣旨に賛同し「関西元気文化圏」の 登録事業となった活動や事業には、共通 ロゴマークである「関西から文化力」ロ ゴマークが使用可能となり、文化庁が提 供するホームページに情報が掲載される こととなる。

参加事業の登録件数は、募集を開始した平成15年8月から20年3月末までで約8,000件に上り、地域的・量的な拡大を続けている。

このように、関西地域で開催されている様々な文化事業を一体として広報 することで、関西地域から日本全国に多彩な文化情報を発信し、日本全体を 元気にすることを目指している。

■「文化力」ロゴマークについて

共通ロゴマークである「文化力」ロゴマークは、日本の社会の活力を取り戻すために私たち一人一人が持っている「文化力」を発揮することの大切さを呼び掛けたものとなっている。

(4) 文化庁主催事業の関西における実施

文化庁としても、関西元気文化圏の活性化の観点から、これまで東京で開催されていた文化庁主催事業を関西に集中させることとし、その第一弾として、平成15年9月に「全国映画祭コンベンション」を開催した。その後も「国際文化フォーラム」、「舞台芸術国際フェスティバル」、「芸術祭」などの文化庁主催事業が関西で実施されており、関西の文化力の向上に向けて、様々な文化活動が展開されている。

(5) 関西元気文化圏推進協議会主催事業

そのほか、関西元気文化圏推進協議会による様々な独自の主催事業も企

画・実施されている。

例えば、毎年11月には「関西文化の日」を実施し、趣旨に賛同した圏域の 美術館・博物館などの施設の常設展を一定期間無料開放する取組や、毎年1 月に「関西元気文化の集い」を実施し、文化を通じて関西から日本を明るく 元気にすることに貢献した人・団体に「関西元気文化圏賞」を贈る取組など を実施している。

(6) 関西元気文化圏推准・連携支援室の設置

関西元気文化圏の取組を一層推進し、圏域との連携を強化するため、文化 庁では、関西における関西元気文化圏の相談窓口等の機能を担う組織とし て、平成19年1月、京都に「関西元気文化圏推進・連携支援室」を設置し た。

関西元気文化圏参加事業の登録等手続きに関する事前相談、当該参加事業への出席等、関西元気文化圏推進協議会の事業に関する連絡・調整及び支援等の業務を行っている。

2. 「丸の内元気文化プロジェクト」

(1)設立の経緯

大手町・丸の内・有楽町地区(以下,「丸の内地区」という。) においては、平成3年以来地区内地権者をはじめ、官民が一体となり、日本経済の中心地としてのみならず、文化的な街として発信すべく、様々な取組が進められていた。

平成16年1月,この丸の内地区に文部科学省が移転し地域の一員となったことで、5月20日付けで「大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会」に特別会員として参加した。これを契機に、丸の内からの文化発信の動きを一層推進していくため、同協議会と文部科学省とが協力して「丸の内元気文化プロジェクト」を実施する運びとなった。日本でも有数の、働く人々の集まる街「丸の内」で本プロジェクトを進めることで、丸の内地域が、人々が行き交い、多彩な芸術文化に彩られた活気あふれる交流の場として更に活性化するとともに、このような取組を参考とし、他の地域においても、文化による活性化がますます図られることを目指している。

(2) プロジェクトの概要

本プロジェクトは、丸の内地区で働く 方々の芸術文化に触れる機会を増やすこ となどにより、地域の文化力を高め、文 化力で社会を元気にしていくことを目指 すものであり、プロジェクトの実施に当 たっては、様々な分野で活動を行ってい る芸術文化団体と地区内企業、NPO法 人「大丸有エリアマネジメント協会」な どが協力している。

各団体や企業等が行う文化活動やイベントについて,「丸の内元気文化プロ

ジェクト」という共通の名称の下に、共通ロゴマークの使用や共通の広報媒体等を用いた広報活動を行っている。これにより、各イベントの広報効果を高めるほか、丸の内地区が文化的な街であるということを地元の会社員や来街者に印象付けるといった効果がある。

丸の内元気文化プロジェクトとして行われる事業には、プロジェクトのために独自に企画されるイベントのほか、既に実施が予定されているイベントが参画する仕組みとなっており、大規模なイベントからカフェで開催される小規模なセミナーまで様々である。常にエリアのどこかで文化イベントやセミナーが行われているというイメージが形成されつつある。

(3) 文化庁・文化庁関係同体主催事業

文化庁主催事業としては、これまで、「文化庁長官トークサロン(各界の著名人との対談)」や「丸の内ブックカフェ」(趣旨に賛同する周辺カフェに長官はじめ著名な作家推薦の絵本を置いて読書に親しんでもらう企画)、映画上映などを行ってきた。

また、文化庁の関係団体が毎月継続的に実施しているイベントとして、日本クラシック音楽事業協会主催(平成17年度までは日本オーケストラ連盟主催)の「空中庭園ライブ」(小編成による室内楽などのクラシックコンサート)や、落語協会、落語芸術協会主催による「丸の内落語会」(カフェでドリンクを飲みながら気軽に落語を楽しむもの。17年度まで。)がある。

3.「九州・沖縄から文化カプロジェクト」

(1) 設立の経緯

九州・沖縄地区においても、近隣アジア諸国との文化交流の活発化ととも

に、平成16年には「国立劇場おきなわ」が、17年には「九州国立博物館」が開館するなど、地域全体で文化振興への気運が高まっていた。このような状況を踏まえ、18年3月に国立劇場おきなわで開催された「伝統文化の祭典 人間国宝 九州・沖縄」において、河合隼雄文化庁長官(当時)から「九州・沖縄から文化カプロジェクト」が提案された。

この呼び掛けにこたえ、平成18年9月に、九州・沖縄・山口の関係者による

「九州・沖縄文化力推進会議」が設立され,「九州・沖縄から文化力プロジェクト」が始まった。

推進会議を中心に、九州・沖縄・山口の圏域で継承・蓄積されている魅力 あふれる文化を再認識し、圏域内における文化活動の充実とその発信を通じ た地域の一体化・活性化を図り、日本の社会を元気にすることを目指す取組 が展開されている。

(2) 現在の取組

関西元気文化圏同様,推進会議を中心に,文化団体や企業,自治体,文化 庁など多様な主体が,文化活動の展開を通じた文化圏の一体化,活性化の推 進に取り組んでいる。

具体的には、「九州・沖縄から文化力プロジェクト」の趣旨に賛同する活動や事業の参加登録を広く募集し、共通ロゴマークや文化庁が提供するホームページを活用し、積極的な広報を行っている。

参加事業の登録件数は、平成20年3月末で約800件に上っており、地域的・量的な拡大を続けている。今後、推進会議の主催事業の実施やプロジェ

クトの普及の一層の推進など、更 なる発展が期待されるところであ る。

(3) 文化庁主催事業

関西同様、これまで東京で開催 されていた文化庁主催事業を九 州・沖縄地区で重点的に開催する こととし、平成18年11月には、「第21回国民文化祭・やまぐち20

こととし、平成18年11月には、「第21回国民文化祭・やまぐち2006」が開催された。そのほか、「文化庁国際文化フォーラム」や「文化庁舞台芸術国際フェスティバル」など、アジアとの交流に重点を置くものなどを中心に、毎年九州・沖縄地区で実施されている。

4. 「市民から文化力プロジェクト」

(1) 設立の経緯

「文化芸術に自ら親しむとともに、他の人が親しむのに役立ったり、お手伝いするような」活動は、文化ボランティアやアートNPOなど、全国各地で多様な広がりを持って発展してきている。文化庁では、こうした活動を一層促進するため、「文化力プロジェクト」の一環として、平成20年2月から「市民から文化力プロジェクト」を開始した。

(2) プロジェクトの概要

文化に触れるためのお手伝いをする活動(非営利のものに限る)であれば、広くプロジェクトの対象となる。活動の例としては、美術館・博物館でのボランティアによるギャラリートーク(対話型美術鑑賞)やワークショップ(参加体験型講習)、学校や病院へのアウトリーチ活動(日頃文化芸術に触れる機会の少ない人々に対して、その生活の場に出向いて働きかける活

動),文化芸術を活用したまちづくり活動, 文化財の保存や活用への協力,文化芸術分 野で活動する人への中間支援活動などが挙 げられる。

プロジェクトに参加すると「市民から文化力プロジェクト」名義及び「市民から文化力」ロゴマークを活動の際に使用することができる。また、文化庁が提供するホームページ(市民から文化力サイト)にプロジェクト参加者が活動を掲載することにより、現在活動している方々や、今後活動を

始めようと思っている方々が情報を交換し、それぞれの活動をより充実させたり、ネットワークを形成したりすることにつながっている。

5. 「霞が関から文化力プロジェクト」

(1) 設立の経緯

庁舎建て替えのために丸の内の仮庁舎に移転していた文部科学省が、新庁舎(中央合同庁舎第7号館。PFI事業により、官民共用施設としては「霞が関コモンゲート」と称される。)に移転したことを契機として、文化がもたらす豊かさなどを霞が関から発信し、社会を元気にしていくことを目的とし、平成20年3月に「霞が関から文化力プロジェクト」を開始した。

保存・復原された旧文部省庁舎の1階にある情報ひろば「ラウンジ」や、 霞が関コモンゲート内の様々な場所を舞台に、多様な文化活動を開催してい る。

(2) 現在の取組

第1弾として、平成20年3月12日に青木保文化庁長官と文化人による公開対談「カフェ・アオキ」を開催した。脳科学者の茂木健一郎さんを迎え、「脳科学と文化芸術」をテーマに子どもへの音楽教育の話題から日本文化の発信など多岐にわたり、両者の幅広い教養があふれるばかりの中身の濃い楽しい対談が行われた。その後、ほぼ月に一度のペースで「カフェ・アオキ」を開催している。

また、平成20年11月4日に、霞が関コモンゲートに立地する「霞が関ナレッジスクエア」との共催で、江戸の浮世絵師歌川広重の晩年の傑作である「名所江戸百景」の中から12点を選び、現在の東京と対比した風景や人々の営みを映像に表現したハイビジョン映像の上映と、広重「名所江戸百景」の魅力や、虎ノ門界隈に残る史跡についての講演及び旧文部省庁舎内に残る江

戸城外堀跡の解説付きの見学を行い、多くの参加者が土地と歴史と文化財へ の理解を深めた。

文化財保護制度の新たな展開

第1節 この10年の文化財保護法の改正

1. 文化財保護法の成立とこれまでの経緯

文化財保護制度は、昭和25年の文化財保護法制定以来、社会の変化等に応じて改正がなされてきた。29年には、重要無形文化財及び重要民俗資料の指定制度の創設等、50年には民俗文化財の制度の充実、伝統的建造物群保存地区制度及び文化財保存技術の保護制度の創設、平成8年には文化財登録制度の創設など、その保護対象・保護手法を順次広げてきている。

2. この10年間における展開

平成11年以降の文化財保護制度の大きな展開としては16年の文化財保護法改正が挙げられる。この改正では、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(14年12月10日閣議決定)や文化審議会答申等における指摘を踏まえ、保護対象の拡大と保護手法の多様化を図るため、文化的景観の保護制度を創設するとともに、民俗文化財の保護対象として民俗技術を加えた。さらに、近代の文化財等を保護するため、建造物以外の有形の文化財にも登録制度を拡充した。

また平成11年には、地方分権一括法により、国の権限の都道府県教育委員会への委譲や国の関与の廃止、機関委任事務の廃止等が行われている。

(参考)

文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成14年12月10日閣議決定) 【主な内容】

- 文化財の周辺環境や文化的景観の保存・活用方策の検討
- 近代の科学・産業遺産,生活用具等の保存・活用方策の検討
- 民俗技術の特性や実態に応じた保護方策の検討
- 無形文化財 (無形民俗文化財を含む) の保存伝承のための基盤の充実
- 史実に基づいた復元等の整備
- 情報通信技術など多様な手法による公開、活用の促進

第2節 重要文化的景観

1. 文化的景観の保護制度の導入の趣旨

棚田や里山など、自然とのかかわりの中で人々の日常の生活や生業を通じて作り出されてきた景観は、地域の歴史や文化と密接にかかわる固有の風土 上の特色を表す文化的な資産であり、我が国の歴史、文化等の正しい理解の ため欠くことのできないものである。

このような文化的景観は、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」や文 化審議会答申等において、保存・活用方策の検討の必要性が指摘された。ま た、文化的景観はユネスコの世界文化遺産に位置付けられるなど国際的な保 護が進められている。このような国内外の保護の要請を踏まえ、文化財保護 法において、文化的景観を文化財に位置付け、適切な保存・活用を図ってい くこととしたものである。

2. 重要文化的景観の選定

平成16年6月18日, 我が国の良好な景観の形成を促進すること等を目的とする景観法が成立した。この景観法に定める景観計画区域等の中にある文化的景観のうち特に重要なものについては, 都道府県又は市町村の申出に基づき, 文部科学大臣が重要文化的景観として選定することができるとなっている。

重要文化的景観の選定基準は告示で定められており、その内容は、

- ① 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された 景観地(農耕に関する景観地、居住に関する景観地等)のうち我が国民の 基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの
- ② ①が複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のものである。

3. 重要文化的景観の選定による法的効果

重要文化的景観に選定されると、所有者等に、滅失、き損や現状変更等の 行為の届出義務が課されるほか、保護上必要がある場合には、文化庁長官 が、現状の報告を求めることや、現状の変更等に関して指導、助言又は勧告 を行うこととした。また、管理が適当でない場合には、文化庁長官が管理方 法の改善等必要な措置について勧告、命令を行うことができることとした。

4. 文化的景観に関する事業

文化的景観の保存・活用のために行われる調査事業、保存計画策定事業、整備事業、普及・啓発事業に対して、国からその経費の補助が行われる。具体的には、重要文化的景観保護推進事業として、都道府県又は市町村が文化的景観の保存・活用のために行う以下のような事業に対し支援が行われている。

- ① 文化的景観の歴史的変遷、自然的環境及び生業・生活等の調査事業
- ② 重要文化的景観の選定に向けた保存計画策定事業
- ③ 重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景等の整備事業
- ④ 地域住民等が参加する勉強会や公開講座等の普及・啓発事業

5. 重要文化的暑観の具体例

平成20年3月31日現在, 重要文化的景観として次の7件が選定されている。

○近江八幡の水郷 滋賀県近江八幡市 近江八幡市域の北東部に広がる西の 湖とその周辺に展開するヨシ原などの 自然環境が,ヨシ産業などの生業や内 湖と共生する地域住民の生活と深く結 びついて,維持・再生を繰り返しなが ら独特の発展を遂げた文化的景観。

○一関本寺の農村景観 岩手県一関市 磐井川流域の河岸段丘に展開する農 村地帯で、特に中世界の中尊寺経蔵 別当領に関係する骨等村荘園遺跡に起源を持ち、この地に独特の気候風土を 踏まえた農耕と居住の在り方を示す貴 重な文化的景観。

○アイヌの伝統と近代開拓による沙流 川流域の文化的景観 北海道沙流郡 平取町

アイヌ文化の諸要素を現在に至るまでとどめながら,開拓期以降の農林業に伴う土地利用がその上に展開することによって多文化の重層としての様相を示す,貴重な文化的景観。

○遊子がぜがある 一遊子がぜがある 一遊子がでする 一変媛県宇和島市 宇和海沿岸地方において,近世・近 代から現代に至るまで継続的に営まれ てきた半農半漁の生業・生活の在り方 を示し,急峻な地形や強い季節風など 地域の風土とも調和して展開した雛段 状の畑地から成る文化的景観。

○遠野荒川高原牧場 岩手県遠野市

民俗学者柳田國男が明治43年に発表した説話集である『遠野物語』の原点を成す「萬麓」に関する代表的な景観地で、草池峰山周辺の準平原に広がる牧草地を利用しつつ、地域の基幹産業として継続的に営まれてきた「夏山冬業上方式」に基づく独特の放牧に関する土地利用の在り方を示す文化的景観。

○高島市海津・西浜・知内の水辺景観 滋賀県高島市

古来より北陸道や琵琶湖の湖上交通 を背景として、輸送や商業活動、それ に携わる人々の流通・往来が生み出し た文化的景観。特に海津は、水路と陸 路の結節点において発達した湖北の都 市的要素であり、集住・商業の場とし て顕著な特徴を現在にとどめている。

英彦山系を源流にする大浦川・五色 谷川によって形成された狭隘な谷間で 営まれる,水・土・木等の地域資源を 活かした窯業や農業といった生業が, 当地における生活の在り方を示す重要 な文化的景観。

第3節 民俗技術

1. 民俗技術保護の趣旨

平成16年の文化財保護法改正において、新たに民俗技術が民俗文化財に加えられた。民俗技術とは、鍛冶、船大工など、地域において伝承されてきた生活や生産に関する鉄、木材等を用いた用具、用品等の製作技術・修理技術のことである。民俗技術は国民の生活に密接に関係した文化的所産であり、我が国民の生活の推移を理解する上で不可欠なものである。また民俗技術は近年の先端的な製作技術の原型を成すものとして、新たな技術革新のために常に翻って参照できることが重要であるが、これらは一覧失われてしまうと復元することが著しく困難なものである。

このような地域に根ざした民俗技術を保護するため、民俗技術を民俗文化 財に位置付け保護措置を講ずることとした。

これにより、民俗技術についてもそれまでの民俗文化財と同様の保護措置 が講じられることとなり、民俗技術のうち特に重要なものが重要無形民俗文 化財に指定され、また、民俗技術に用いられる物件のうち、特に重要なもの が重要有形民俗文化財に指定され、現状変更等の行為の届出義務が課される などの保護を受けることとなった。

2. 民俗技術に関する事業について

民俗技術は日本各地においてそれぞれの地域の自然条件や生活環境の下 で 人々の日々の生活や生産活動の様々な場面で生み出され、伝承されてき た技術であり、その在り方は多種多様であると考えられる。民俗技術の保 存・活用を図るためには、まず何よりもその在り方等の実態を把握すること が不可欠であることから、文化庁では平成16年度から都道府県の協力を得 て 各地に伝わる民俗技術の実態を把握するための調査を実施している。ま ず16年度には「民俗技術の伝承状況等に関する基礎調査」を、全国を9ブ ロックに分けて各ブロック1.2県を選び、計10県で調査票調査を実施し た。さらにその回答を受けて青森県、千葉県、大分県の3県で実地調査を実 施した。

この調査を踏まえ さらに全国的な伝承状況を把握するため平成17年度か らは民俗技術の全国調査に着手した。この調査は47都道府県すべてで実地調 査を行うもので、まず全都道府県に対して調査票調査を実施し、得られた回 答から実地調査対象を抽出し実施している。現在、北海道をはじめとして北 から南下する形で調査が進行中である。

この調査によって全国各地で生業や社会構造の変化に対応しながら多種多 様な形で伝承されている民俗技術の実態が明らかになり、その周辺に存在す る関連の技術も含め、より一層有効な保存・活用の手立てを講じることがで きる。

3. 民俗技術の具体例

平成20年3月31日現在で重要無形民俗文化財に指定されている民俗技術は 次の7件である。

○「津軽海峡及び周辺地域における和船製作技術」

保護団体:津軽海峡及び周辺地域における和船製作技術保存会

所在地:津軽海峡周辺地域

津軽海峡及び周辺地域で磯海などに使 用されてきたムダマハギやシマイハギな どの木浩漁船を告る技術で 同地域に見 られる特徴的な和船の製作技術として また我が国の船大丁技術の変遷を知る上 でも重要なものである。

○「上総掘りの技術」

保護団体: 上総掘り技術伝承研究会

所在地:千葉県上総地方

水の確保という日常生活の必要から生 み出された井戸の掘削技術である。鉄製 の道具や竹などの身近な素材を巧みに利 用し、経済性に優れた簡便な技術である ことや、技術習得が容易であることから、一地方から広範囲に展開した技術 であることなどに特色がある。

○「別府 明 礬温泉の湯の花製造技術」

保護団体: 明禁温泉湯の花製造技術保存

会

所在地:大分県別府市

大分県別府市の明礬温泉で江戸時代か ら行われている湯の花を製造する技術で

ある。湯の花小屋という製造施設を作り、内部で温泉の蒸気である暗気と青 粘土を利用して湯の花の結晶を作り出す特色ある技術である。

○「小木のたらい舟製作技術 |

保護団体:小木たらい舟製作技術保存会

所在地:新潟県佐渡市

新潟県佐渡市の小木半島とその周辺で 機での見突き漁や海藻採取などに使用されてきたたらい状の舟を製作する技術である。水の侵入を防ぐため部材を密着させる和船製造で用いられる技術や、たがと竹釘で部材を接合したりするなどの桶 たるの製作で用いられる技術が随所に利用されている。

○「<u>江名</u>子バンドリの製作技術 |

保護団体: 江名子バンドリ保存会

所在地:岐阜県高山市

岐阜県高山市江名子町に伝承される饕を製作する技術で、冬の間の農家の副業として行われてきた。江名子バンドリはニゴと呼ばれる稲藁の穂先の部分やシナの木の内皮を主な材料として製作され、肩編みや首折り、上編みなどの熟練を要する技術を伝える飛驒地方一円に知られた蓑である。

雨具であり防寒具である蓑を作る,地域に根ざした基盤的な技術の在り方を知ることのできる技術である。

○「能登の揚浜式製塩の技術」

保護団体:能登の揚浜式製塩保存会

所在地:石川県珠洲市清水町

石川県の能登半島で行われてきた伝統 的な塩づくりの技術である。揚浜式製塩 は、海面より高い場所に造成した塩田に 海水を汲み上げて撒き、塩分を含んだ砂 を集めて塩分濃度の濃い鹹水を採った後、それを釜に入れて焚き詰め、塩を 結晶化させる製塩法である。

○「吉野の樽丸製作技術 |

保護団体: 吉野の樽丸製作技術保存会

所在地:奈良県吉野郡

吉野杉から酒樽の側板であるクレを作り、一定量に東ねるまでの技術である。 樽丸とはこの一定量のクレを丸く束ねた ものを言う。この技術は、羅や伊丹など での酒造りに使われる酒樽の側板を供給 するために、江戸時代中期に始まったと 言われる。樽丸の製作は、タマギリ、オ ワリ、コワリ、ケズリ、クレホシ、マル

マキという6工程から成り、ハニシャクと呼ぶ鋸やオワリボウチョウ、ヘギボウチョウ、ハラアテなどといった独特の用具が使われる。

第4節 文化財登録制度の拡充

1. 登録制度の拡充の趣旨

平成16年の文化財保護法改正において、文化財登録制度が新たに建造物以 外の有形の文化財に拡充された。

文化財登録制度は 近年の国土開発 都市計画の進展 生活様式の変化な どにより 社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている文化財 を後世に幅広く継承していくため、保存と活用の措置を特に必要とするもの につき 国が文化財登録原簿に登録するものである。これは届出制と指導・ 助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、平成8年の 文化財保護法の改正により 従来の指定制度(重要なものを厳選して許可制 など強い規制など手厚い保護を行うもの)を補完するものとして創設され、 建造物に限り導入された。開発の進展に伴う取り壊しの危機に瀕するものが 建造物に多いこと、一定の対象物件が把握されていることなどから、まず建 告物について登録制度を導入した。

建造物以外の有形の文化財については、保護手法の在り方が引き続き検討 されていたが、文化財として一定の価値は認められるものの評価が定着して おらず、直ちに既存の指定制度による指定を行うことは困難であるが、放置 しておくと消滅等の可能性が高いものがあり、早急な保護が望まれていた。 このため 建造物以外の有形文化財 有形の民俗文化財及び記念物にも登録 制度を拡充した。

2. 登録制度の拡充により新たに登録された文化財の具体例

平成20年3月31日現在における登録有形文化財(建造物を除く。)の登録 件数は4件. 登録有形民俗文化財の登録件数は10件. 登録記念物の登録件数 は28件である。

【登録有形文化財】

歷史資料 建築教育資料(京都帝国大学

丁学部建築学教室旧蔵) 2653占

所有者:国立大学法人京都大学

京都帝国大学工学部建築学科設立に伴

い大正8年から昭和11年にかけて収集さ

れた建築学教育のための資料群である。

天沼俊一古瓦コレクション(飛鳥時代~

近代) 建築学教室収集の「帝国ホテル石膏模型」を含む建築模型や欧風建 築装飾品 (近代~現代) 等で京都大学における建築基礎教育の一端を知る資 料として貴重である。

【登録有形民俗文化財】

たけとみじま 「竹富島の牛活用具 842占」

所有者: 喜宝院

所在地:沖縄県八重山郡竹富町

本資料は沖縄県八重山郡竹富町の竹富

島において、人々が日常の生活で用いて

きた衣食住 牛業 社会生活 信仰・儀

礼・芸能関係の用具類を包括的に収集し

たものである。亜熱帯の高温多湿の気候風土の中で育つ植物素材を使用した ものが多数見られる。写真は西表島での出作り農耕に使用された用具類など である。

【登録記念物】

沈堕の滝 大分県豊後大野市

大野川流域には特色ある瀑布が数多くあり、近世の地誌や近代以降の絵画

によって古くから知られていた。そのうち,中流部に位置する沈堕の滝は雄滝と 雌滝から成り,特に雄滝は柱状節理の上 部が突出して柱が並ぶような独特の奇観 を呈している。

第5節 地方分権に関する文化財保護法の改正(平成11年)

文化財保護法は制定時から地方教育委員会への権限の委譲規定を有しており、文化財保護行政は国と地方が協力して行ってきたが、地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)に基づく地方分権の拡大の一環として制定された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(11年7月16日公布)」により文化財保護法の一部が改正され、文化財保護の分野でも国と地方の役割が見直された。

具体的には、所有者不明の出土文化財の所有権をそれまでの国庫帰属から 原則として都道府県帰属とするほか、埋蔵文化財の発掘調査の指示に関し て、開発行為を行う事業者への発掘調査の指示権が都道府県教育委員会など にあることを法令上明記するなどの改正を行い、国の権限の都道府県などへ の委譲を行うとともに、機関委任事務制度を廃止した。

第6節 文化財保護制度の今後の展開

1. 企画調査会の設置

我が国の文化財保護制度は、文化財保護法に基づいて、個々の文化財を指定・選定し、それに対して各種の規制等を行うことにより文化財の保護を図ってきたところである。しかしながら、文化財を単体ではなく総体的にとらえる視点が必ずしも十分ではないこと、文化財を将来へ保存・継承していくためには、文化財保護に対する国民の幅広い理解と参加を得ることがます

ます重要となっていることから、平成18年7月に文化審議会文化財分科会に設置された企画調査会において、今後の文化財の保存・活用をより充実させるために必要な方策の検討を行い、19年10月に報告書が取りまとめられた。

2. 報告書の提言

報告書では、文化財を総合的に把握するための方策として、市町村において、文化財を周辺環境も含め総合的に保存・活用するための方針を定める「歴史文化基本構想」を策定すること、歴史文化基本構想の中で、関連する有形・無形の文化財を「関連文化財群」と位置付け、関連文化財群ごとに保存・活用の在り方について定める保存・活用計画を策定すること、文化財が特定地域に集中している場合、関連文化財群を核として、文化的な空間を創出する「歴史文化保存活用区域」を設定することなどが提言された。

また、社会全体で文化財を継承していくための方策として、文化財の優れた公開・活用の取組についての情報発信、文化財の保存・活用を行う民間団体が活動しやすい環境を整備するための枠組み作り、行政と民間団体とのパートナーシップの促進などが提言された。

3. 提言への対応

報告書の提言を踏まえ、文化財を総合的に把握するための施策を推進するため、平成20年度より3か年かけて、モデルケースとして複数の市町村で「歴史文化基本構想」などを実際に策定し、その方向性や課題を検討することを予定している。

また、これに関連して平成20年1月には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案」を国土交通省と農林水産省とともに国会に提出した。この法律案は、文化財を活かしたまちづくりを推進するため、文化財等の歴史上価値の高い建造物を核として、その周辺に形成される良好な環境を「歴史的風致」と位置付け、文化財保護行政を担う文化庁とまちづくり行政

を担う国土交通省・農林水産省が連携し、施策を一体的に講じようとするものである。

また、社会全体で文化財を継承していくための方策を推進するため、平成19年度から、文化財保護を支援する団体等の活動状況や文化財保護の支援活動に必要な人材の育成・確保に関する調査研究を実施するとともに、その成果をインターネット上で公開し、さらに、これらの団体等に情報交換や相互連携の機会を設けることにより、多くの国民が文化財保護に参加する環境を整えるための施策を実施しているところである。

古墳壁画の保存対策 〜文化財保存の難しさ〜

第1節 古墳壁画

我が国の古墳の中には石室内等に装飾が施されたものがあるが、その多くは線刻又は単色で幾何学的・抽象的な意匠等で描かれている。そうした中、奈良県明日香村に所在し、古墳時代終末期の築造とされる高松塚古墳とキトラ古墳の石室内の壁画は、極彩色で描かれており、青龍、朱雀、白虎、玄武の四神、人物像(高松塚)、十二支像(キトラ)等が描かれている点で、極めて貴重な存在である。

第2節 高松塚古墳

1. 概 要

(1) 高松塚古墳

高松塚古墳は7世紀末から8世紀初め頃に築造された古墳で、小さな丘の南斜面に立地している。土を突き固めて層状に積み重ねる版築という工法で造られており、下段直径23m、上段直径17.7mの二段築成の円墳である。

昭和47年,凝灰岩の切石を箱形に組んだ石室が発掘され,石室内の漆喰に描かれた極彩色の壁画が発見された。中でも女子群像は「飛鳥美人」として一世を風靡し,古代史ブームを巻き起こして文化財への関心を広く呼び起こした。石室内には,漆塗りの棺の破片と,大刀の飾り金具や銅鏡,ガラス玉といった副葬品が盗掘を免れて残されていた。

高松塚古墳は昭和48年に国の特別史跡に指定され、翌49年に壁画が国宝、 出土品が重要文化財に指定された。

(2) 高松塚古墳の壁画

高松塚古墳の石室は、凝灰岩の切石で構築されており、内法で間口約103 cm、奥行き約265cm、高さ約113cmのごく小さな空間である。壁画は、東壁、西壁、北壁、天井の4面が国宝に指定されている。東壁には、男子群像、青龍と日像、女子群像があり、西壁には男子群像、白虎と月像、女子群像がある。北壁には、亀の上に大きく円を描くように蛇が巻き付いた玄武が描かれている。そして、天井には星宿図がある。南壁は盗掘や盗掘孔からの流入土等の影響によって壁画が失われたものと思われるが、東壁、西壁、北壁には、朱雀とともに四神を構成する青龍、白虎、玄武があるので、南壁には朱雀が描かれていたことが推定される。

壁画は3~5 mm程度の厚さに漆喰が平滑に塗られ、淡い黒の線(一部は朱線)による下書き、彩色、濃い黒の線による輪郭線の仕上げという手順で描かれていると見られる。また、天井の星宿は厚い金箔を一定の円形に切り出して貼り付けて星を表現し、これらを朱線でつないで星座を構成している。上品な色彩、丁寧かつ流暢な線描は、人物、四神に品格と生動感を与えている。

2. 保存対策の歩み

(1) 発見後から恒久保存方針まで

奈良県立橿原考古学研究所と朝日香村による発掘調査により昭和47年3月に発見された高松塚古墳壁画は、翌4月から全面的な保存・管理が文化庁にゆだねられた。当時、既に壁画保存に多くの業績があったイタリアをはじめとする海外の専門家の意見も参考にしながら、48年10月に古墳現地において壁画を保存する方針を決定した。51年に石室の南側(墓道部)に保存施設を設置したが、壁画発見時の石室開封により永年保たれていた石室内環境が変化したことにより、度重なるカビ被害が生じて漆喰などの劣化に悩まされてきた。

文化庁では、その都度、カビ処置や漆喰剝落防止などの対処を行ってきたが、狭隘で湿度100%近くという厳しい環境下ではあまり有効な成果を上げることができなかった。

平成16年に様々な分野の専門家によって構成された国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会を設置し、検討した。その結果、点検のための人の出入りや過去の大地震による亀裂などの隙間から侵入したムカデやダニなどによりカビが石室内に持ち込まれ、さらにムシの死骸が新たなカビの栄養源となるといった生物連鎖のようなものが石室内に生じたことが分かり、それまでの保存方針の見直しをすることとなった。そして、抜本的な保存対策が検討され、これ以上、現地での保存は困難との結論に至った。さらに、専門家による十分な議論の結果、考えられる選択肢(①現状で保存する案、②墳丘ごと保存環境を管理する案、③石室のみ保存環境を管理する案、④石室を取り出す案、⑤壁画面のみを取り外す案)の中から「石室ごと壁画を取り出して解体修理を行い、将来的にはカビなどの影響を受けない環境を確保した上で現地に戻す」保存方針を17年6月に決定した。

なお、キトラ古墳のように壁画を剝ぎ取ることは、壁画面が非常に脆弱であるため、その方法を採用することはできなかった。

表7-1 保存対策年表(高松塚古墳)

時代	出来事		
昭和47	壁画の発見		
48	古墳全体を特別史跡に指定(4月)		
	現地保存方針を決定(10月)		
49	壁画4面を国宝に指定(4月)		
	保存施設工事着工(~昭和51年3月竣工)		
51	壁画の第一次修理		
53	第二次修理(~昭和55年)		
55	第三次修理(~昭和60年)		
62	『国宝高松塚古墳壁画―保存と修理―』刊行		
平成元	年1回の春の定期点検(~平成13年)		
13	取合部天井の崩落止め工事		
	取合部・石室に大量のカビが発生		
14	石室西壁の男子群像の壁画損傷事故発生		
15	国宝高松塚古墳壁画緊急保存対策検討会(最終提言平成16年3月)		
16	国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会(6月~)		
	『国宝高松塚古墳壁画』写真集刊行(6月)		
	壁画劣化に対する批判報道		
	検討会において現地保存方針の見直しを示唆(8月)		
	墳丘部の発掘調査(10月~平成17年3月)		
17	「石室を取り出して壁画の解体修理」を恒久保存方針と決定(6月)		
	墳丘部の冷却を開始、仮設覆屋の設置(9月~)		
18	事故調査委員会設置(4月),報告書公表(6月)		
	石室解体作業,石室の取り出しのための発掘作業開始(10月~平成19		
	年9月)		
19	仮設修理施設の完成(3月)		
	石室の取り出し作業開始(4月~8月末)		
	壁画の修理開始(4月~)		

また、平成18年4月に報道された、13年の取合部工事の不手際、14年の西壁男子群像の損傷事故については、外部の有識者で構成された調査委員会により事実関係等を調査し、18年6月に報告書が取りまとめられた。その結果、情報公開と説明責任に対する認識の甘さや組織の縦割りの弊害等の指摘

を受けた。これを受け、文化庁では、組織改革の一環として、19年10月に文化財部伝統文化課に文化財保護調整室を設置し、文化財の保存・活用に関する施策について横断的に調整を図っており、また、美術学芸課に古墳壁画室を設置し、キトラ古墳と併せて、古墳壁画の保存対策に取り組んでいる。

(2) 石室の解体

① 石室の解体事業に向けた準備

文化庁では、石室の解体事業に向け、次のような準備を進めた。

劣化の進行を少しでも抑えるため、平成17年9月に緊急対策として石室周辺を低温で制御し、カビ等の発生・生育を抑制することを目的とした冷却管を墳丘に設置した。また、同時に雨水や直射日光を遮る覆屋を墳丘上に設置した。

また、事故の危険性を極力回避するため、高松塚古墳と同規模の墳丘と石室を作り、石室ごと壁画を取り出すための緻密な実験を繰り返し実施した。

さらに、石室の取り出し、搬送中の振動等から壁画を守るための養生作業 について、実験室内での実験などを繰り返し、材料や手法を検討した。

② 発掘調査

石室の解体作業を安全に行うためには、その周囲に十分な空間を確保することが必要である。しかし、その作業の結果、特別史跡である高松塚古墳の一部が失われることになる。そのため、墳丘や石室の構造及びその造営方法などを明らかにし、古墳に関する様々な情報を後世に伝えることを目的に、子細なる発掘調査が行われた。さらに、この調査により、壁画や石材の劣化原因の究明につながるデータを入手することができた。

平成18年10月から始まった11か月間に及ぶ発掘調査の結果,石室本体を守る版築の作り方,石室を構成する16枚の凝灰岩切石の加工方法や組み方など,古墳時代終末期の古墳の造営方法を考える上で興味深い多くの考古学的成果を得ることができた。また,墳丘に過去の地震によって生じた多数の亀

裂が存在することや、それを伝って木根が石室内部にまで伸びていること、 そしてそれらがムシやカビなどの侵入経路になっている可能性が高いことな ど、壁画や古墳の劣化原因に関連深い事実も判明した。

③ 養生作業

石室の取り出し時に壁画の損傷や漆喰等の剝離等が生じないよう、絵画の 修理を専門とする技術者によって養生作業が行われた。養生は大きく2種類 に分けることができる。まず、複数の石材にまたがって塗られている漆喰を 取り外す作業を行った。壁石は、天井、床、隣接する壁石それぞれの石材に 漆喰面が続いており、そのまま石材を取り上げると、漆喰が剝がれて壁画を 損傷するおそれがあるため、それぞれの石材にまたがる部分の漆喰を必要最 小限の幅で取り外し、別に保管した。次に、漆喰や顔料の剝離を防ぐため、 「表打ち」と呼ばれる作業を行った。壁画面上には2層、余白部分には1 層、小さく切ったレーヨン紙等を、植物由来の樹脂を筆で塗布しながら貼り 付けた。

④ 石室の取り出し

石室の取り出し作業は、平成19年4月3日に開始され、同月5日に取り出した一番北側の天井石を皮切りに、順次行った。6月にはすべての国宝壁画部分の石材を仮設修理施設に搬入し、さらに、8月に床石4枚を取り出し、石室取り出し作業を完了した。

取り出し手順は、次のとおりである。

- (i) 地切り(他の石材や地面から石材を離す)
- (ii) 吊り上げ(治具を利用)
- (iii) 移動(断熱覆屋内の発掘区から回転等を行う緩衝区域へ)
- (iv) 梱包・回転(金属フレームで石材を固定し、壁画面を上向きに回転)
- (v) 特殊搬送車両で搬送(仮設修理施設へ)
- (vi) 仮設修理施設に搬入(前室で土・カビ等を落としてから修理作業室 (c搬入)

ただし、(iii)(iv)については石材の状態により順序が入れ替わることもあった。

取り上げられた壁画及び石材は、仮設修理施設内の修理作業室に置かれた。

仮設修理施設は、平成19年3月に竣工した。修理施設では、温湿度が一定 に保たれた修理作業室の中で、修理技術者により、およそ10年を要するとさ

れる壁画の修理作業が続けられる。

なお、壁画の修理作業の期間中、修理作業室を見学用通路から年1~2回 一般に公開している(平成20年度:20年5月31日~6月8日、同年11月2日 ~9日)。

第3節 キトラ古墳

1 概要

(キトラ古墳と壁画)

キトラ古墳は、7世紀末ごろに築造された、下段直径13.8m,上段直径9.4mの二段築成の円墳である。

昭和58年、古墳の石室に入れられたファイバースコープが、石室北壁に四神の一つである玄 。 流が描かれていることをとら

え、キトラ古墳が日本で二番目の発見となる大陸風壁画古墳であることが確認された。

キトラ古墳の石室は、高松塚古墳と同様、凝灰岩の切石で構築されており、内法で間口約104cm、奥行き約240cm、高さ約124cmのごく小さな空間である。平成10年に、小型カメラによる石室内調査により、東壁の青龍、西壁の白虎、天井の天文図も確認され、12・13年度の調査では高松塚古墳では確認されなかった南壁の朱雀、そして十二支像とみられる獣頭人身像が相次いで発見された。

明日香村教育委員会によるこれら一連の調査成果を受け、キトラ古墳は、 平成12年7月に国の史跡に、さらに同年11月に特別史跡に指定された。

2. 保存対策の歩み

(1) 発見後から仮設覆屋の設置, 発掘調査まで

キトラ古墳については、調査の過程で石室内への水の流れや乾燥による壁面の汚染と剝離がはっきりと確認され、その保存に対する懸念から緊急に処置を行う必要性があった。そのため、発掘調査と壁画の保存修理作業は、文

化庁が行うこととし、平成13年度に特別史跡キトラ古墳の保存・活用に関する調査研究委員会を設置した。考古学、美術史学、保存科学の専門家と学識経験者等から構成される同委員会において、多角的な視点でキトラ古墳の保存・活用に関する方策が検討された。

その結果、①壁画と古墳は一体のものであり、本来の位置にあってこそ価値を有すること、②壁画を取り出して石室外で保存・修理を行うには、技術的問題があり、大きな危険性が伴うことなどから、壁画修理は石室の内部で行うことが決定された。また、石室内での発掘調査や保存・修理作業の際の壁画への影響を避けるため、石室内の温度と湿度を一定に保つ空調設備を完備した仮設覆屋を設置することも併せて決定された。仮設覆屋の設置に先立ち、奈良文化財研究所、奈良県立橿原考古学研究所、明日香村教育委員会による石室前面墓道部等(前期)の発掘調査が行われた。また、平成15年8月の仮設覆屋完成後には、墓道部(後期)及び石室内部の発掘調査が行われ、金象嵌のある刀装具や棺の金具、琥珀やガラスの玉類等が出土し、それら遺物の保存処理を行った。

(2) 壁画の剝ぎ取り決定

仮設覆屋により、中世の盗掘孔の開口が可能となったことから、平成16年5月に初めて目視による壁画の観察が行われた。カメラではなく、人間の目により直接観察された壁画の保存状態は想像以上に悪いものであった。青龍の描かれた漆喰層は東壁石材より3cmほど浮いており、西壁の白虎も前肢を除いて同様の状態であった。このまま十分な処置を執らなかった場合、ごく近い将来、壁画が壁から剝がれ落ちることが懸念された。この事態を受け、前述の委員会で度重なる検討が行われ、16年7月の同委員会では剝離の進んだ壁画を石室内で保存・修理することは不可能であるとされた。保存方針は剝離の進行している部分と剝落のおそれのある部分を剝ぎ取ることとした。同年8月~9月にかけて青龍、白虎等の剝ぎ取りを行い、同年9月の同委員

会において、壁画全体の取り扱いについて検討され、壁画のすべてを剝ぎ取 ることを決定した。

(3)壁画の剝ぎ取り

壁画の描かれた漆喰層の剝ぎ取り作業は、平成16年8月から9月にかけて、東京文化財研究所を中心に、事前の調査により剝落の危険性が最も大きいと判断された東壁の青龍、西壁の白虎、十二支像の戌から開始した。入念な壁画状態の観察と記録、表面の表打ちの後に、専用のヘラを用いた慎重な剝ぎ取り作業が進められ、壁石に密着した白虎の前肢部分以外の大部分が無事に壁から剝ぎ取られた。17年には残された白虎の前肢部分を剝ぎ取り、以後、北壁の玄武、十二支像の子、丑、午、亥についても作業を完了した。その一方。この過程で新たな技術的な問題も発生した。

それまでの作業は、壁画表面を表打ちした後に、専用のヘラを用いることにより剝ぎ取り作業を行ったが、漆喰が薄くかつ壁石に固着している寅と南壁の朱雀等については、この手法での剝ぎ取りが技術的に困難であることが分かった。特に朱雀については漆喰の最も薄い部分はわずか1.5mmであり、

従来の手法での剝ぎ取りは不可能であった。しかし、「ダイヤモンドワイヤー・ソー」という新しい器具の開発によりこの問題も解決され、平成18年12月には東壁の寅、19年2月には南壁の朱雀の剝ぎ取り作業が無事に終了した。

現在、キトラ古墳石室内に確認できる壁画は天井の天文図のみとなったが、これについてはなお技術上の問題が残されている。キトラ古墳各壁石の壁画は平坦面に描かれているが、天文図のある天井の断面は直線ではなく緩やかに湾曲するため、朱雀の剝ぎ取りで活躍した「ダイヤモンドワイヤー・ソー」では、構造的に剝ぎ取り作業を行うことが困難であることが理由である。週2回のペースで続けられている石室内の点検作業では、毎回のように壁画面にカビが確認されるとともに、漆喰層のカビ浸食や落下の危険性が徐々に進んでいることから、緊急対応として落下の危険性が高い箇所の剝ぎ取りを平成19年7月から行っている。このような状況下で、前述の問題を解決するための技術的な検討が喫緊の課題となっており、現在、東京文化財研究所を中心に技術開発を行っている。

表7-2 保存対策年表(キトラ古墳)

anano mina kalinda zuenki	女 / と 床け刈来十次(1 「 ノロ境)
時代	出来事
昭和53	古墳確認
58	ファイバースコープによる第一次石室内調査。北壁に玄武を確認(11月)
平成9	古墳の確認調査(~1998年)
10	小型カメラによる第二次石室内調査。東壁に青龍、西壁に白虎、天井
14.18	に天文図及び日輪像、月輪像を確認(3月)
12	史跡に指定(7月)
0.00	特別史跡に指定(11月)
13	デジタルカメラによる第三次石室内調査。 南壁に朱雀を確認(3月)
	特別史跡キトラ古墳の保存・活用等に関する調査研究委員会(6月~)
	デジタルカメラによる石室内撮影,含水率調査,二酸化炭素濃度調査
	等。十二支像とみられる獣頭人身像を確認(12月)
14	墓道部発掘調査(前期)(5月~6月)
15	墳頂部発掘調査(8月~10月)
	仮設保護覆屋の完成(8月)
16	墓道部発掘調査(後期)(1月~2月)
	修復担当者による石室内目視調査及び壁面の応急措置作業
	石室内発掘調査(6月~7月)
	既に剝離している青龍、白虎、十二支像の戌、亥の剝ぎ取りを決定
	(7月)
	青龍、白虎(前足を除く)、十二支像の戌の剝ぎ取り(8月~9月)
, ,	壁画を全て剝ぎ取ることを決定(9月)
17	白虎の前足の剝ぎ取り(5月)
	十二支像の午の剝ぎ取り(6月) 石室内の生物環境変化、ゲルの大量発生、漆喰の穴の増加が判明(夏
	石室内の生物原現変化、グルの人里光生、
	がら秋) 玄武、十二支像の子、午、亥の剝ぎ取り(11月)
	大田大学の東の裾を剝ぎ取り(12月)
18	十一文家の奥の福を剥さ取り(16万) 新たな技術(ダイヤモンドワイヤー・ソー)による壁画の剝ぎ取りを
10	決定(11月)
	/大足(ロカ) 十二支像の寅の剝ぎ取り(12月)
19	1 一文家の剣の刻さ取り(12月) 朱雀の剝ぎ取り(2月)
ינו	天井天文図の一部の落下を発見(7月)
	取ることを決定
	火のしてで人た

3. 壁画の活用

剝ぎ取り作業を終えたキトラ古墳壁画のうち、状態の良い壁画について は、壁画裏面の強化措置等の仮処置を行った上で、公開している。

また、平成19年5月に、安武の一般公開を17日間行い、約5万2千人の来 館者を迎えた。

今後も一般公開については、委員会等における壁画の保存・活用方針の検 討状況を踏まえ、剝ぎ取った壁画の状態を確認しながら、順次実施すること としている。

世界遺産登録に向けた国内の気運の高まり

第 1 節 世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護 に関する条約)

世界遺産条約は、昭和47年11月の第17回ユネスコ総会で採択され、50年12月に発効した。本条約は、世界各地に存在する文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するため、国際的な協力・援助体制を確立することを目的としている。

我が国は、平成4年6月に本条約を批准し、第126番目の締約国となった。 20年11月末現在、185か国が本条約に加盟している。

本条約は、私たち人類が責任を持って保護すべき顕著な普遍的価値を持つ 文化遺産、自然遺産を認定し、そのリスト(世界遺産一覧表)を作成することや、国際的援助のための条件などを定めている。

「文化遺産」とは、歴史上、芸術上、学術上顕著な普遍的価値を有している記念工作物、建造物群、遺跡のことを指しており、また、「自然遺産」とは、観賞上、学術上、保存上顕著な普遍的価値を有している自然の地域のことを言う。さらに、文化遺産と自然遺産の両者に該当するものを「複合遺産」と呼んでいる。平成20年11月末現在、世界遺産一覧表には、文化遺産679件、自然遺産174件、複合遺産25件、合計878件の遺産が登録されている。

各締約国は既に国内法によって保護し、公開等の措置を講じている自国内の物件の中から、世界遺産一覧表に記載することが適当である文化遺産又は自然遺産の候補を推薦することができる。その推薦物件を世界遺産一覧表に記載するか否かを決定するのが、締約国から選ばれた21か国から成り、年1

回6.7月頃に開催される世界遺産委員会である。

第2節 我が国の世界遺産

我が国は平成4年の世界遺産条約批准以来,我が国の貴重な文化遺産や自然遺産を世界遺産として推薦し,登録を進めるとともに,それらの保存・保護の充実に努めてきた。20年11月末現在,11件の文化遺産と3件の自然遺産,合わせて14件が我が国の世界遺産として,世界遺産一覧表に記載されている。11件の文化遺産の概要は以下のとおりである。

1. 法隆寺地域の仏教建造物(平成5年12月登録)

登録された遺産は、法隆寺及び 法起寺に所在する48棟の国宝・重 要文化財建造物により構成され、 7世紀後半から8世紀にかけて建 てられた世界最古の木造建築物を 含む。法隆寺地域の仏教建造物 は、大陸の建築様式を日本に適応 させて生み出された初期の木造仏 教建築の芸術的傑作であるととも に、朝鮮半島を経て6世紀半ばに 我が国に伝わった仏教思想・芸術 のアジアにおける伝播の歴史を伝 える貴重な遺産である。

2. 姫路城(平成5年12月登録)

姫路は西日本の交通の要衝に位置し、14世紀から城が築かれてきたところである。1600年に城主となった池田輝政は、羽柴秀吉が16世紀末に築いた城

を壊して、1609年に現在の姫路城を築いた。

登録された遺産は、天守群に門、櫓、土塀を加えた82棟の国宝・重要文化財建造物から成る。白壁と重なり合う屋根の優美な外観から「白鷺城」とも呼ばれる姫

路城は、木造の大型建造物である天守を中心に、石垣と土塀、そして塀を巡らせた我が国独特の城郭建築の最盛期の遺産であり、その芸術性の高さにおいて比類のないものである。

3. 古都京都の文化財(平成6年12月登録)

京都は、794年の平安京遷都から1868年まで千年余にわたり天皇がお住まいになった都市であり、終始日本の学術文化の中心都市として繁栄した。

京都は、東、西、北の三方を山 で囲まれた盆地に形成された都市

登録された遺産は、これら山麓部の遺産を中心に二条城などの市街地の遺産も含めた17社寺等の所在する建造物・庭園であり、千年の長きにわたる、日本文化、また木造建築及び庭園の歴史を物語っている。

4. 白川郷・五箇山の合掌造り集落(平成7年12月登録)

庄川上流域の山岳地帯は、江戸時代には白川郷及び五箇山と称されたところで、我が国有数の豪雪地帯であり、厳しい地形、気候風土の中で特徴ある文化が培われるとともに、この地方独特の民家の形式である茅葺きで急勾配の切妻屋根の合堂造り家屋が発達した。

登録された遺産は、合掌造り家屋の集落景観とその周辺の自然環境が良好に保存されている平村相倉・上平村菅沼・白川村萩町の3集落である。これらの集落ではいずれも、住民の努力により美しい山村の歴史的景観が今日まで守られてきた。

5. 原爆ドーム (平成8年12月登録)

原爆ドームは、昭和20年8月6日に広島市に投下された原子爆弾によって破壊された広島県産業奨励館の遺跡である。

原爆ドームは、人類史上初めて 使用された核兵器の惨禍を如実に 伝えるものであり、時代を超えて

核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和を訴え続ける人類の共通の平和記念碑 である。

6. 厳島神社(平成8年12月登録)

登録された遺産は、厳島神社の本社本殿、拝殿、幣殿等17棟及び大鳥居、五重塔、多宝塔3基からなる建造物群と、それと一体となって価値を形成している神社前面の海と背後の山を中心とする区域である。

厳島神社の建造物群は、調和と統一を持って配置された社殿群及びその周辺に形成されていった建造物群から成る。それぞれの建造物は、個々に優れた建築様式を持ち、深々とした緑に覆われた山容を背景として、海上に鮮やかな朱塗りの宗教建築群を展開するという、他に例を見ない独特の景観を作り出している。

7. 古都奈良の文化財(平成10年12月登録)

奈良は、710年から784年までの

間. 日本の都として繁栄した政

治・経済・文化の中心地である。

古都奈良の文化財は、奈良市内

に存在する平城京に造営された寺

院や遺跡等計8資産から成り,8

世紀に中国大陸や朝鮮半島から伝

播して日本に定着し日本で独自の発展を遂げた仏教建築群、失われた古代宮 都の考古学的遺跡、さらには神道や仏教などの日本の宗教空間の特質を表す 顕著な事例など、優れた価値を有する文化財が集積している。

8. 日光の社寺(平成11年12月登録)

「日光の社寺」は、江戸時代における霊廟を中心とする社寺の偉容を伝える建造物群と、これを取り巻く「二荒山神社」、「東「照宮」、及び「輪王寺」から成る史跡日光山内の地域が一体となって良好に遺存している。17世紀から受け継がれている日本的宗教空間の極めて貴重な事例である。

9. 琉球王国のグスク及び関連遺産群(平成12年12月登録)

登録された遺産は、三国鼎立期から琉球王国成立期にかけて築かれた今帰仁城、座喜味城、勝連城、中城城、琉球王がその居所と統治機関を設置するために築いた首里城、その他王室関係の遺跡の合計 9 資産から構成されている。

琉球が琉球王国への統一に動き始める14世紀後半から、王国が確立した後の18世紀末にかけて生み出された、琉球地方独自の特徴を表す文化遺産群であり、当時の日本の文化とは異なった国際色豊かな独特の文化が反映されている。

10. 紀伊山地の霊場と参詣道 (平成16年7月登録)

古代以来,多様な信仰の形態によって育まれてきた神仏の霊場である「吉野・大峯」,「熊野三山」,「高野山」と,三霊場に対する信仰が盛んになるに

つれて形成,整備された三霊場を 結ぶ参詣道(巡礼路)から構成さ れる。

特有の地形及び気候、植生などの自然環境に根ざして育まれた信仰の存在を表すこれらの資産が広範囲にわたって極めて良好に遺存している比類のない事例である。

11. 石見銀山遺跡とその文化的景観(平成19年7月登録)

石見銀山遺跡は日本海に面する 島根県のほぼ中央に位置し、石見 銀の採掘・精錬から運搬・積出し に至る鉱山開発の総体を表す「銀 鉱山跡と鉱山町」、「港と港町」、 及びこれらをつなぐ「街道」から 成る。

これらは、東西世界の文物交流 及び文明交流の物証であり、伝統 的技術による銀生産を証明する考古学的遺跡及び銀鉱山に関わる土地利用の 総体を表す文化的景観としての価値を持つ。

第3節 今後の取組

平成20年7月にカナダのケベックシティで開催された第32回世界遺産委員会において、「平泉一海土思想を基調とする文化的景観」の世界遺産一覧表への記載の可否が審議され、日本としては初めて記載延期の決議がなされた。我が国としては、23年の第35回世界遺産委員会での再審議に向けて取り

組んでいくこととしている。

また、平成20年2月には国立西洋美術館(本館)を含む「ル・コルビュジエの建築と都市計画」について、日本、フランス等6か国共同で推薦書を提出した。21年6月にスペインのセビリアで開催される第33回世界遺産委員会において、世界遺産一覧表への記載の可否が審議される予定である。

なお、世界遺産の候補を記載した「世界遺産暫定一覧表」については、平成18年度に地方公共団体から提案された文化資産について、文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会において調査・審議がなされ、19年1月に「富岡製糸場と絹産業遺産群(群馬県)」、「富士山(静岡県・山梨県)」、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群(奈良県)」、「長崎の協会群とキリスト教関連遺産(長崎県)」の4件を追加した。さらに、19年度に地方公共団体から提案及び再提案された文化資産について、同委員会において調査・審議がなされ、20年9月に「北海道と北東北の縄文遺産群(北海道・青森県・岩手県・秋田県)」、「金と銀の島、佐渡(新潟県)」、「九州・山口の近代化産業遺産群(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県)」、「宗徽・沖ノ島と関連遺産群(福岡県)」、「百舌鳥・古市古墳群(大阪府)」の5件について世界遺産暫定一覧表に記載されることが適当とする報告書が取りまとめられた。

無形文化遺産の保護に関する条約の締結

平成15年10月, ユネスコ総会において, 無形文化遺産の保護に関する初めての条約として「無形文化遺産の保護に関する条約」(以下, 「条約」という。) が採択された。

本条約は締約国に対し、国内の無形文化遺産を特定し、目録を作成することを求め、ユネスコにおいて「人類の無形文化遺産の代表一覧表」(以下、「代表一覧表」という。)、「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」(以下、「緊急保護一覧表」という。)を作成することなどを内容とするものである。我が国は、平成16年6月、条約の早期発効を促すため、3番目の締約国となった。締約国は、自国の無形文化遺産保護に努めるとともに、国際的な枠組みの中で、世界の無形文化遺産保護のために協力することが求められる。また、締約国の代表により構成される、無形文化遺産の保護のための政府間委員会(以下、「政府間委員会」という。)において、代表一覧表、緊急保護一覧表が作成され、「無形文化遺産の保護のための基金」(以下、「基金」という。)等によりその保護が図られることになる。本条約は、18年4月に発効し、104か国が締結している(20年11月末現在)。

第1節 人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言

条約発効に先駆けて、ユネスコは、人類の口承及び無形遺産の傑作をたた えるとともに、その継承と発展を図ることを目的として、平成13年度から加 盟国によって提出される候補でユネスコの基準を満たすものを、隔年で傑作 として宣言してきた。これまで日本の三つの無形文化財を含む90件が傑作と

して宣言された。

第1回 (平成13 (2001) 年5月)「能楽」を含む19件 第2回 (平成15 (2003) 年11月)「人形浄瑠璃文楽」を含む28件 第3回 (平成17 (2005) 年11月)「歌舞伎 (伝統的な演技演出様式によっ て上演される歌舞伎)」を含む43件

条約の規定に基づき、条約発効後、傑作宣言は行われないこととなっており、宣言されたものについては、平成20年11月にイスタンブールで開かれた第3回政府間委員会において、代表一覧表に統合された。

第2節 条約の内容

近年,生活形態や価値観などの変化に伴い,急速に失われつつある無形文 化遺産を消滅の危機から保護することが国際的な課題となっており、また, 近年,文化の多様性,持続可能な開発を保証するものとしての無形文化遺産 の重要性,またその保護の重要性が人類共通の認識として高まってきた。そ のため,地域的,国内的な保護だけでなく,国際的な協力や援助についても 規定した条約が制定された。

この条約における無形文化遺産の定義は、様々であるが、文化の多様性や 人類の創造性に対する尊重が基底となっていることから、慣習、描写、表現、 知識及び技術等、その他関連するものも含めて広く捉えられている(注)。

これらの無形文化遺産を保護し、その重要性の認識を高めるため、各締約 国には、無形文化遺産を特定する目録の作成等が義務付けられている。また、ユネスコでは、関係する締約国の提案に基づき代表一覧表を作成すること、適当な保護のための措置を取るため緊急保護一覧表を作成することと

※(注)条約における保護対象の具体的な例示として、「口承による伝統及び表現」、「芸能」、「社会的慣習、儀式及び祭礼行事」、「自然及び万物に関する知識及び慣習」、「伝統工芸技術」が挙げられている。

なっている。

また,無形文化遺産の保護に当たって必要な国際的援助を行うための経済的基盤として,条約の下に基金が設立されることとされた。

第3節 条約に係る審議経過及び今後の予定

条約の規定により、ユネスコに政府間委員会が設置され、我が国は締約国会議において第1回の選挙から委員国に選出された。政府間委員会は条約が効力を生じた後は、締約国により選出される18の締約国(締約国数が50に達した後は24)の代表者によって構成されている。

我が国が本条約の政府間委員会の委員国であった平成19年9月には第2回 政府間委員会を東京で開催し、ホスト国として本条約実施のための運用指示 書案の策定に積極的に参画した。

平成20年6月、パリのユネスコ本部で開催された第2回締約国会議において、政府間委員会でいまだ検討が行われていない部分を除き、本条約実施のための運用指示書が承認された。

表9-1 これまでの経緯と今後の予定

- 第1回締約国会議(平成18年6月)ユネスコ本部(パリ)
- 第1回臨時締約国会議(平成18年11月)ユネスコ本部(パリ)
- 第1回政府間委員会(平成18年11月)アルジェ(アルジェリア)
- 第1回臨時政府間委員会(平成19年5月)成都(中国)
- 第2回政府間委員会(平成19年9月)東京(日本)
- 第2回臨時政府間委員会(平成20年2月)ソフィア(ブルガリア)
- 第2回締約国会議(平成20年6月)ユネスコ本部(パリ)
- 第3回政府間委員会(平成20年11月)イスタンブール(トルコ)
- 第4回政府間委員会(平成21年9月予定)アブダビ(アラブ首長国連邦)

第4節 条約に対する我が国の対応

文化庁では、平成19年4月、有識者から構成される「無形文化遺産保護条約に関する懇談会」を設置し、条約への対応について検討を行った。その後、第2回政府間委員会(前出)で決議された条約の運用指示書を踏まえ、我が国の条約への対応(①自国内の無形文化遺産についての目録の作成、②代表一覧表への提案、③緊急保護一覧表への提案等)について検討を行うため、懇談会を継承する形で、19年11月、文化審議会文化財分科会に無形文化遺産保護条約に関する特別委員会を設置した。特別委員会での調査・審議の結果、

- (1)条約により各締約国が作成すべきとされている無形文化遺産についての目録として、我が国から、文化財保護法に基づき「重要無形文化財」、「重要無形民俗文化財」及び「選定保存技術」に国が指定・選定している文化財等の一覧をユネスコに提出する。
- (2)代表一覧表には、日本の文化的多様性を示すため、文化財の特徴及 び指定件数に基づき区分を設定し、各区分の中では、原則として、指 定の時期が早いものから順に記載候補として選定し、提案する。
- (3) 当面, 緊急保護一覧表には, 我が国からの記載提案を行わない。

ということになった。

この結果は、文化審議会文化財分科会及び外務省・文化庁連絡会議においても了承され、我が国はこのとおり対応しているところである。

なお、条約発効以前に、「人類の口承及び無形文化遺産に関する傑作」として宣言された、我が国の「能楽」「人形浄瑠璃文楽」「歌舞伎」を含む90件については、平成20年11月にイスタンブールで開催された政府間委員会において、条約で定められたとおり代表一覧表に統合された(参照:本章第1節)。

表9-2 第1回「代表一覧表」提案

区分		名称
重要無形文化財	芸能	雅楽
	工芸技術	まちゃち54 小千谷縮・越後上布
		世
重要無形民俗文化財	風俗慣習	日立風流物
		京都祗園祭の山鉾行事
African		cuetus 甑島のトシドン
<i>Andreas</i> -Angley eye		の 奥能登のあえのこと
Subject of the subjec	民俗芸能	早池峰神楽
		秋保の田植踊
Polydrop was appeared.		チャッキラコ
The Anti-Process of Control of Co		大日堂舞楽
		題目立
		アイヌ古式舞踊(※)
選定保存技術		木造彫刻修理

(※) 平成20年6月の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」等を考慮 し、日本の文化の多様性を一層示す観点から、「アイヌ古式舞踊」を第1回提案に含めた。

第5節 条約に関する我が国の国際貢献

文化庁では、条約の規定に基づき、アジア太平洋地域を中心とした世界各地の無形文化遺産保護に貢献するため、専門家間のネットワーク形成や保護手法等に関する人材養成に対し、平成19年度から研修事業を実施している。

平成19年度は財団法人ユネスコ・アジア文化センターに委嘱し、「無形文化遺産保護のための集団研修」として、20年1月21日から26日まで、東京都、京都府、大阪府においてアジア・太平洋地域から12か国、アフリカ・ラテンアメリカ地域からオブザーバーとして2か国の行政官・専門家等を招へいした。

その模様はインターネットを通じて公開され、研修を受けられなかったその他の地域に向けても、無形文化遺産の保護の重要性を訴えている。

国際文化フォーラム事業と文化交流使事業の創設

第1節 国際文化フォーラムについて

1 事業創設の経緯

文化の交流を通じて、異なる地域、慣習を持つ人々がお互いを深く理解し、尊重し、多様な文化を認め合うことは、世界の平和の礎を築くこととなる。このような観点から、文化芸術の国際交流を積極的に推進することが求められており、平成13年に施行された「文化芸術振興基本法」においては、第2条第7号において、「文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない」旨が謳われている。

本法に基づき平成14年12月に策定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では、「文化芸術立国」の実現に向け、世界に誇れる芸術の創造及びその国内外への発信とともに、国際文化交流を推進していくことが今後の取組として挙げられている。文化庁では河合準雄長官(当時)の私的懇談会として、14年4月に国際文化交流懇談会(座長:平山郁夫東京藝術大学長(当時))を設置し、計11回の審議の後、報告書「今後の国際文化交流の推進について」(15年3月)を取りまとめた。

本報告書では、国際文化交流の理念として、①文化の相互理解による国際 平和、自由な世界の実現、②日本文化の発信による日本への親しみ、国際社 会での存在感の高まり、③文化芸術の発展、④日本文化の再認識という四つ を掲げている。その具体的な推進方策の中で、国際交流年を契機とした官民 の幅広いレベルでの交流の支援、文化庁文化交流使の派遣などとともに、日 本の文化に対して世界の注目を集め、「文化を大切にする国」というイメージを海外に強く発信するため、世界的に著名な芸術家、文化人などを招へいし、国際的な意見交換や相互交流を推進する目的で、国際文化フォーラムを開催することなどが列記された。

以上を受け、平成15年度、文化庁では、文化で日本を元気にしようというテーマの下、地域から文化力を高め、文化を発信していくことを目的とする「関西元気文化圏」の中心事業にも位置付け、関西地域を主な会場として、第1回国際文化フォーラムを開催した。

2. 事業の概要

国際文化フォーラムは世界の第一線で活躍する、様々な分野の文化人・芸術家を招へいし、世界の文化を取り巻く動向や課題について、講演、鼎談、座談会等により知見を交換する場を提供し、日本から文化のメッセージを発信することを目的としている。第1回から「文化の多様性」をメインテーマに掲げており、異なる文明間や宗教間等の矛盾や対立が尽きない国際社会において、文化交流の意義を積極的に発信し、世界の人々が多様な文化の差異を互いに理解・尊重し合い、世界平和の実現に貢献していく一助になることが期待されている。

また、本フォーラムは、「関西元気文化圏」の中心事業として、第1回から薬師寺や大阪迎賓館等日本の誇る歴史的建造物や現代建築等を舞台に開催してきているが、第4回からは「九州・沖縄から文化力プロジェクト」の中心事業にも位置付けられたことにより、九州・沖縄を含む日本の多様な文化圏を舞台に開催することになった。文化イベントの集中する東京だけではなく、様々な地域で開催することは、各地域の住民がじかに世界レベルの対話に触れる機会を提供するとともに、地域に内在する魅力ある「文化力」を再発見し、世界に向けて日本文化の多様性を発信する機会にもつながるものである(参照:第1部第5章)。

国際文化フォーラムを開催することは、国民それぞれが、様々な切り口から文化について深く考える契機となるとともに、対話を通じた文化の交流により、異文化との共生や価値の共有、さらには世界平和実現への貢献にも繋がるものであると、多くの人に認識してもらうことを期待している。

3. これまでの国際文化フォーラム

平成15年11月に第1回国際文化フォーラムを開催してから、これまで毎年開催を重ね、19年度は11月10日に第5回国際文化フォーラムの開会式を奈良県新公会堂にて開催した。第1回以降、開会式の際には毎年秋篠宮殿下の御臨席を仰いでいる。

これまで国際文化フォーラムにおいては、音楽、美術、文化遺産、神話、映画、宗教、文学、メディアアート等、様々な分野をテーマに、講演、開談、座談会、ワークショップ(参加体験型講習)等、様々な形式の行事を文化庁で主催してきた。第1回から継続して「関西元気文化圏」の中心事業となっており、また、第3回、第4回は「丸の内元気文化プロジェクト」の一環として、さらに第4回及び第5回は、「九州・沖縄から文化力プロジェクト」の中心事業となったことから、これまで、関西、東京、九州を中心に1都2府7県において開催されてきた。

表10-1 第1回国際文化フォーラム文化庁主催行事

行事名	開催日	開催場所
討論「オペラ・都市・社会」	11/10 (月)	滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール (大津市)
討論「文化芸術と科学技術」	11/24 (月· 振替休日)	国立京都国際会館コンフェレンス・ ルームA(京都市)
座談会「外交官が見た日本文化の魅力と文化多様性」	11/25 (火)	兵庫県公館(神戸市)
座談会「演劇の未来」-大阪から世界へ-	11/25 (火)	大阪迎賓館 (大阪市)
座談会「文化の多様性への対応」 - 21世紀の美術館の 課題 -	11/26 (水)	元離宮二条城(京都市)
座談会「グローバリゼーションと芸術家のアイデン ティティー」	11/26 (水)	西本願寺・書院(京都市)
討論「文化による協調と共存」	11/27 (木)	薬師寺(奈良市)

表10-2 第2回国際文化フォーラム文化庁主催行事

行事名	開催日	開催場所
対談「映画と映画祭-これまでとこれから」	10/26 (火)	オリベホール(東京都港区)
討論「文化の多様性」	11/7 (日)	国立京都国際会館「ルームA」(京 都市)
座談会 I 「シルクロードと仏教文化」	11/8 (月)	東大寺本坊(奈良市)
座談会Ⅱ「音楽における二つの維新」	11/12 (金)	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール (滋 賀市)
座談会Ⅲ「日韓学生サミット in 大阪」	11/14 (日)	国立国際美術館「講堂」(大阪市)
座談会IV「日韓若手芸術家·文化人会合」	11/15 (月)	NHK 大阪放送局「テレビ第2スタ ジオ」(大阪市)
対談「日韓文化交流の未来」	11/17 (水)	メガボックス(ソウル)
座談会V「文化の多様性への対応-21世紀の美術館の 課題- (その2) ~国際化時代における美術館の在り 方~」	11/23(火· 祝)	兵庫県立美術館(神戸市)

表10-3 第3回国際文化フォーラム文化庁主催行事

ELO O NICHEINSCIE		
· 行事名	開催日	開催場所
開会式:基調請演・鼎談:「文化力」-文化で元気に なろう!-	10/8 (土)	国立京都国際会館「ルームA」(京都市)
座談会 I 「平和と文化」 - 文明の対話から共通の価値へ-	10/10(月· 祝)	法隆寺聖徳会館(奈良県生駒郡斑鳩 町)
座談会Ⅱ「神話と文化」 -トポス(場所)と神話-	10/17(月)	實日館 (三重県度会郡二見町)
座談会Ⅲ「芸術と文化」-日本・アジアの芸術の特色 と世界への発信-	10/23 (日)	金戒光明寺(京都市)
座談会N「読書と文化」アジアのこどもと読書-アジア女性作家の視点から-	11/5 (土)	丸ビルホール(東京都千代田区)
講演・発表会「日韓をつなぐ短歌と時調(シジョ)」	11/15 (火)	京都市国際交流会館イベントホール (京都市)
ワークショップ「日韓学生演奏交流ワークショップ in 大阪」	11/20(日)	大阪府立東住吉高等学校(大阪市)
座談会V「演劇の未来」	12/2 (金)	JR 東日本アートセンター自由劇場 (東京都港区)
日韓若手芸術家・文化人会合 II 「日韓映画・文化交流 の未来」	12/5 (月)	NHK 大阪放送局「テレビ第2スタ ジオ」(大阪市)

表10-4 第4回国際文化フォーラム文化庁主催行事

[77000-0404-0404-0404-0404-0404-0404-040		く10/1 工作11手
行事名	開催日	開催場所
開会式:基調講演・鼎談「文化の多様性」	10/21 (土)	国立京都国際会館「ルームA」(京 都市)
座談会「平和と文化」-文化交流を通して共生への道 を探る-	10/22 (日)	西大寺興正殿(奈良市)
座談会「美術と文化」-美術館・博物館の連携と異文 化交流-	10/24 (火)	九州国立博物館ミュージアムホール (福岡県太宰府市)
座談会「芸能と文化」-アジアの中の琉球芸能-	10/26 (木)	国立劇場おきなわ小劇場 (沖縄県浦 添市)
座談会「神話と文化Ⅱ」 -月と女性の神話-	10/29 (日)	いつきのみや歴史体験館(三重県多 気郡明和町)
座談会「音楽と文化」-祈りにおける音楽-	11/5 (日)	高野山大師教会(和歌山県伊都郡高 野町)
座談会「文学と災害」-いかに歎き悲しみ、いかに生き直したか-	11/28 (火)	丸の内 MYPLAZA ホール(東京都 千代田区)

表10-5 第5回国際文化フォーラム文化庁主催行事

行事名	開催日	開催場所
開会式:基調請演・鼎談「文化の多様性」-文化の力が世界をつなぐ-	11/10 (土)	奈良県新公会堂(奈良市)
座談会「歴史と文化遺産」-過去は誇りを語る-	11/11 (日)	知恩院・御影堂 (京都市)
座談会「文化遺産と地震」-私たちの備えは万全か-	11/17 (土)	清水寺・大講堂・円通殿(京都市)
座談会「美術と文化」-人に与えるアートのカー	11/23(金· 祝)	国立新美術館・講堂(東京都港区)
座談会「映画と文化」-日中韓でできること-	11/25 (日)	NTT 夢天神ホール(福岡市)

4. 今後の方向

近年, 国際化が進展する中で, 諸外国との交流は活発化する一方, 異なる 文明間や宗教間での紛争・衝突は尽きない。このような国際社会において、 世界の多様な文化を理解・尊重し合い、世界平和を実現するため、文化交流 の重要性はますます高まっている。

国際文化フォーラムは平成19年度までに5回の開催を重ねており、毎回、 様々なメディアで取り上げられ、「文化の多様性」というテーマを掲げてい ることからも、国際平和に貢献するメッセージ性について高い評価を受けて きている。今後も、国内外の第一線の芸術家・文化人の参加を得て、国境や 宗教などを超えた知見と参加者の交流を促進していくこととしている。

第2節 文化庁文化交流使について

1. 事業創設の経緯

国際化の進展に伴い、我が国には、国際的な文化交流を通じて世界の人々の相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献していくことがより一層求められている。

文化庁長官の私的懇談会である国際文化交流懇談会が、平成15年3月にまとめた報告書「今後の国際文化交流の推進について」の中でも、具体化すべき主な施策として「文化人、芸術家などの国際的な協力・協同関係の構築と強化」が挙げられており、「国際文化交流の基盤となる文化人、芸術家などの国際的な協力・協同関係を構築、強化する」ことや、「文化人、芸術家などを海外に派遣したり、海外在住の文化人、芸術家などの協力を得ることなどにより、日本文化の発信をいっそう強力に展開する」ことが提言されている。

2. 事業の概要

文化庁は、本報告書に基づき、芸術家、文化人、研究者等、文化に携わる人々を、一定期間文化交流使に指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化や、日本と外国の文化人のネットワークの形成・強化につながる活動を目的とした文化交流使事業を平成15年度から実施している。

3. これまで指名した文化交流使

平成15年度から19年度までの5年間で、海外派遣型、現地滞在者型文化交流使として、45か国47名、来日芸術家型文化交流使として、32の個人・グループを文化庁長官から指名した。指名を受けた方々は、能や文楽などの伝統芸能から、文学、落語、演劇、音楽、さらにはメディア芸術まで様々な分野で活躍をしている芸術家、文化人であり、文化交流使として指名されると、単発の海外公演などでは行うことのできないきめ細かな文化交流や日本

文化の海外発信への取組を行ってきている。

4. 今後の方向

日本文化の発信及び国際交流の推進は、それらの活動が海外における日本のイメージに大きな影響を与えるほか、多様な文化の繁栄や世界平和の実現に貢献するとともに、日本国内における文化芸術の振興にも効果的なものである。「文化芸術に関する基本的な方針(第2次基本方針)」(平成19年2月9日閣議決定)においても、今後重点的に取り組むべき事項として、「国際交流等の推進」が挙げられているところである。文化交流使事業においても、海外発信強化に向けた事業拡充を図っていくとともに、文化庁内の国際文化交流関連事業と連携を深めるだけでなく、外務省や国際交流基金等の関係機関との協力を一層深め、事業の趣旨がより効率的・効果的に実現されるよう努めていく。

図10-1 文化交流使の類型

●類型

文化交流使の活動は、(1)海外派遣型、(2)現地滞在者型、(3)来日芸術家型の三つの類型に分類される。

(1) 海外派遺型文化交流使

日本在住の芸術家、文化人が一つ若しくは複数の外国に一定期間滞在し、当該国所在の受入れ機関の協力を得つつ、日本の文化に関する講演、講習や実演デモンストレーション等を行う。

(2) 現地滞在者型文化交流使

海外在住の日本文化に深い知見を持つ芸術家、文化人が、その知見に基づいて講演、講習、現地メディアへの投稿、出演等を行う。

(3) 来日芸術家型文化交流使

公演等で来日する諸外国の著名な芸術家が、日本滞在期間を利用して学校等を訪問し実 演・講演等を行う。

表10—6 文化庁文化交流使一覧

○派遣順

*印は、次年度も引き続き活動

派遺種類	氏名	プロフィール	派遣国/在住国	委嘱期間	備考/活動場所
		平成15年	Ę		
	三浦 尚之	音楽プロデューサー	米国	15.7.20~ 15.9.1	
	田中千世子	映画評論家	ヨルダン, スロバ キア, アイスラン ド, ハンガリー	15.8.15~ 15.12.9	
	渡辺 洋一	和太鼓奏者	米国	15.8.15~ 15.9.6	The state of the s
	小山内美江子	脚本家	カンボジア	15.8.20~ 15.9.24	
190	梅林 茂	作曲家	イタリア	15.8.27~ 15.11.8	
海外派遣型	国本 武春*	浪曲師	米国	15.9.12~ 16.8.10	
(12名)	バロン吉元	漫画家	スウェーデン	15.9.22~ 15.11.21	
	三谷 温*	ピアニスト	クロアチア	15.9.27~ 16.5.14	
	笑福亭鶴笑*	落語家	タイ	15.12.1~ 16.1.15	
	小宮 孝泰*	俳優	英国	16.1.16~ 16.5.11	
	平野啓一郎*	作家	フランス	16.2.28~ 17.2.27	and the second second
	四方田犬彦*	映画評論家	イスラエル, セル ビアモンテネグロ	16.3.15~ 16.12.20	or of the second statement of
	高岡美知子*	答礼人形研究家	米国	16.3.1~ 17.2.28	
	松本直み*	舞台照明研究家	フィリピン	16.3.1~ 17.2.28	
現地滞在者型 (4名)	ラーシュ・ ヴァリエ*	詩人 スウェーデン議会国際課 長	スウェーデン	16.3.1~ 17.2.28	
	ローチャン由理子*	画家	インド	16.3.1~ 17.2.28	
	ソレダット	タンゴ・クインテット	ベルギー	15.10.15	代々木高等学
	ケント・ナガノ	指揮者	米国	15.10.30	品川区立立会 学校
	ルノー・カプソン	ヴァイオリニスト	フランス	16.1.7	東村山老人ホ ム

派遣種類	氏 名	プロフィール	派遣国/在住国	委嘱期間	備考/活動場所
来日芸術家型 (5組)	クリスティア ン・アルミン ク	新日本フィールハーモ ニー交響楽団音楽監督	オーストリア	16.1.14	墨田区立両国中学校
	ディビット・ パイヤット	ホルン奏者	英国	16.3.15	福岡市立舞鶴中 学校
		平成16年	度		
	橋口 譲二*	写真家	ドイツ	16.12.13~ 17.12.12	
	北村 昭斎	重要無形文化財「螺鈿」 (各個認定)保持者	ドイツ	16.6.2~ 16.7.10	
海外派遣型	杉本 洋	日本画家	カナダ	16.9.1~ 16.11.30	
(5名)	井上 廣子*	造形作家	オーストリア	17.1.10~ 18.1.9	
	宮田まゆみ	笙演奏家	ギリシャ、イタリア、フランス、ドイツ、ルクセンブルク	17.2.1~ 17.2.28	
	イ シ ュ ト ヴァーン・コ ロッシュ	オルガニスト	ハンガリー	16.6.12	桜美林大学
	エムパイヤ・ ブラス	金管五重奏	米国	16.6.14	神戸市立港島小 学校
来日芸術家型(5組)	フ ラ ン ソ ワー・ルルー	オーボエ	フランス	16.10.5	長崎市立山里小 学校
	カール・ライ スター	クラリネット	ドイツ	16.10.19	名古屋市立見付 小学校
	デニス・マト ヴィエンコ	バレエダンサー	ウクライナ	17.3.3	品川女子学院高 等部
		平成17年	度		
海外派遣型 (5名)	河村 晴久	能楽師	米国	17.4.14~ 17.5.25	more consistent consistent in the consistency of th
	村井 健	演劇評論家	ロシア	17.5.3~ 17.6.9	
	神田 山陽*	講談師	イタリア	17.9.1~ 18.8.31	
	lkuo 三橋*	演出家	フランス, ベル ギー, モロッコ, マダガスカル	18.1.15~ 18.12.14	The the media photocome come experience of the control of the cont
	平田 オリザ	劇作家・演出家	カナダ、米国	18.1.3~ 18.3.31	The second secon

派遣種類	氏名	プロフィール	派遣国/在住国	委嘱期間	備考/活動場所
現地滞在者型	杉 葉子	女優	米国	17.5.2~ 17.10.31	
(2名)	本名 徹次*	指揮者	ベトナム	17.11.17~ 18.11.16	,
	オクトバス4	コントラバス四重奏	イタリア	17.6.15	東京国際学園高 等部
	アンヘル・コ レーラ	バレエダンサー	スペイン	17.7.24	六本木ヒルズ
	ソレダッド	タンゴクインテット	ベルギー	17.7.25	愛知県立明和高 等学校
来曰芸術家型 (6組)	10人のミラク ル・トラン ペッター/ TEN OF THE BEST	トランペット・アンサン ブル	ドイツ	17.12.11	秋田県立勝平著護学校
	ラ ル ス・ フォークト	ピアニスト	ドイツ	18.2.6	東京都立芝商第 高等学校
	日豪 ジャズ オーケストラ 参加 オーストラリ ア・ミュージ シャン	ジャズオーケストラ	オーストラリア	18.3.20	広島県立尾道1 高等学校
		平成18年	度		
海外派遭型 (9名)	寺内 直子	神戸大学教授 日本の宮廷音楽・雅楽の 研究及び演奏	米国	18.8.28~ 19.3.30	
	源田 悦夫	九州大学教授 メディア芸術・情報デザ イン	中国,韓国	18.8.31~ 18.10.25	
	川井 春香	華道家	スウェーデン.スペイン,イタリア,フランス	18.9.12~ 18.12.15	
	勝美 巴湖*	日本舞踊家	英国	18.12.26~ 19.7.15	
	桂 小春團治	落語家	米国	19.2.6~ 19.3.10	
	豊澤 富助	人形浄瑠璃文楽	英国, ドイツ, ス イス, イタリア	19.2.26~ 19.3.28	
	寺井 栄*	能楽師 (能楽観世流シテ方)	オーストラリア	19.3.5~ 19.5.30	

派遺種類	氏 名	プロフィール	派遣国/在住国	委嘱期間	備考/活動場所
	坂手 洋二*	劇作家・演出家	米国, フランス, ドイツ	19.2.5~ 19.4.13	
	小林 千寿*	囲碁棋士	オーストリア,ス イス,ドイツ,フ ランス	10014	
現地滞在者型 (1名)	大坪 光泉*	華道家	中国	18.9.15~ 19.9.14	
	アドリエル・ ゴメス・マン スール	ピアニスト	アルゼンチン	18.4.24	大分県日出町立 日出小学校
	オクトバス4	コントラバス四重奏	イタリア	18.6.20	NPO 楠の木学 園(横浜)
	ジョン・ナカ マツ	ピアニスト	米国	18.7.10 18.7.11	新潟県立新潟盲 学校 新潟県立上越養 護学校
	ペーター・ シュミードル	クラリネット奏者	オーストリア	18.7.14	北海道立真駒内 養護学校
	エミリー・バ イノン	フルート奏者	オランダ	18.7.22	上甑老人福祉センター
	ヴォルフガン グ・シュルツ	フルート奏者	オーストリア	18.8.26	草津町立草津中 学校
	オーブリー・メロー	舞台演出家 オーストラリア国立演劇 学校校長	オーストラリア	18.9.28	東京都立富士高 等学校
	ツェンド・ バットチョ ローン	モンゴル国立馬頭琴交響 楽団芸術監督・指揮者	モンゴル	18.10.13 18.10.20	相模原市立若松 小学校 板橋区立志村第 四小学校
	フランツ・リ スト室内管弦 楽団	管弦楽	ハンガリー	19.1.18	北海道帯広養護 学校
	and the second second	平成19年	度		
	立松 和平	作家	中国	19.4.27~ 19.5.26	
	三浦 友馨	華道家	中国	19.8.1~ 19.9.28	
	名嘉 睦稔	画家	韓国, フランス, スペイン	19.8.30~ 19.11.13	
海外派遣型 (9名)	本間 博*	将棋棋士		19.8.30~ 20.5.29	

派遣種類	氏名	プロフィール	派遣国/在住国	委嘱期間	備考/活動場所
中村 享 円田 秀村 湯山 東	中村 享	盆栽作家	カナダ	19.9.5~ 19.10.6	
	円田 秀樹*	囲碁棋士	ブラジル, 中南米 諸国, アフリカ	19.10.2~ 20.7.1	
	湯山東	画家	フランス, チェ コ, ドイツ	19.11.2~ 19.12.19	
	桂 かい枝*	落語家	米国	20.3.31~ 20.10.1	
	橘 右門*	寄席文字書家	英国	20.3.31~ 21.2.16	
	セルゲイ・ナ カリャコフ	トランペット奏者	フランス	19.4.17	大分県日田市 桂林小学校
	ファジル・サ イ	ピアニスト	トルコ	19.7.11	渋谷区立小学
	イアン・バウ スフィールド	トロンボーン奏者	英国	19.7.14	札幌市立札幌 学校
来曰芸術家型 (7組)	チェコ少年少 女合唱団	合唱	チェコ	19.7.30	北九州市立穴: 中学校
	アントニー・ シピリ	ピアニスト	米国	19.8.23	群馬県立西邑 高等学校
	イングリッ ト・フリッ ター	ピアニスト	イタリア	19.9.29	滝乃川学園
	ニコラ・ルー ツェヴィチ	チェロ奏者	クロアチア	20.3.18 20.3.19	北海道音更高 中礼内村文化 造センター

第11章 海外の文化遺産の保護に関する国際的な協力の推進に関する法律の制定と文化 遺産国際協力コンソーシアムの発足

海外の文化遺産の保護に関する 国際的な協力の推進に関する法 律の制定と文化遺産国際協力コ ンソーシアムの発足

第1節 沿 革

世界各国に存在する文化財は、国や地域を越えて人類共有の財産として国際協力の下にそれらを保護する必要がある。多様で豊かな文化財を有し、100年以上に及ぶ文化財保護の歴史と充実した保護制度を持ち、保存・修復のための科学的研究と技術を発展させてきた我が国が果たすべき役割は大きく、海外において武力紛争や自然災害等により破壊・劣化等の被害を受けた人類共通の貴重な財産である文化遺産に対する国際貢献を推進してきた。

これらの国際協力事業は、文化財研究所(現国立文化財機構)などを中心に実施されてきたが、大学等による取組も目立つようになってきた。そして、その協力内容も、技術協力や共同研究、招へい研修事業や国際研究集会等様々な分野に及んでいる。

第2節 文化財国際協力等推進会議と文化外交推進懇談会

1. 文化財国際協力等推進会議

平成13年、タリバン政権によりアフガニスタンのバーミヤン遺跡において、東西大仏が破壊された。我が国への仏教文化の伝播に極めて重要な役割を果たしたバーミヤンにおけるこのような出来事は、国内外の関係者に大きな衝撃を与えた。このことを契機に、文化庁としても、国の重要課題として文化遺産国際協力を推進すべきではないかとの問題意識から、15年度には、

国内の専門家を集めて「アフガニスタン等文化財国際協力会議」(座長:平山郁夫東京藝術大学長(当時))を開催した。その報告書において、我が国として政策的な観点から文化財分野における国際協力等の在り方を考えていくことが極めて重要になってきているとして、国際協力等を行うための総合的な対応の在り方について更に検討を進める必要性が指摘された。

このため、同会議は発展的に解消され、有識者等で構成する「文化財国際協力等推進会議」(座長:平山郁夫東京藝術大学長(当時))が新たに開催された。7回の審議を経て、同会議からは、平成16年8月に、「文化財の国際協力の推進方策について」として、文化財分野の国際協力・国際貢献の意義と重要性、また文化財国際協力を推進するための具体的方策等が報告された。

報告書においては、文化財の国際協力に当たって、様々な研究機関間の連携を強化することが必要であり、そのため「文化財国際協力コンソーシアム (仮称)」を構築し、各研究機関の保有する情報の交換・研究者等の人的交流を進めるための体制を整備することが重要であるとされた。

2. 文化外交の推進に関する懇談会

文化外交の推進に関する懇談会は、日本外交に「幅と奥行き」を与えるものとしての文化交流や知的交流の在り方について有識者の提言を得ることを目的として、平成16年12月に設置された小泉内閣総理大臣(当時)の私的懇談会(座長:青木保政策研究大学院大学教授(当時))である。

同懇談会は、平成17年7月、小泉総理に提出した報告書で、魅力ある日本文化の海外への発信、文化財保護における国際協力等を提言し、その中で、継続的、機動的で効果的・効率的な国際協力実施に向け、「「文化財国際協力コンソーシアム(仮称)」の実現は有益」であるとした。

第3節 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に 関する法律の制定

前出の諸会議等により提言された文化財分野での国際協力の重要性を踏まえ、平成18年6月には、文化遺産国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、関係機関の連携の強化や、文部科学大臣と外務大臣が基本方針を策定することなどを定めた「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が議員立法により成立し、同月23日に公布・施行された。

この法律によって,文化面における我が国の積極的な国際貢献の取組を国際的にアピールするとともに,国内の協力体制の構築や関係機関の連携強化による効果的な文化遺産国際協力を国の意思として推進し,実施を目指すこととなった。

第4節 文化遺産国際協力コンソーシアムの発足

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」の成立と時を同じくして、同法律や前出の諸会議でも重要性を指摘された関係機関の連携強化による効果的な文化遺産国際協力を推進するものとして、「文化遺産国際協力コンソーシアム」(会長:平山郁夫前東京藝術大学長)が発足した。その目的は、「人類共通の文化遺産を国際的な協力の下に保護する」ことである。

文化遺産国際協力コンソーシアムは、大学・研究機関、国際協力機構 (JICA)、国際交流基金、財団法人等助成団体、NGOなど様々な形態で文 化遺産保護に関係する団体・個人から構成される協議体である。その活動・運営方針については、運営委員会を設けて議論し、運営委員会の下に企画分科会などから成る分科会を設けて、地域ごとの課題などを検討している。文 化庁は外務省及び内閣官房と連携を図りながらコンソーシアムの運営に協力している。コンソーシアム事務局は、国立文化財機構東京文化財研究所に置

第11章 海外の文化遺産の保護に関する国際的な協力の推進に関する法律の制定と文化 遺産国際協力コンソーシアムの発足

かれている(平成18年度,19年度実績)。 その具体的活動は以下のとおり。

○ネットワーク構築

国際協力の実施機関やそれを支援する機関、また、文化遺産の保護に携わる団体・個人間の交流及び情報の共有のため、コンソーシアムメンバーによる研究会などを実施する。

○情報の収集と提供

コンソーシアムのネットワークを活用し、どの国で、どのような専門家が、どのような保存修復の活動をしているか情報を収集するとともに、それをデータベース化し、コンソーシアムの構成員に提供する。

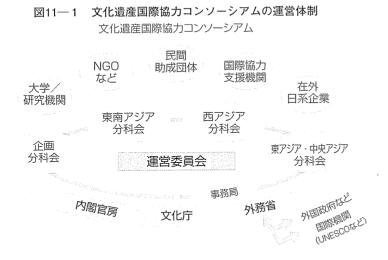
○調査研究

文化遺産国際協力に対する各国の取組等に関しての調査研究を行い、この調査研究に基づいて、我が国の国際協力が効果的に実施されるよう分析などを行う。

○普及·広報活動

我が国が行っている文化遺産国際協力活動への理解と支援を得るため、その活動について、国内外へ向けて普及・広報活動を実施する。

第T部



第5節 文化遺産国際協力コンソーシアムを通じた協力

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」の成立により、文化遺産を対象とした国際協力は我が国の国際貢献の重要な要素の一つと認知された。今後、文化庁として、これまで蓄積してきた高度な保存修復技術を基礎とし、様々な人材、資源、経験を有機的に結び付けるコンソーシアムを通じて、武力紛争、自然災害等により破壊された人類共通の貴重な財産である海外の文化遺産の保護について、外務省等関係府省と連携して協力していく予定である。これまでにコンソーシアム

調査団派遣やインドネシア・ジャワ島中部地 震被災地域への調査団 派遣などが挙げられる。

また、コンソーシア ムでは、定期的に東南 アジア、中央・東アジ ア、西アジアの地域ご との分科会を開催し、 情報共有や地域への対 応等の話合いを定期的に開催している。

その他,総会開催時には一般向けにシンポジウムを開催したり,ウェブサイトを利用して,コンソーシアム会員のみならず,広く一般に対しても,我が国における文化遺産国際協力の活動を広報している。

第6節 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に 関する基本的な方針の策定

平成19年4月に、コンソーシアム会長である平山都夫氏から文化庁長官及び外務副大臣に対し、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第6条第1項に基づく基本方針についての提言が提出された。これを受け、19年12月25日に、文部科学大臣及び外務大臣による「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」が告示された(外務大臣・文部科学大臣告示第1号)。

この基本方針においては、国や研究機関、コンソーシアム等の役割のほか、重点地域をアジアとすることや経済協力との連携強化等が盛り込まれた。

を通じて実施された協力の事例とし ては、ベトナム・タンロン遺跡への

図11-2 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針の概要

1 策定の趣旨

「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第6条第1項に基づき、文部科学大臣及び外務大臣が定めるもの。

2. 基本的方針のポイント

第一 基本的方向

必要性

海外の文化遺産について,我が国がその保護の協力を推進するのは我が国の使 命。

基本理念

世界各地の文化の発展への積極的貢献、外国の政府等の自主性の尊重。

- ・国:施策の策定、必要な財政的その他の措置。
- ・教育研究機関:人材育成、研究、成果の普及。研究施設の整備充実。
- ・(独) 国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター: アジア地域における国際協力の拠点, 体制の整備充実。
- ・文化遺産国際協力コンソーシアム:国、教育研究機関、独立行政法人、特殊 法人、民間団体等の連携・協力体制の構築。

経済協力との連携

ODA との連携強化、関係機関間の連携体制の構築。

重点対象地域

地理的、歴史的、文化的及び宗教的に関係の深いアジア地域。

第二 基本的施策

連携の強化(情報交換と協働関係の構築)

- ・国内関係機関:文化遺産国際協力コンソーシアムを活用した国内関係機関。
- 関係省庁間の連携体制の強化。
- ・研究分野:専門分野の横断的な参加と協力、より総合的な研究領域の整備。
- ・海外:ネットワーク構築、国際会議の積極的開催、海外拠点の形成。

人材の確保・育成等

教育研究機関等の場を整備。外国人専門家の受け入れ、現地研修の拡充。 情報の収集、整理及び活用

文化遺産国際協力コンソーシアムを通じた情報交換の促進、人材情報の集約。 国民の理解及び関心の増進

幅広い人々向けのシンポジウム等の開催, 広報活動, 普及啓発活動の推進等。 教育研究機関及び民間団体に対する支援

文部科学省、外務省等を通じた、教育研究機関、民間団体への支援の充実。

第しい時代に対応した著作権制 度

第1節 知的財産基本法の制定と知的財産戦略本部の設置

平成14年2月,小泉内閣総理大臣(当時)は、国会の施政方針演説の中で、「知的財産立国」の実現に向けて邁進していくことを内外に向けて表明した。「知的財産立国」とは、科学技術や企業活動、文化芸術などの幅広い分野において創造性に富んだ活動を増進し、その成果を知的財産として戦略的に保護、活用することにより、産業の発展と国民生活の向上を図ることを目指すものである。

この表明を受けて、同年7月に「知的財産戦略大綱」(以下、「大綱」という。)が取りまとめられた。知的財産権のひとつである著作権に関しては、「著作権制度については、インターネット等の普及を踏まえた保護の在り方を検討すべき」と基本的な考えが示され、コンピュータ・プログラム、音楽、映画、放送番組、アニメーション等のデジタル・コンテンツの重要性が指摘されている。

また、大綱では「我が国の著作権法は、インターネットへの対応等に関して国際的に見て極めて高い水準」であるが、今後の課題は、「権利行使の実効性確保」であると指摘されている。すなわち、デジタル化された情報を誰もが複製し、加工し、発信することができる状況になり、情報の利用者があまりにも多くなった結果、「権利を持っていても、現実には権利を行使することが極めて難しい状況」が生じているというのである。これに対応するため、契約システムの構築や訴訟制度の改善によって、権利行使の実効性を確保することが必要であるとされている。

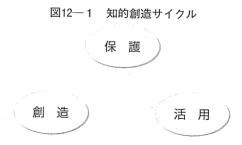
さらに、国際的課題として、音楽、映画、放送番組、ゲームソフト等の海 賊版対策の重要性が指摘されている。これに対して必要な基本的取組とし て、WTO(世界貿易機関)のレビューシステム(審査制度)を活用して、 「侵害発生国の制度とその運用の監視に努め」ること、「二国間交渉を通じ て知的財産の保護強化を迫る」ことなどが挙げられている。さらに、知的財 産についての新たな国際ルールづくりや、開発途上国の制度整備支援といっ た取組を推進すべきであるとされている。

大綱を受けて、平成14年11月には、知的財産基本法が制定され、翌年3月、同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とし、各国務大臣と知的財産政策に優れた識見を有する民間有識者から構成される「知的財産戦略本部」が設置された。

第2節 知的財産推進計画に基づく著作権施策の展開

知的財産基本法では、知的財産戦略本部において、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(以下、「推進計画」という。)を作成し、目標の達成状況を調査した上で、毎年度見直しを行うこととされている。推進計画は、平成15年から毎年作成されており、15年から17年の3年間は第1期として、基本的な制度改革や産学官の協力体制の整備などの課題を中心に、18年からは第2期として、知的財産立国の実効を上げるための取組や知的財産を活用した国際競争力の強化等の課題が中心に盛り込まれている。

そして、推進計画では、質の高い知的財産を「創造」する仕組みを整え、知的財産を適切に「保護」し、社会全体で広く「活用」し、また新たな知的財産を創造する力が生まれるという、知的創造サイクル(図12—1)を拡大循環し、確立していくことが、重要であるという基本視座が示されており、この「創造」、「保護」、「活用」の3つの柱に加えて、それぞれの活動を行うための「人材の育成」と「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」の2つの柱を加えて、合計5つの柱でまとめられている。



平成15年7月に策定された最初の推進計画では約270項目が挙げられているが、著作権に関する項目としては、「保護」の分野で、レコード輸入権の是非や、書籍・雑誌の貸与権(無断で貸与されない権利)について検討することが課題として挙がっている。これらの課題については、文化審議会著作権分科会で審議され、最終的には音楽レコードの還流防止措置、著作権者に貸与権を付与することについて、16年6月に法改正が行われた。

続いて、平成16年5月に策定された「推進計画2004」では、「活用」の分野で、社会的に必要と考えられる公正な利用を促進する観点から、著作権法の「権利制限規定」の在り方について検討を進めることが課題として挙げられている。具体的には、「推進計画2005」(平成17年6月)に、機器の保守・修理に伴う複製等の権利制限について、「推進計画2006」(平成18年6月)に、特許審査や薬事行政に係る権利制限について検討することが課題として挙げられている。これを受けて、文化審議会著作権分科会で検討を行い、それぞれ法改正が行われた。

また、「推進計画2006」では、IPマルチキャスト放送(インターネットを通じて、多数の相手に同じ情報を送信する技術を使った放送)の積極的な活用のための法制度の整備が必要であるとされており、これについても文化審議会著作権分科会での審議を経て平成18年12月に法改正が行われた。

「推進計画2007」(平成19年5月)では、デジタルコンテンツ流通促進の

ための法制度の整備を2年以内に行うという目標が掲げられており、文化審議会著作権分科会で検討を行っている。

また、推進計画では、以上に挙げたような法制度の整備に関する課題以外でも、契約ルールの作成に関することや民間の取組の支援なども課題として取り上げられている。例えば、最初の推進計画では、「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」の項目の中で、放送の二次利用に係る契約を促進する仕組みの構築に向けて、関係者間協議の場を設けることを課題として挙げている。他にも、標準的な著作権の契約書式の研究やマルチユース(ネット配信、パッケージ販売等、様々なメディアでのコンテンツの利用)を前提とした契約ルール作りなども課題として挙げられており、文化庁として、それぞれの課題に取り組んできた。

近年、特に重要な課題としては、デジタル化・ネットワーク化への対応に 関する課題が挙げられる。大綱でも、知的財産制度は保護と利用のバランス の取れた制度を目指さなければならないことが指摘されているが、デジタル 化時代にあって、従来の著作権法で考えられていた保護と利用のバランスを 見直すことの必要性が大きな課題とされている。

また,推進計画の策定にあたっては、省庁横断的な視点で知的財産戦略が 検討されている。その結果,推進計画に盛り込まれる課題には文化振興のほ か、産業政策分野と関わるものも多く、経済産業省や総務省、さらには民間 と協力して解決に当たることが求められるものが多くなっている。

第3節 今後の課題

現在,文化庁では,推進計画に挙げられた課題を中心に,①法制度の整備,②円滑な流通の促進,③著作権教育の充実,④国際的課題への対応の4つの分野について,著作権施策を展開している。

文化審議会著作権分科会では、小委員会やワーキングチームを設置し、各 課題について、有識者、権利者、利用者などの様々な立場の人からの意見を 今後は、著作権制度のネットワーク化、デジタル化への対応が引き続き重要な課題となると思われる。デジタル化された情報が、ネットワークを介在して流通する現在においては、従来の著作権法が想定していなかった著作物の創造、利用、管理形態が広がっている。加えて、通信・放送の融合に対応した著作権制度の構築や、インターネットを利用した新たなビジネスに対応した著作権契約の促進など、新しい時代に対応した著作権制度を構築するための課題は多岐にわたっている。

国語審議会から文化審議会国語分科会へ

第1節 新しい時代に応じた国語施策

1 第22期国語審議会答申に至る経緯

我が国では、国語審議会を発足させ、国語に関する問題の検討改善を図ってきた。国語審議会では、文部大臣諮問「国語施策の改善の具体策について」(昭和41年6月13日)を継続的に審議してきたが、平成3年2月7日に、第18期国語審議会が「『外来語の表記』について」を答申し、漢字、仮名遣い、送り仮名、外来語の表記など、四半世紀に及ぶ国語表記施策の改善に関する一連の審議に区切りを付けた。

続く第19期の国語審議会(平成3年9月1日~5年8月31日)では、今後 国語施策として適切な対応が望まれる様々な課題等を「現代の国語をめぐる 諸問題について(報告)」としてまとめ、5年6月8日に文部大臣に報告し た。この報告に基づき、5年11月24日に「新しい時代に応じた国語施策の在 り方について」が文部大臣から諮問され、第20期国語審議会の審議が始まっ た。

第20期国語審議会から第22期国語審議会に至る審議(平成5年11月24日~ 12年12月17日)においては、上記の報告で指摘された

- ①言葉遣いに関すること
- ②情報化への対応に関すること
- ③国際社会への対応に関すること
- ④国語の教育・研究に関すること
- ⑤表記に関すること

の5分野のうち、特に重要な課題と判断された3分野に対応する答申がまとめられた。これらは、12年12月8日に、第22期国語審議会によって答申されたものである。具体的には「①言葉遣いに関すること」に応じて「現代社会における敬意表現」、「②情報化への対応に関すること」に応じて「表外漢字字体表」、「③国際社会への対応に関すること」に応じて「国際社会に対応する日本語の在り方」が同時に答申された。

答申後, 答申説明会を札幌(「言葉」について考える―親と子のためのワークショップ―と併せて開催), 仙台, 東京(国語施策懇談会と併せて開催), 大阪, 福岡で開催し, 答申の趣旨の普及に努めた。

2. 第22期国語審議会答申「現代社会における敬意表現」

「言葉遣いに関すること」に対応する答申としてまとめられた「現代社会における敬意表現」においては、コミュニケーションを円滑にし、より良い人間関係を築くという目的のためには、「敬意表現」というとらえ方が特に重要であると指摘している。「敬意表現」とは、「敬語」よりも広い概念で、話し手が相手の人格や立場を尊重する相互尊重の精神に基づき、相手や場面に配慮して、様々な表現から適切なものを自己表現として選択して使い分けている言葉遣いのことである。

具体的には、敬語やあいさつの言葉、決まり文句などの定型のもの、話し手が随時工夫する配慮の言葉や前置きの言葉などの非定型のもの、その他、音調など幅の広いものである。

答申においては、「敬意表現」と「敬語」との関係、「敬意表現」を使う際の留意点、「敬意表現」を習得するための場等についても記されている。「敬意表現」というとらえ方自体は、広く受け入れられたが、実際の使用に際してはやや具体性に欠けるのではないかという指摘もあった。この指摘に関しては、平成19年2月2日に出された文化審議会答申「敬語の指針」によって解消されることになる。

3. 第22期国語審議会答申「表外漢字字体表」

「情報化への対応に関すること」に対応する答申としてまとめられた「表外漢字字体表」は、一般の社会生活において、表外漢字(常用漢字表にない漢字)を使用する場合の「字体選択のよりどころ」として示されたものである。なお、この字体表は、「印刷文字において標準となる字体(印刷標準字体)」を明示したもので、「手書き文字」を対象とするものではない。

答申として字体表がまとめられた背景としては、近年の情報機器の急速な普及によって、打ち出すことのできる漢字の字種が増え、表外漢字を目にする機会が多くなったこと、またそのことによって一般の書籍類で用いられている表外漢字字体と、情報機器から打ち出される表外漢字字体の不一致(例えば、前者の「鷗」に対して後者の「鴎」等)が表外漢字字体の混乱として多くの人たちに認識され、その解決を求める声が大きくなったことが挙げられる。答申は、2度の漢字出現頻度数調査や明朝体活字字形の調査等、漢字使用の実態を踏まえ、常用漢字(1,945字)・人名用漢字(当時は285字)以外で、使用頻度の比較的高い表外漢字1,022字を対象としている。ここでは、原則として、いわゆる康熙字典体を「印刷標準字体」とし、22字については併せて「簡易慣用字体(既に定着していると考えられる俗字体・略字体等)」を示している。

なお、この答申で示された字体(印刷標準字体・簡易慣用字体)は、既に多くの国語辞典や漢和辞典等で「よりどころ」とされているだけでなく、平成16年2月20日に改正された「JIS X 0213:2004」においても全面的に取り入れられた。

4. 第22期国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」

「国際社会への対応に関すること」に対応する答申としてまとめられた 「国際社会に対応する日本語の在り方」においては、①国際社会における日本語の在り方、②日本語の国際化を進めるための方針、③国際化に伴って生 じている外来語・外国語増加の問題と姓名のローマ字表記の問題についての 考え方、という3点について述べている。

①については、国際化時代における日本人の言語能力を総合的に考える視点に立って、母語としての日本語の教育と、外国語の教育とを一層充実させていくことが望まれると述べている。

②については、日本語使用の国際的な広がりが拡大するよう、世界に発信し、日本語使用や日本語教育を充実するために必要な体制整備を求めている。また、今後の日本人の言語能力についても言及している。

③については、外来語・外国語の急速な増加と過度の使用は社会的なコミュニケーションの阻害にもつながるおそれがあることから、読み手や聞き手に配慮することを求めている。また、姓名のローマ字表記は、〈姓一名〉の順が望ましいと提案している。なお、文化庁次長から各省庁、各都道府県等に対し、「外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について(依頼)」(平成12年12月26日付け)という文書を送付し、答申の趣旨の理解を求めた。その後、外来語の使用については、国立国語研究所の「外来語」委員会による「「外来語」言い換え提案一分かりにくい外来語を分かりやすくするための言葉遣いの工夫一」の発表や、各府省文書課長等会議での「外来語・外国語の使用について」の申合せなどが行われている。

第2節 「国語力」答申と「敬語の指針」

1. 国語審議会から文化審議会国語分科会へ

平成13年1月,中央省庁等の改革に伴い,文部省は文部科学省となり,国語審議会は廃止され,新しく発足した国語分科会にその役割が引き継がれた。

平成14年1月24日に文化審議会が発表した「文化を大切にする社会の構築について~一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」(中間まとめ)において「文化の基盤としての国語の重要性」が述べられ、同年2月21日の中央

教育審議会答申「新しい時代における教養教育の在り方」においても「国語教育を格段に充実する必要がある」と述べられた。また、日本人の国語力をめぐる種々の指摘、例えば、言葉遣いや語彙、発表能力や文章作成能力などに深刻な問題を抱えているのではないかと指摘する声が多くあった。

このような背景を踏まえて、平成14年2月20日、「これからの時代に求められる国語力について」が文部科学大臣から文化審議会に諮問された。

2 文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」

上述の諮問を受けてまとめられたのが、平成16年2月3日の文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」である。

諮問の理由を見ると、「まず国語の重要性について再確認し、その上で、これからの時代に求められる国語力とは何か、また、そのような国語力を身に付けるための方策などについて検討する必要がある。」と述べられている。答申は、ここに述べられた3点、つまり、「国語の重要性」、「これからの時代に求められる国語力」、「国語力を身に付けるための方策」のそれぞれに対応する形でまとめられている。

「国語の重要性」については、「個人にとっての国語」、「社会全体にとっての国語」、「社会変化への対応と国語」に分けて、国語の果たす役割とその重要性が述べられている。「個人にとっての国語」では、「知的活動の基盤」、「感性・情緒等の基盤」、「コミュニケーションの基盤」として生涯を通じて個人の自己形成にかかわるとしている。「社会全体にとっての国語」では、「文化の基盤」、「社会生活の基本であるコミュニケーション」を成立させるものと指摘している。「社会変化への対応と国語」では、「価値観の多様化、都市化、少子高齢化などの進展」、「国際化の進展」、「情報化の進展」という社会変化において、個々人がそうした変化に対応する上で、国語が重要な役割を果たすと指摘している。

「これからの時代に求められる国語力」については、国語力の構造を示し

た上で、望ましい国語力の具体的な目安が述べられている。国語力の構造では、①考える力、感じる力、想像する力、表す力から成る、言語を中心とした情報を処理・操作する領域と、②考える力や表す力などを支え、その基盤となる国語の知識や教養・価値観・感性等の領域から成ると整理している。①は国語力の中核であり、②は人間として、あるいは日本人としての根幹にかかわる部分でもある。また、望ましい国語力の具体的な目安では、日本人の成人として、ここまでの国語力は身に付けたいという、生涯にわたる努力目標を一つの参考として、「聞く力」、「話す力」、「読む力」、「書く力」に分けて、それぞれの力について、目指すべき具体的な目標を示している。

「国語力を身に付けるための方策」については、特に「国語教育の在り方」と「読書活動の在り方」という二つの課題が極めて重要であるとし、「国語力を身に付けるための国語教育の在り方」と「国語力を身に付けるための読書活動の在り方」に分けて、その考え方を具体的に示している。

なお、「国語教育」と「読書活動」とは密接に関連しており、この点を踏まえて、「自ら本に手を伸ばす子供を育てる」ことを両者の共通の目標とし、 その実現が何よりも大切であると述べる。

平成16年2月に「これからの時代に求められる国語力について」を答申した後、仙台、東京(国語施策懇談会と併せて開催)、大阪、福岡で答申説明会を開催し、答申の趣旨を広めることに努めた。

この答申は、この後に公表される経済協力開発機構(OECD)による生徒の学習到達度調査(PISA)2003に見られる読解力の低下という結果とあいまって、学習指導要領における言語力(≒国語力)重視の方向に大きな影響を与えた。また、平成17年に議員立法によって成立した「文字・活字文化振興法」にも、この答申の趣旨が強く反映されている。

3. 文化審議会答申「敬語の指針」

「これからの時代に求められる国語力について」の答申後, 1年かけて.

国語分科会では、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」(文化審議会国語分科会報告、平成17年2月2日)をまとめた。

言葉遣いに関すること、漢字に関すること、漢字以外の表記に関すること、その他、という四つの分野に分けて検討が行われ、言葉遣いに関することとして、「敬語に関する具体的な指針作成について」が、漢字に関することとして、「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が、今後国語分科会で取り組むべき重要な課題として挙げられている。

この報告を受けて、平成17年3月30日に、文部科学大臣から文化審議会に対して、「敬語に関する具体的な指針の作成について」と「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が諮問された。二つの諮問事項は、文化審議会国語分科会において検討することとされ、そのため、国語分科会では敬語小委員会と漢字小委員会の二つの小委員会を設置し、それぞれの諮問事項に対する審議を重ねてきた。この結果、敬語については「敬語の指針」としてまとめられ、19年2月2日に文化審議会から答申された。

「敬語の指針」は、敬語が必要だと感じているけれども、現実の運用に際しては困難を感じている人が多いという調査結果等を踏まえ、敬語が実際に用いられるそれぞれの場面で作成される「よりどころ」の基盤(=「よりどころのよりどころ」)として活用されることを意図したものである。昭和27年4月に国語審議会建議として出された「これからの敬語」の内容を吟味し、平成12年12月に国語審議会答申として出された「現代社会における敬意表現」で示された「相互尊重」、「自己表現」、「相手や場面への配慮」という考え方を基本的に受け継ぎ、敬語を用いた言語表現を敬意表現に位置付ける立場でまとめられている。

「第1章 敬語についての考え方」においては、敬語がなぜ必要なのか、敬語を使うときの基本となる考え方や留意点を述べている。敬語が、相手や周囲の人と自分との間の関係を表現するものであり、社会生活の中で確かな人間関係を築くのに不可欠であること、また、相手や周囲の人、その場の状況についての、言葉を用いる人の気持ち(「敬い」、「へりくだり」、「改まった気持ち」など)を表現する働きがあること、この2点から敬語の重要性を説明している。その上で、こうした働きを持つ敬語を使うときの基盤として、相互尊重(人と人が互いに相手の立場や状況を理解したり、配慮したりして、認め合い、尊重し合う関係)と自己表現(相手や周囲の人との関係やその場の状況に対する自分の気持ちの在り方を踏まえて、明らかな誤用や使い過ぎ、不足を避けて、ふさわしい敬語表現を自分自身の選択や判断に基づいて使う)という考え方が大切であるとする。敬語を使う上での留意点としては、方言の中の敬語の多様性、世代や性による敬語意識の多様性、いわゆる「マニュアル敬語」などについて述べている。

「第2章 敬語の仕組み」においては、敬語の種類やその仕組み(各種の 敬語はどのような形をしていて、どのように働くのか、使う場合の留意点は どのようなことか、など)の要点について解説をしている。

敬語の種類については、従来の「尊敬語」、「謙譲語」、「丁寧語」という3

種類を、現在の敬語の働きと適切な使い方をより深く理解するために、個々の敬語の働きの違いに着目して、「尊敬語」、「謙譲語 I」、「謙譲語 II(丁重語)」、「丁寧語」、「美化語」の5種類としている。「尊敬語」(「いらっしゃる・おっしゃる」型)は、従来の尊敬語と同じで、相手側又は第三者の行為・ものごと・状態などについて、その人物を立てて述べるものである。「謙譲語 I」(「伺う・申し上げる」型)は、従来の謙譲語と同じで、自分側から相手側又は第三者に向かう行為・ものごとなどについて、その向かう先の人物を立てて述べるものである。「謙譲語 II(丁重語)」(「参る・申す」型)は、従来の謙譲語から新たに区分けしたもので、自分側の行為・ものごとなどを、話や文章の相手に対して丁重に述べるものである。「丁寧語」(「です・ます」型)は、従来の丁寧語と同じで、話や文章の相手に対して丁寧に述べるものである。「美化語」(「お酒・お料理」型)は、従来の丁寧語から新たに区分けしたもので、ものごとを美化して述べるものである。

上述の敬語の働きを前提として、それぞれの種類の形について留意すべきこと、二重敬語や敬語連接の適否などについても解説を加えている。

「第3章 敬語の具体的な使い方」では、敬語の具体的な使い方に関する様々な疑問や問題点に対して、どのように使えば良いのか、また、どのように考えれば良いのか、といった点を解説している。敬語の基本認識にかかわる「第1 敬語を使うときの基本的な考え方」、敬語の形にかかわる「第2 敬語の適切な選び方」、敬語を使う場面とかかわる「第3 具体的な場面での敬語の使い方」という3節に分けて、全部で36の問いを挙げて解説している。具体的な問いとしては、例えば、第1節では「敬語をたくさん使って丁寧な言葉遣いをしているのに、どうも失礼に感じられる人がいるのだが、どうしてなのだろうか。」、第2節では「駅のアナウンスで「御乗車できません。」と言っているが、この敬語の形は適切なのだろうか。」、第3節では「社内の忘年会で司会をすることになった。最初に、社長からのあいさつがあるのだが、その時、「社長からごあいさつを頂きます。」と「社長からごあ

いさつを申し上げます。」のどちらを言えば良いのだろうか。また、社外の 人が多くいる会で司会をすることになった場合は、どうすれば良いのだろう か。」などが取り上げられている。

平成19年2月2日に「敬語の指針」が答申された後、仙台、東京(国語施策懇談会と併せて開催)、大阪、伊丹(ことば文化交流シンポジウムと併せて開催)、福岡で答申説明会を開催して、答申の趣旨を広めることに努めた。また、この答申内容を基に、敬語を題材とした落語(「丁寧ロボット A L 9000」)の創作を桂小春團治氏に依頼して披露してもらうなど、様々な形で、答申の趣旨の普及に努めている。

4. 審議を継続している事柄

平成17年3月30日に、文部科学大臣から文化審議会に対してなされた二つの諮問事項のうち、「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」に関しては、20年3月現在も検討中である。

この諮問事項は、情報機器の普及が漢字使用にも大きな影響を与えている 状況を踏まえて、現行の常用漢字表が、果たして、情報化の進展する現在に おいても「漢字使用の目安」として十分機能しているのかどうかを検討した 上で、JIS漢字や人名用漢字も含めた総合的な漢字政策が必要であるとの 基本認識に基づいてなされたものである。さらに、固有名詞の扱いや手書き の位置付け等についても考え方を整理することが求められている。これまで の審議では、漢字使用の目安となる「国語施策としての漢字表」の必要性が 再確認され、現行の常用漢字表に追加する必要のある字種や削除する必要の ある字種の検討を行っている。

また、平成19年7月25日には、漢字小委員会に加えて、国語分科会に日本語教育小委員会も設置された。日本語教育小委員会では、関係者からのヒアリングと審議を経て、「国語分科会日本語教育小委員会における審議について」をまとめた。このまとめは、国語分科会から、20年2月1日の文化審議会総会に報告された。平成20年3月現在、このまとめで述べられている検討課題(日本語教育における内容の改善、体制の整備、連携協力の推進)について順次審議を進めている。

第Ⅱ部

~10年間の文化行政のあらまし~